

横浜市墓地問題研究会の報告について = 横浜市墓地問題研究会報告書(概要版) =

1 研究会の設置目的について

- (1) 今後、高齢化が更に進み墓地不足が予測される中で、墓地供給のあり方について検討する必要がある。
- (2) これまで横浜市内では、民間事業者を中心に墓地の供給が行われてきたが、事業者と周辺住民の間で墓地整備を巡る紛争が発生しており、公共の立場からその問題解決へ向けた方策を検討する必要がある。
- (3) 少子化の進展により、先祖代々の墓地を受け継ぐ継承者がいないケースも顕在化しており、墓地の無縁化対策について検討する必要がある。
- (4) 葬送の方法についても市民の考え方方が多様化してきていること等を踏まえ、それらの社会情勢や様々なニーズに対応した墓地形態のあり方について、検討する必要がある。

以上のような様々な課題について、その対応方策を検討するため、平成 21 年 8 月横浜市墓地問題研究会を設置・開催することとなった。

2 研究会の検討経過

日 程	会 議 名 等	主 な 内 容
21 年	8 月 6 日 第 1 回研究会	1 研究会の目的・今後の進め方 2 市営墓地の沿革と現状 3 墓地の許可状況等について
	10 月 21 日 第 2 回研究会	1 墓地需要数の設定方法 2 墓地整備に係る公民の役割分担 3 公園型市営墓地の整備について
	11 月 20 日 第 3 回研究会	視察 横浜市営メモリアルグリーン 藤沢市営大庭台墓園 民営墓地
	12 月 16 日 第 4 回研究会	1 海外における墓地事例 2 緑地の保全 3 市街化調整区域の土地利用
22 年	2 月 1 日 第 5 回研究会	1 横浜市墓地等の経営の許可等の関する条例 と現状説明 2 横浜らしい墓地について
	3 月 30 日 第 6 回研究会	1 民営墓地について 2 横浜らしい墓地について (続) 3 報告書素案の検討
	5 月 24 日 第 7 回研究会	報告内容の検討
	7 月 13 日 第 8 回研究会	報告内容の検討

3 研究会の構成

委員名簿

平成 22 年 7 月 13 日 現在（五十音順、敬称略）

	氏 名	所 属	分 野 等
委 員 長	オオハラ カズオキ 大原 一興	横浜国立大学大学院教授	建築学
副委員長	キタムラ ヨシノブ 北村 喜宣	上智大学法学部教授 放送大学客員教授	行政法
委 員	イケベ 池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 上席主任研究員	都市計画 街づくり
委 員	オオシマ マサトシ 大島 正寿	横浜綜合法律事務所	弁護士
委 員	コタニ 小谷 みどり	株式会社 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主任研究員	死生学 葬送問題
委 員	センダ ミツル 仙田 満	放送大学教養学部教授 元日本建築学会会長	環境建築学
委 員	タキタ サチコ 滝田 祥子	横浜市立大学国際総合科学部准教授	文化社会学 多文化社会論
委 員	タシロ ヨウイチ 田代 洋一	横浜国立大学経済学部名誉教授 大妻女子大学社会情報学部教授	経済システム
委 員	ナカジマ クニオ 中島 邦雄	前横浜市墓地等設置紛争調停委員会会長 前メモリアルグリーン第三者評価委員会委員長	墓地紛争調停 委員
委 員	フジツカ マサト 藤塚 正人	神奈川新聞統合編集局報道部長 (編集センター長兼整理部長)	マスコミ関係
委 員	モリ ケンジ 森 謙二	茨城キリスト教大学文学部教授	法社会学 社会学、民俗学
委 員	ヨコタ ムツミ 横田 瞳	社団法人 全日本墓園協会 主任研究員	墓地関係

以上 12名

4 報告書の要旨

1 横浜市における墓地整備のあり方

- (1) 平成 20 年度末時点における市内の墓地の供給可能区画数は約 40,000 区画あり、平成 25 年までの需要を満たせるが、平成 38 年（2026 年）までにさらに約 94,000 区画の墓地整備が必要になると推計される。
- (2) 現状として市営墓地の量的な供給が難しい中で、引き続き民営墓地を中心に、継続的な墓地供給を行っていく必要がある。
- (3) 市民に対しては、墓地が市民生活に欠かせない重要な都市施設であり、公民を問わず継続的に供給していく必要があることを周知し、墓地整備に対する理解を深めるなど、これまでのマイナスイメージの意識や見方を変えていく取り組みも必要である。
- (4) 今後の墓地整備にあたっては、多様化した墓地ニーズに対応できるような墓地形態や供給方策等について、公民が持つ特性と役割を基本に検討していく必要がある。
- (5) 高齢化社会等に対応できるように墓地のバリアフリー化を進めるとともに、墓地を災害時の避難場所として活用するなど、地域住民のための防災空間としての役割も期待される。

2 市民に望まれる市営墓地の実現に向けて

市営墓地の整備については、

- (1) 短期的には、未使用区画や無縁化区画の整理を進め循環利用を促進するとともに、比較的狭い面積で多くの遺骨を納めることが可能な形態の墓地や納骨堂の整備を検討する。
- (2) 中長期的には、多様なニーズに対応できる形態を持ち、市民の憩いの場となり、豊かな緑地を活かした公園型市営墓地の整備の実現に向けて、用地確保や空間創出のあり方等について、関係機関等と継続的に協議を図りながら検討していくことが重要である。

3 民営墓地の適正な供給に向けて

- (1) 民営墓地の適正供給に向けて、新たな基準や制度づくり等を検討する必要がある。
 - ア 経営主体の適格性の確保や「名義貸し」の防止を図り、墓地の永続性を確かなものとするため、財務面の基準について「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」の改正も視野に入れた再整備を行っていく必要がある。
 - イ 紛争が生じた場合には、当事者間の話し合いに初期段階から行政が積極的に関与し、円滑かつ適正な期間内で行えるように、話し合いの義務化、有期限化を図る必要がある。
 - ウ 墓地整備にあたっては、十分な緑地確保や周辺環境への配慮を促すなど、紛争が起きにくく墓地整備のあり方を検討していく必要がある。
 - エ 新たに設置される墓地には、様々な形態の墓地のひとつとして、また、将来墓地区画が無縁化した場合に適切に循環利用ができるように、あらかじめ合葬墓を設置しておくといった方策が重要である。
- (2) 周辺環境に配慮した総合的環境づくりの視点からモデルプランを作ることによって、民間事業者に対して、景観・防災等に対する意識、理解の向上を図っていく必要がある。

4 横浜らしい墓地の実現に向けて

- (1) 今後の墓地供給については、豊かな緑に囲まれた、市民の憩いの場となっているメモリアルグリーンのような墓地の供給が、横浜らしい墓地のひとつの方針として考えられ、横浜市では特に公園型市営墓地の整備について、早期に整備着手できるように、市全体で実現に向けた調整を進めていく必要がある。
- (2) 368 万市民のための安定した墓地供給の実現に向けて、公民がその特性を活かしながら取り組んでいくことが期待される。

【各章の主な内容（要約）】

第1章 墓地問題研究会について（P1～2）

◇ 平成元年の横浜市墓地問題研究会について

- ・ 平成元年に開催した「横浜市墓地問題研究会」の概要と、その答申の実現に向けて開催された「横浜市新墓園等基本構想委員会」の概要
- ・ 平成元年の研究会の答申を受けた市営墓地の整備実績 ⇒ 平成5年度、日野公園墓地内に壁面式納骨施設と合葬式納骨施設を整備、平成18年度にメモリアルグリーンを整備

◇ 平成22年の横浜市墓地問題研究会について

- ・ 平成22年の「横浜市墓地問題研究会」の開催理由 ⇒ P1「1研究会の設置目的について」に掲載

第2章 近年の墓地事情について（P3～11）

- ・ 家と家族をめぐる社会環境は、民法が改正されて60年以上が経過した現在、大きく変化している。
- ・ 核家族化の進展により「家の継続性」という意識は希薄になり、都市部の墓地不足や地方を中心とした墓地の無縁化問題が顕在化してきている。
- ・ 孤独死や無縁社会などが社会問題化している中で、葬送のあり方が問われ始めている。
- ・ 少子化の進展により、後継ぎを必要としない墓地のあり方も模索され始めている。
- ・ 家族観の変化により墓地のあり方も多様化しており、様々な墓地形態ニーズも生まれている。
- ・ 墓地形態 ⇒ 墓石型、芝生型、壁面式、樹木・樹林型、慰靈碑型、納骨堂等

第3章 横浜市における墓地の現状（P12～24）

- ・ 市営墓地と民営墓地の整備状況
- ・ 墓地需要数の推計 ⇒ 平成38年までの墓地必要数は、平成20年度末時点において、推計で約9万4千区画（※平成元年時の推計方法を採用）
- ・ 民営墓地計画の手続きとその状況
- ・ 民営墓地計画の3件に1件は紛争が起きており、新設時の発生率が高い。
- ・ 現行の「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」には協議期間等の定めがなく、H15.4～H21.12末の実績をみると、協議期間は3か月から5年超まで、平均で23か月かかっている。

第4章 現状を踏まえた課題整理と対応方策の検討

1 横浜市における墓地の課題（P25～26）

- ・ 核家族化等の進展により墓地継承の仕組みが徐々に崩れてきており、既存の墓地では返還・無縁整理による未使用区画や無縁化区画が増加傾向にある。
- ・ メモリアルグリーンの一部では使用権の有期限化を導入しているが、既存の墓地についても、公平性や土地の有効利用の観点から循環利用を検討する必要がある。
- ・ 墓地整備に際して、緑地の保全と創造、景観への配慮の取組みが一層求められている。

2 市営墓地と民営墓地の特性及び課題（P26～31）

(1) 市営墓地

- ・ 市営墓地は市民の多様な墓地ニーズ、誰もが利用可能な公益性等を考慮した墓地整備が可能であり、墓地形態によっては比較的安価な墓地を提供できる。
- ・ 市営墓地の取得に対する市民ニーズは高い（墓地取得希望者の約6割が希望）が、既存の市営墓地と同程度の墓地を整備する場合には、財源確保と共に、ある程度まとまった用地の確保が大きな課題である。

(2) 民営墓地

- ・ 民営墓地には、宗旨宗派の指定がないいわゆる事業型墓地と、宗旨宗派が限定されているいわゆる檀家型墓地の2つの類型がある。
- ・ 区画面積や墓石デザイン等に関する使用者の多様なニーズに対応でき、様々なサービスを提供可能な施設もある。
- ・ 条件が合えば取得希望時に墓地の取得が可能である。
- ・ 「名義貸し」問題などの発生を防止するため、事業主体の適格性、永続性を引き続き確保していく必要がある。
- ・ 住宅地に隣接した市街化調整区域が事業型墓地の計画地となった場合に、事業者と周辺住民との間であつれきが生じ紛争になるケースがあり、課題となっている。

3 市営墓地と民営墓地に期待される役割（P32～34）

(1) 市営墓地

- ・ 市民の多様なニーズや周辺環境との調和に配慮した新形態墓地、単身者等を対象とした合葬墓地、市民の憩いの場となる公園型墓地など、横浜市における先導的なモデルとして「横浜らしい墓地」を整備していく必要がある。
- ・ 「横浜らしい墓地」を整備しPRしていくことで、市民の墓地に対するイメージを向上させるとともに、民間事業者に対しても、目指すべきひとつのモデルとして普及啓発していく必要がある。
- ・ 公平・公共性の観点から、比較的安価で市民の誰もが利用できる墓地を提供していくように、市営墓地の拡充や新規供給をより一層進めていくことが求められる。
- ・ 新規・既存を問わず、緑地の保全・創造ができる墓地整備のあり方を検討していく必要がある。
- ・ 未使用区画や無縁化区画の整理を進めるとともに、今後整備する墓地については、墓地使用権の有期限化の検討や、墓地の循環利用を促進していく必要がある。
- ・ 豊かな緑地に囲まれ明るい雰囲気を持った墓地が市民に望まれており、その方策のひとつとして、公園型の市営墓地を整備することが重要である。

(2) 民営墓地

- ・ 平成20年度時点において、本市の墓地経営許可件数の9割は民営墓地が占めており、今後も引き続き市民の多様なニーズにこたえることができ、安定的な経営ができる民営墓地の供給を誘導する方策の検討が必要である。
- ・ 緑地の保全・創造による周辺環境との一層の調和を図るとともに、無縁化した墓地区画を適切に循環利用できるように、改葬先となる合葬墓の設置が望まれる。

第5章 横浜市における墓地供給のあり方（P35～41）

第6章 今後の墓地供給に向けて（P42～44）

※第5章及び6章の内容については、P3「4 報告書の要旨」に掲載

健康福祉・病院経営委員会
平成 22 年 9 月 9 日
健 康 福祉 局

横浜市墓地問題研究会

報 告 書

平成 22 年 9 月

横浜市墓地問題研究会

はじめに

本報告書は、平成 21 年 8 月よりほぼ 1 年間、審議を行ってきた結果をまとめた「横浜市墓地問題研究会」平成 22 年版の報告書である。

横浜市では同名の墓地問題研究会が昭和 63 年から平成元年にかけて審議を行っており、その平成元年版の報告書においては、市民墓園の必要性を基調に、その整備の基本理念と展望が表現されている。これをもとにして、今回の検討は、現代の文脈において、公民の整備手法のあり方や墓地の環境資源的様相、葬送や墓地に対する市民意識の変容や次世代への継承の方法など、新たに生じてきた課題に対する検討を深め、これからの横浜らしい墓地のあり方を示そうとしたものである。

ここでは、はじめに、全体の研究会の雰囲気を紹介しておこうと思う。

まず、墓地の現状を把握する上で、墓地の多面的な意味の再確認作業を行うことになったが、本研究会は検討メンバーに非常に恵まれていた。墓地に関して日本でもかなり高いレベルの議論が可能なメンバー構成となっていたので、毎回の議論は尽きず、多面的で、多様な視点から問題が提起された。それは、立場の違いもあれば、研究上の専門性の違いもあり、墓地に関する多彩な専門家が集合して討議を進めることができた。

議論する過程で、墓地は、単純に土地利用の一形態としてではなく、文化を形成するものとして、また公的サービスのひとつとして、さらに貴重な環境資源として多様な価値を見出すものという認識が深まっていった。多面的な側面に光を当てて見ることで、バランスのとれた議論がなされたと言って良い。墓地整備のあり方にしても、公民の役割分担の明確化を進めるというよりも、相互に補完し合う公民の望ましい統合的な関係、つまり新しい公共を模索するという意見となり融合していった。

次に、印象的だったのは、議論の中で墓地のあり方についての意見のひとつとして、ある委員から、墓地は死者から生者への環境の贈り物となるべきとの意見が述べられた。死してなお、社会に貢献する存在としての墓地空間は、時間を超えて死者の尊厳を生き

る者達の世界に伝えるものとなるだろう。このことが、環境価値を高めるような墓地の空間的あり方を指向するこの研究会の基調となつたように思う。地域環境にとって負の存在と捉えられがちな墓地空間を、むしろそれがあることによってその地域が豊かな環境価値を持つことになるような創造的で地域貢献をもたらす墓地空間を求めていくとの基本的な合意がある。

墓地の今後のあり方を語るときに、整備の直接的・具体的な方法や技術ではなく、それをどのように地域に浸透させ土地になじませていくかというマネジメントの視点も重要な課題として認識された。欧州などの外国事例において環境的に豊かな墓地空間の成り立ちの秘訣のひとつとして、しっかりととした管理がなされていることも再確認した。持続的に継承し、環境をより良い形に維持保全するためには、包摂的な空間管理が重要であるが、墓地は本来誰のものか、死者の所有という点を考えると問題は一意に解決できるほど簡単ではない。

これらから、結果として、横浜らしい墓地としてここで提案しようとしているものは、「新しい墓地観」とでも呼べるものであり、それは家族観、環境観、社会観と同様に、対象としての環境を見たり使ったり関わったりするときにどのように人が観るか、という人間の側の姿勢を表すものもある。豊かな墓地観をもたらすための墓地とは、単純に物理的存在としての施設ではなく、人々が様々な思いを込めることのできる極めて精神性の高い「場」そのものになることが求められるのではないだろうか。

本報告が、今後の墓地の方向を示すものとして活用され、具体的に環境価値を高めるような創造的な墓地が、ひとつでも多く生まれていくことを願う。

平成 22 年 9 月

横浜市墓地問題研究会

委員長 大原一興

横浜市墓地問題研究会報告書 目次

第1章 墓地問題研究会について	1
第2章 近年の墓地事情について	3
第3章 横浜市における墓地の現状	
1 横浜市における墓地の整備状況	12
(1) 市営墓地の整備状況	14
(2) 民営墓地の整備状況	18
2 墓地需要数の推計	19
3 民営墓地計画の手続きとその状況	21
(1) 条例手続きの流れ	21
(2) これまでの墓地計画の手続状況	22
(3) 紛争が発生した墓地計画の状況	23
第4章 現状を踏まえた課題整理と対応方策の検討	
1 横浜市における墓地の課題	25
(1) 未使用区画や無縁化区画の増加	25
(2) 緑の保全と景観の創造	25
2 市営墓地と民営墓地の特性及び課題	26
(1) 市営墓地の特性及び課題	26
(2) 民営墓地の特性及び課題	29
3 市営墓地と民営墓地に期待される役割	32
(1) 市営墓地に期待される役割	32
(2) 民営墓地に期待される役割	33
第5章 横浜市における墓地供給のあり方	
1 横浜市における墓地整備のあり方	35
(1) 墓地供給のあり方	35
(2) 多様化するニーズへの対応	35
(3) 墓地のバリアフリー化と防災空間としての活用	36
2 市民に望まれる市営墓地の実現に向けて	37
(1) 短期的な対応	37
(2) 中長期的な対応	37
3 民営墓地の適正な供給に向けて	38
(1) 墓地経営の安定性の確保	38
(2) 円滑な合意形成の促進	38
(3) 周辺環境との調和や緑の保全・創造	39
(4) 合葬墓の設置～多様なニーズへの対応や墓地の循環利用の促進	39

第6章 今後の墓地供給に向けて	
1 将来を見据えた適切な墓地供給	40
2 紛争解決に向けた取り組み	40
3 循環利用の促進	41
4 多様化する市民ニーズへの対応	41
5 横浜らしい墓地の実現に向けて	41
参考文献	43
○参考資料	45
1 横浜市墓地問題研究会の概要	
(1) 横浜市墓地問題研究会設置要綱	46
(2) 委員名簿	48
(3) 検討経過	49
2 平成元年の横浜市墓地問題研究会の取組み	
(1) 墓地問題研究会の設置とその背景	50
(2) 検討の経緯	51
(3) 墓地問題研究会（平成元年）報告書の概要	52
3 横浜市墓地に関する市民意識調査（平成19年度実施） にみる市民の墓地ニーズ	
(1) 調査の概要	54
(2) 調査結果（抜粋）	54
(3) 結果を踏まえた横浜市の墓地整備の方向性	58
(4) 過去の調査との主要項目比較一覧	59
4 横浜市における人口動態等に関するデータ	
(1) 人口の推移	60
(2) 人口動態	64
(3) 年齢別人口	65
5 関係法令等	
(1) 墓地、埋葬等に関する法律	67
(2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則	76
(3) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	81
(4) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則	92
(5) 横浜市墓地及び靈堂に関する条例	99
(6) 横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則	109
6 その他	
横浜市営墓地の年表	120

第1章 墓地問題研究会について

横浜市では、昭和 63 年から平成元年にかけて「横浜市墓地問題研究会」（以下、「研究会」という。）を設置・開催し、21 世紀を展望した横浜市の墓地のあり方が検討され、提言を含む報告書としてとりまとめられた。

その研究会報告書の提言を具現化するため、平成 2 年から 3 年に、市関係局の部長級で構成する「横浜市新墓園等基本構想委員会」が設置され、墓地整備について具体的な検討が進められた。

これらの検討の結果、平成 5 年度には日野公園墓地に壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設を整備、平成 18 年度には戸塚区俣野町のドリームランド跡地に公園と一体化した市営墓地としてメモリアルグリーンが整備・開設された。

これまで開催してきた研究会等の概要

●横浜市墓地問題研究会（昭和 63 年～平成元年）

【概要】

市民代表及び学識経験者 17 名が市長からの諮問を受けて「21 世紀を展望した横浜市の墓地のあり方」等について調査研究を行い、平成元年 11 月に報告書を公表した（研究会 6 回、起草委員会 3 回開催）。

●横浜市新墓園等基本構想委員会（平成 2 年～3 年）

【概要】

「横浜市墓地問題研究会報告書」の提言に基づき、新墓園や靈堂建設を計画するために、必要な施設整備の基本的な考え方、整備方針等を検討するため、平成 2 年 5 月に設置し、平成 3 年 1 月まで検討を行った。

メンバーは、関係局部長級 10 名で構成し、他にも施設整備と管理運営に関する部会を設けて検討を行った。

このように、横浜市では、研究会の報告書の内容を踏まえて新たな墓地整備を行つてきているところであるが、今後、高齢化が更に進み墓地が不足することが予測される状況の中で、墓地供給のあり方などについて、検討する必要が出てきている。

また、これまで横浜市内では、民間事業者を中心に墓地の供給が行われてきたが、事業者と周辺住民との間で墓地整備を巡る紛争が発生しており、公共の立場からその問題解決へ向けた方策の検討も急務となっている。

一方、少子化の進展により大家族から小家族へなど、家族の「かたち」が変わってきている中で、先祖代々の墓地を受け継いでいく継承者がいないケースも顕在化してきており、墓地の無縁化ということについての対策も備えるべき大きな課題となっている。

また、葬送の方法についても市民の考え方が多様化してきていること等を踏まえ、それらの社会情勢や様々なニーズに対応した墓地形態のあり方について、検討する必要も出てきている。

以上のような様々な課題について、その対応方策を検討するため、今回、改めて横浜市墓地問題研究会を設置・開催することとなった。

第2章 近年の墓地事情について

明治民法下における「家」制度は、戦後の民法改正により廃止されたが、慣習に従い承継される形で祭祀承継（民法 897 条）が存続されてきた。しかし、家と家族をめぐる社会環境は、民法が改正されて 60 年以上が経過した現在、大きく変化してきている。

1960 年代からの高度経済成長期において、地方から都市へ労働力が流入し人口移動が進み、核家族化が進展した。親と同居しない家族は、子育て・就業などの生活基盤が確立されるにつれて、現居住地を故郷とする意識が強くなり、家の継続性という意識は希薄になった。また、人口移動は都市の過密化と地方の過疎化をもたらし、その結果、都市における墓地不足や、地方を中心とした無縁化の問題が顕在化してきている。

近年では、高齢者単身世帯数の増加、地縁・血縁関係の絆が失われていく中で、孤独死や無縁社会などが社会問題化し、葬送のあり方が問われ始めている。

また、少子化の進展によって、跡継ぎ（祭祀主宰者＝承継者）の確保が困難になり、跡継ぎを必要としない墓地のあり方も模索され始めてきた。

さらには、家族の役割を担うよりも個人の自己実現を重要と考える傾向や、結婚しても子供を持たない夫婦、結婚をしない人の増加、離婚率の上昇など、家族観にも変化が生まれ、墓地のあり方も多様化しており、問題をさらに複雑化させている。

以上のように、様々な墓地ニーズが生まれており、それにあわせて墓地形態も多様化してきている。従来の継承を前提とした墓石型墓地だけでなく、継承を前提とした墓地もつくられており、その一つの形態として樹木等を墓標とする「樹木型墓地」も現れてきている。また、これまでのように墓地へ埋蔵するのではなく、遺骨を灰にして海や山に撒く「散骨」も一部で現れてきている。

次頁以降で紹介する墓地形態は、横浜市営墓地の事例を中心にまとめたものである。

1 墓石型墓地

古くからある、最も一般的な墓地の形態である。

大半は、石碑、カロート、外柵で構成されており、一部には、地上カロートのものもある。

墓石型墓地の例（横浜市営久保山墓地）



墓石型墓地の例（横浜市営日野公園墓地）



2 芝生型墓地

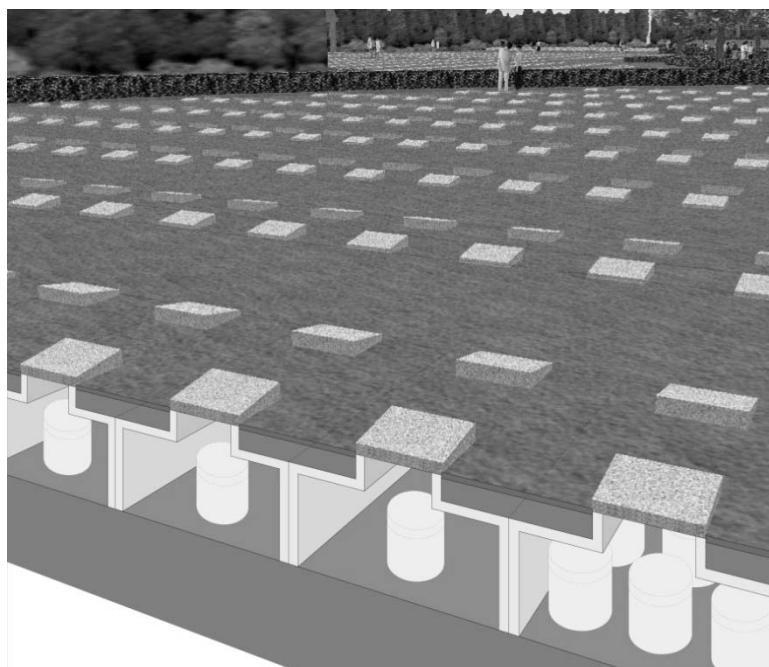
芝生の広場のようなスペースに、墓標としてプレートを設置した形態の墓地で、開放感に溢れた明るい空間となっているのが特徴である。

骨壺は、地下のカロートに埋蔵する形態が一般的である。

芝生型墓地の例（左：横浜市営メモリアルグリーン 右：川崎市営早野聖地靈園）



メモリアルグリーン芝生型の納骨イメージ図



3 壁面式墓地

土地を有効に利用できる形態の墓地であり、平面の少ない斜面地を有効利用した形態（写真上段）や、省スペースのため、板状の墓石を背中合わせに設置した形態（写真下段）などがある。骨壺は地下のカロートに埋蔵する。

壁面式墓地の例（横浜市営日野公園墓地）



壁面式墓地の例（川崎市営早野聖地靈園）



4 樹木・樹林型墓地

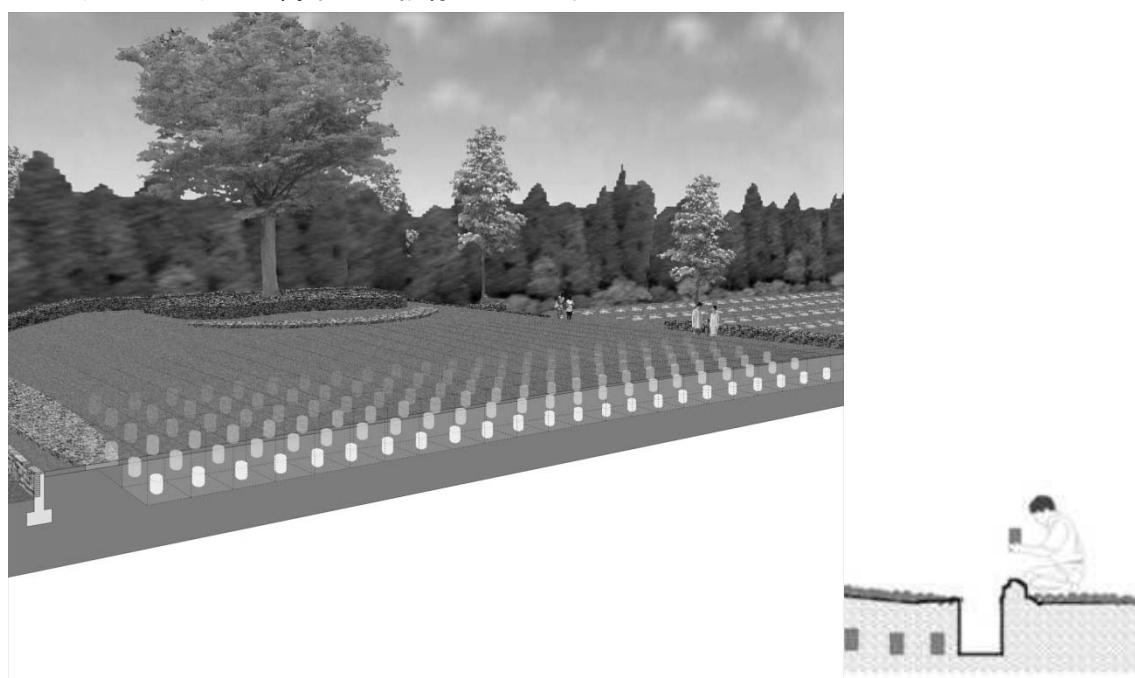
墓石の代わりに1本の樹木を墓標として、大木の周囲に多数の焼骨を埋蔵する（樹木型）、あるいは雑木林の中に焼骨を埋蔵する（樹林型）新たな墓地形態である。焼骨の埋蔵方法には、骨壺に入れて土中に埋蔵する形態と、土中に遺骨を直接埋蔵する形態の2種類がある。

横浜市営墓地メモリアルグリーン内には樹木型の合葬式墓地があり、シンボルツリーや低木、芝、花などで覆われたマウンド状の区画に、骨壺を直接埋蔵する形態となっている。（3か所整備し、1か所につき約1,000体の埋蔵可能）

樹木型墓地の例（左：横浜市営メモリアルグリーン、右：岩手県一関市長倉山 知勝院）



メモリアルグリーン樹木型の納骨イメージ図



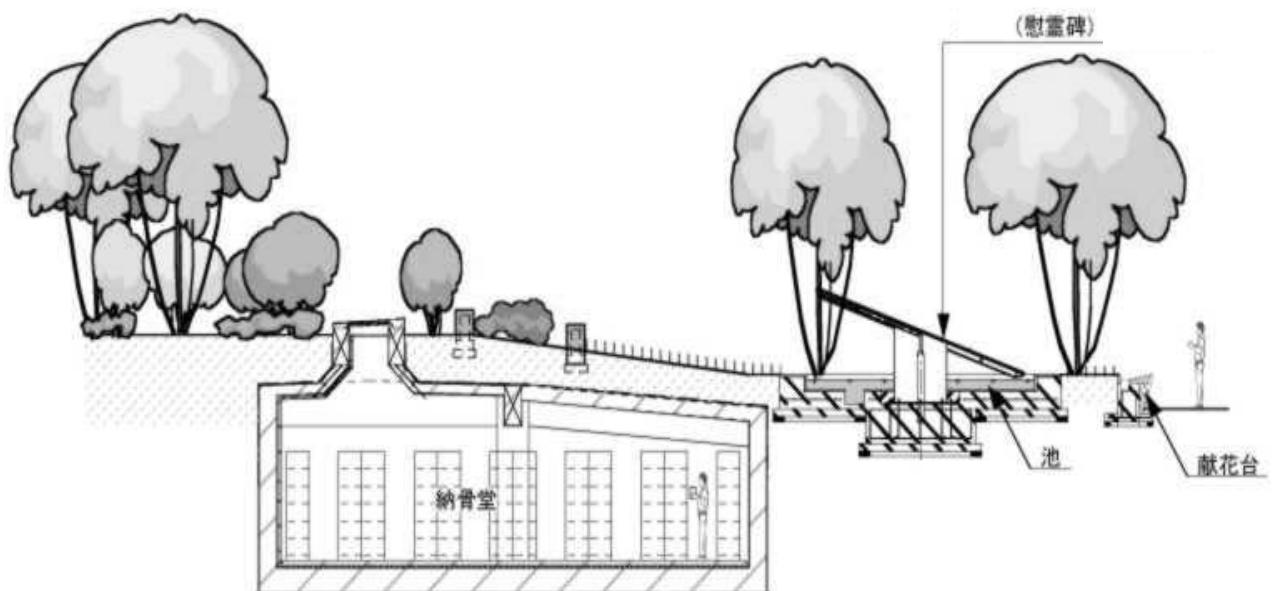
5 慰靈碑型墓地

慰靈碑型墓地の多くは、地上部にモニュメント（慰靈碑）を設置し、地下の納骨室の遺骨を保管する棚に、骨壺を収納する構造となっており、モニュメントの正面に設置された献花台で墓参することができるのが、一般的な形である。

慰靈碑型墓地の例（左：横浜市営メモリアルグリーン 右：東京都営多磨霊園）



メモリアルグリーン慰靈碑型の納骨堂イメージ図



6 納骨堂・立体型墓地

納骨堂や立体型墓地は、空間効率を最大限に活かした墓地形態となっているのが大きな特徴である。

焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設のことで、ロッカー型や墓石型などの形態がある。

民営墓地では、東京都内など地価の高い場所において立地する傾向がみられ、ロッカー型の納骨堂や、室内に石碑を設置して墓地空間を成立させたもの、墓参所に墓石等が自動で出てくるものなどがある。

納骨堂の例（左：横浜市営久保山靈堂、右：横浜市営日野公園墓地）



納骨堂の例（東京都営多磨霊園みたま堂）



立体型墓地の例（藤沢市営大庭台墓園）



7 海外の墓地事例

ヨーロッパ等では、墓地は緑を確保する手段と考えられており、公園として管理されているところが多く、市民の憩いの場となっている。また、代々家族が墓を維持・管理していくような継承の仕組みが存在せず、原則的に墓地使用権の契約期間が決められている（更新可能）など、わが国の状況とは大きな違いがある。

ウィーンの墓地には壁墓地が多いが、これは、キリスト教では火葬した骨灰を土に埋めることを禁止していたため、壁の中に収蔵されたものである。壁につる性植物を配するなど、景観にも配慮されたつくりとなっている。

また、ここにあげたスウェーデンやニュージーランドの事例では、緑地計画がなされた広大な土地において、デザイン性が意識された緑の中に墓石が配置され、緑豊かな樹林地と一体となった景観性の高い墓地がつくられている。

(1) ウィーン中央墓地（オーストリア） 約 238 ha 写真提供：森委員
(墓石型墓地) (特別名誉地区の墓)



(回廊型の壁墓地)



(回廊型の壁墓地の設置状況)



(外壁を利用した壁墓地)



(外壁を利用した壁墓地の設置状況)



ウィーン中央墓地は公園として市民の憩いの場となっており、特別名誉地区には国際的に有名な音楽家、芸術家、政治家の墓があるため、観光スポットともなっている。壁墓地には、教会の回廊の壁面や、墓地外壁の内壁を利用して納骨するタイプがある。

(2) スコーグスシュルコゴーデンー森の墓地ー（スウェーデン）約 102 ha 写真提供：森委員
(墓石型墓地)



スコーグスシュルコゴーデンとは、「森の墓地」という意味である。「人は死ぬと森に還る」というスウェーデンの人々の死生観のもと、美しい松林の中に造られた墓地には、約12万人の死者が眠っている。

(3) クライストチャーチ靈園（ニュージーランド） 約 250 ha 写真提供：小谷委員
(樹木型墓地 家族型墓地区画)



公園づくりを意識したこの墓地には、家族あるいは個人で1区画1本を購入する家族型墓地区画と、バラの下にプレートを置く合葬式墓地区画がある。

第3章 横浜市における墓地の現状

1 横浜市における墓地の整備状況

横浜市では、過去10年間において、約74,000区画の墓地が許可を受けて整備されており、許可の内訳は、市営墓地（平成16年許可、戸塚区）が約7,500区画（約10%）、民営墓地が約66,500区画（約90%）となっている（表1、2及び図1参照）。

表1 平成11年度～20年度の許可状況（年度別、新規／変更別）

年度	新規許可		変更許可		合計	
	施設数	区画数	施設数	区画数	施設数	区画数
平成11年	9	2,090	1	30	10	2,120
12年	12	6,325	3	786	15	7,111
13年	15	13,415	7	2,412	22	15,827
14年	6	3,777	6	2,965	12	6,742
15年	13	12,789	4	5,062	17	17,851
16年	4	8,956	4	861	8	9,817
17年	2	194	2	574	4	768
18年	4	3,281	2	449	6	3,730
19年	3	6,582	0	0	3	6,582
20年	5	2,849	2	432	7	3,281
合計	73	60,258	31	13,571	104	73,829

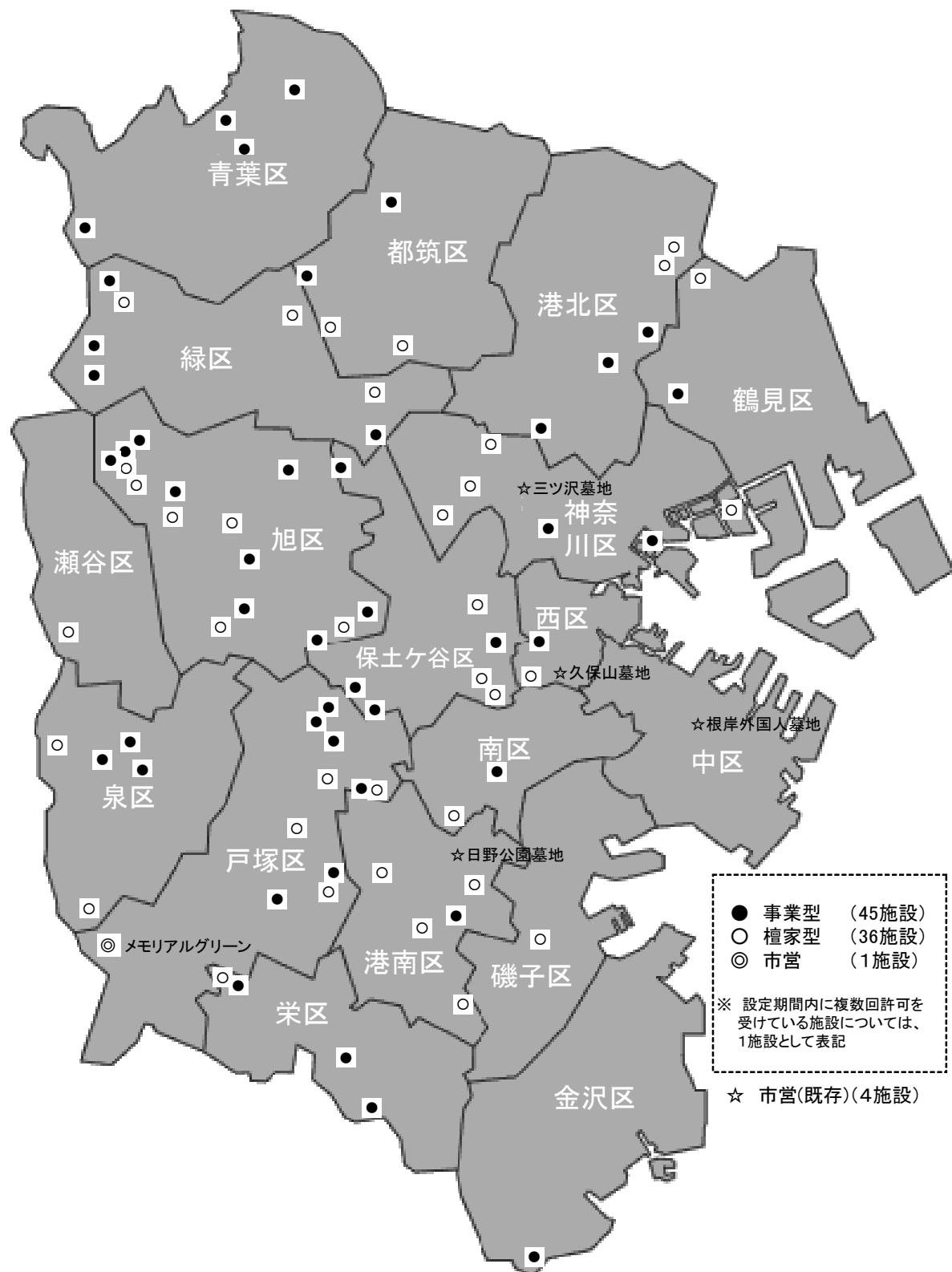
表2 平成11年度～20年度の許可状況（行政区別、事業型／檀家型別）

行政区	事業型墓地		檀家型墓地		合計	
	施設数	区画数	施設数	区画数	施設数	区画数
鶴見	2	980	1	74	3	1,054
神奈川	3	495	5	1,087	8	1,582
西	2	117	1	240	3	357
中	0	0	0	0	0	0
南	2	850	1	186	3	1,036
港南	1	400	4	1,293	5	1,693
保土ヶ谷	7	3,283	3	2,261	10	5,544
旭	12	13,976	6	1,274	18	15,250
磯子	0	0	1	212	1	212
金沢	1	7,500	0	0	1	7,500
港北	3	1,248	1	333	4	1,581
緑	4	3,601	3	1,829	7	5,430
青葉	6	7,704	0	0	6	7,704
都筑	2	1,309	2	472	4	1,781
戸塚	11	13,786	4	711	15	14,497
栄	4	3,895	1	1	5	3,896
泉	8	4,014	2	652	10	4,666
瀬谷	0	0	1	46	1	46
合計	68	63,158	36	10,671	104	73,829

事業型墓地：宗教法人が公益事業として経営する墓地及び公益法人が経営する墓地等のこと。宗派を問わず広く一般に使用者を募る。

檀家型墓地：宗教法人が宗教活動の一環として経営する、いわゆる寺院墓地のこと。当該宗教法人の信者（檀徒及び信徒）のみに提供される。

図1 市営墓地及び民営墓地の許可状況（平成11年度～20年度許可）（分布図）



(1) 市営墓地の整備状況

横浜市においては、明治 7 年に、市内最初の公営墓地となる「久保山墓地」が開設され、その後、明治 35 年に「根岸外国人墓地」、明治 41 年に「三ツ沢墓地」、昭和 8 年に「日野公園墓地」が開設され、昭和 32 年には「久保山靈堂」（納骨堂）が設置された。

それ以降、市営墓地の整備は行われていなかったが、平成元年の墓地問題研究会の答申を受け、新たな墓地形態として、平成 5 年に日野公園墓地に合葬式及び壁面式の墓地を開設し、平成 18 年には、戸塚区俣野町のドリームランド跡地に、公園と一体的に整備された墓地として「メモリアルグリーン」（芝生型、合葬式樹木型、合葬式慰靈碑型の 3 形態）が開設されている。（墓地の分布図については、P. 13 図 1 参照）

表 3 市営墓地・靈堂（納骨堂）の整備状況

施設名	所在地	形態	墓地面積	総区画面積	区画数等	開設年
久保山墓地	西区	墓石型	126,213 m ²	102,777 m ²	約 14,000 区画	明治 7 年
三ツ沢墓地	神奈川区	墓石型	50,302 m ²	33,639 m ²	約 7,000 区画	明治 41 年
日野公園墓地	港南区	墓石型	278,928 m ²	92,829 m ²	約 15,000 区画	昭和 8 年
		壁面式	4,492 m ²	2,281 m ²	450 区画	平成 5 年
		合葬式	209 m ²	242 m ²	6,000 体	
根岸外国人墓地	中区	墓石型	7,610 m ²	2,906 m ²	約 1,000 区画	明治 35 年
メモリアル グリーン	戸塚区	芝生型	64,704 m ²	7,500 m ²	7,500 区画	平成 18 年
		合葬式 樹木型		951 m ²	3,000 体	
		合葬式 慰靈碑型		325 m ²	12,000 体	
久保山靈堂 (納骨堂)	西区	家族 納骨壇	3,324 m ²	3,066 m ²	2,000 区画	昭和 32 年 開設
		焼骨短期 保管施設			910 体	昭和 57 年 改築

●久保山墓地（墓石型）



開設年：明治 7 年 墓地面積：126,213 m² 総区画面積：102,777 m² 区画数等：約 14,000 区画
所在地：西区元久保町

●三ツ沢墓地（墓石型）



開設年：明治 41 年 墓地面積：50,302 m² 総区画面積：33,639 m² 区画数等：約 7,000 区画
所在地：神奈川区三ツ沢上町

●日野公園墓地（墓石型）



開設年：昭和 8 年 墓地面積：278,928 m² 総区画面積：92,829 m² 区画数等：約 15,000 区画
所在地：港南区日野中央

●日野公園墓地（壁面式）



開設年：平成 5 年 墓地面積：4,492 m²
総区画面積：2,281 m² 区画数等：450 区画
所在地：港南区日野中央

●日野公園墓地（合葬式）



開設年：平成 5 年 墓地面積：209 m²
総区画面積：242 m² 区画数等：6,000 体
所在地：港南区日野中央

●根岸外国人墓地（墓石型）



開設年：明治 35 年 墓地面積：7,610 m² 総区画面積：2,906 m² 区画数等：約 1,000 区画
所在地：中区仲尾台

●メモリアルグリーン（芝生型）



開設年：平成 18 年 墓地面積：64,704 m²
総区画面積：7,500 m² 区画数等：7,500 区画
所在地：戸塚区俣野町

●メモリアルグリーン（合葬式樹木型）



開設年：平成 18 年 墓地面積：64,704 m²
総区画面積：951 m² 区画数等：3,000 体
所在地：戸塚区俣野町

●メモリアルグリーン（合葬式慰靈碑型）



メモリアルグリーン墓地配置図



開設年：平成 18 年 墓地面積：64,704 m²
総区画面積：325 m² 区画数等：12,000 体
所在地：戸塚区俣野町

●久保山靈堂



(家族納骨壇)



(焼骨短期保管施設)

開設年：昭和 32 年（57 年改築） 敷地面積：3,324 m²
延床面積：3,066 m²
区画数等：家族納骨壇 2,000 基、焼骨短期保管施設 910 基
所在地：西区元久保町

(2) 民営墓地の整備状況

平成 11 年度から 20 年度までの過去 10 年間において、新たに許可を受けた事業型墓地については、平成 15 年に「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」(以下、「横浜市墓地経営許可条例」という。) が施行され、緑地率を 30%以上確保することが条件となったことから、総じて緑地率が増加し、周辺環境との調和に配慮がなされていること、墓参のための駐車場や管理棟が設けられるようになつたこと等が特色として挙げられる。また、墓地 1 区画あたりの平均面積は 1.37 平方メートルであるが、前半（平成 11 年度から 15 年度）は 1.42 平方メートル、後半（平成 16 年度から 20 年度）は 1.19 平方メートルと、区画が小さくなっている。(墓地の分布図については、P. 13 図 1 参照)

表 4 民営（事業型）墓地における用途別平均面積（注 1）

墓地面積 (m ²)	総区画面積 (m ²)	緑地面積 (m ²)	その他面積 ^(注 2) (m ²)
5,857.14	1,449.60	1,976.55	2,430.99
(100%)	(24.75%)	(33.75%)	(41.50%)



許可の時期	件数	平均 値		
		総区画面積 (m ²)	区画数	1 区画あたりの 平均面積 (m ²)
前 半 (平成 11~15 年度)	24	1,574.57	1,107.08	1.42
後 半 (平成 16~20 年度)	9	1,116.33	938.11	1.19
全 体 (平成 11~20 年度)	33	1,449.60	1,061.00	1.37

(注 1) 平成 11 年度から 20 年度の間に新たに許可された事業型墓地 33 件（墓地面積 1,000 m² 以上 10,000 m²未満）を対象とした。

(注 2) 通路、駐車場、管理事務所等の合計面積

また、横浜市墓地経営許可条例が施行された以後、平成 15 年 4 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの期間に計画された墓地計画数（拡張等計画を含む。）は 51 件であり、そのうち、17 件(33%)が市街化区域に、34 件(67%)が市街化調整区域に計画されているが、墓地面積で比較すると全体の約 90%が市街化調整区域に計画されている。

表 5 横浜市内の墓地計画の設置区域の比較表

(平成 15 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日)

区域区分	計画	墓地計画件数		墓地面積 (m ²)		墓地区画数	
市街化区域	新規	6	(33%)	11, 608	22, 687	1, 877	4, 931 (11%)
	拡張等(注 1)	11		11, 079	(10%)	3, 054	
市街化調整区域	新規(注 2)	23	(67%)	182, 119	206, 733	32, 261	38, 632 (89%)
	拡張等	11		24, 614	(90%)	6, 371	
合計	新規	29	(100%)	193, 727	229, 420	34, 138	43, 563 (100%)
	拡張等	22		35, 693	(100%)	9, 425	

(注 1) 墓地面積及び墓地区画数は拡張等によって増減した面積及び区画数。

(注 2) 市街化調整区域及び市街化区域の両区域にまたがっている計画 1 件を含む。

2 墓地需要数の推計

平成元年に開催された前回の研究会において、墓地需要推計の算定式が表 6 に示すように定められている。今回、実績データとの照合等により当該算定式の検証を改めて行い、おおむね妥当との結論を得たため、本研究会においても墓地需要数の推計に当該算定式を採用することとした。これに平成 19 年度実施の墓地に関する市民意識調査の結果を当てはめると、表 7 に示すとおり、平成 19 年を基準とした需要推計値が算出される。

また、平成 20 年以降の将来必要数についての推計も出されており、平成 38 年(2026 年)までには、13 万を超える墓地区画の整備が必要になる結果となっている。

平成 20 年度末時点における市内の墓地の供給可能区画数は、墓地実態調査の結果等から、約 40,000 区画あることが判明しており、平成 25 年までの需要を満たせる区画数になる。そのため、平成 38 年（2026 年）までに残りの約 94,000 区画の墓地整備が必要になると考えられる。

表 6 墓地需要推計の算定式

- | |
|--------------------------|
| ・現在必要数=親族世帯数×遺骨保持率×墓地需要率 |
| ・将来必要数=死亡予測数×定住志向率×墓地需要率 |

表 7 需要予測数

年次	親族世帯数 (世帯)	墓地必要数《現在必 要数》 (区画)	墓地必要数《累計》 (区画)
平成 19 年	1,032,776	12,443	12,443
年次	死亡予測数 (世帯)	墓地必要数《将来必 要数》 (区画)	墓地必要数《累計》 (区画)
平成 20 年	25,249	4,707	17,150
平成 21 年	26,190	4,883	22,033
平成 22 年	27,173	5,066	27,099
平成 23 年	28,215	5,260	32,359
平成 24 年	29,242	5,452	37,811
平成 25 年	30,268	5,643	43,454
⋮	⋮	⋮	⋮
平成 38 年	43,620	8,132	134,437

※ 現在必要数=親族世帯数（1,032,776 世帯）×遺骨保持率（4.9%）×墓地需要率（24.7%）【平成 19 年】

※ 将来必要数=死亡予測数×定住志向率（75.5%）×墓地需要率（24.7%）【平成 20～38 年】

（遺骨保持率、墓地需要率及び定住志向率は、平成 19 年度実施の横浜市墓地に関する市民意識調査結果を利用）

平成 20 年度末における供給可能区画数：約 40,000 区画

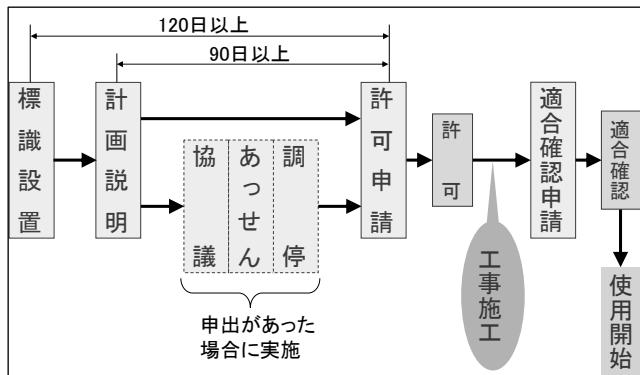
平成 38 年 必要区画数 : 約 134,000 区画

⇒ 平成 38 年までの残り必要区画数 : 約 134,000－約 40,000=約 94,000 区画

3 民営墓地計画の手続きとその状況

横浜市で墓地を経営するにあたっては、横浜市墓地経営許可条例に基づく手続きが必要になり、設置予定地の周辺住民への計画説明や、紛争が生じた際の協議・あっせん・調停なども規定されている。

図2 横浜市墓地経営許可条例の手続きの流れ



(1) 条例手続きの流れ

墓地経営許可申請までの手続きの流れとして、まず、事業者は、墓地計画地に標識を設置し、計画の周知を図る。次に、周辺住民に対して、説明会等により計画の説明を行い、計画説明の時点で特に周辺住民から墓地計画に対して意見等が出なければ、標識設置後 120 日かつ計画説明終了後 90 日以上を経過した日以降に、横浜市に墓地の経営許可申請をすることができる。構造設備基準等に適合すれば許可され、工事施工後、適合確認を受けて、墓地の使用開始となる。

一方、事業者及び周辺住民は、墓地の設置に際し紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めることと規定されている。その紛争解決の手続きとして、周辺住民から事業者に対し協議の申出が出された場合には、当事者間による「協議」を行うこととなっている。しかし、当事者間の話し合いで解決に至らなかった場合は、申出により、行政による「あっせん」や第三者機関である調停委員会による「調停」の手続きも規定されている。

(2) これまでの墓地計画の手続き状況

横浜市墓地経営許可条例施行以降、墓地計画の標識が設置された 51 件の手続き状況と、紛争の発生件数は次のとおりとなっている。

表 8 墓地計画の手続き状況

(平成 15 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日)

墓地の標識 が設置され たもの <u>51</u> 件	既に墓地の使用を開始しているもの	24 件
	許可取得済で使用開始前のもの	7 件
	手続中のもの	13 件
	墓地計画を中止したもの	7 件

表 9 墓地計画の紛争発生件数

(平成 15 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日)

墓地の標識 が設置され たもの <u>51</u> 件	紛争発生なし*	35 件 (69 %)
	紛争発生あり	16 件 (31 %)

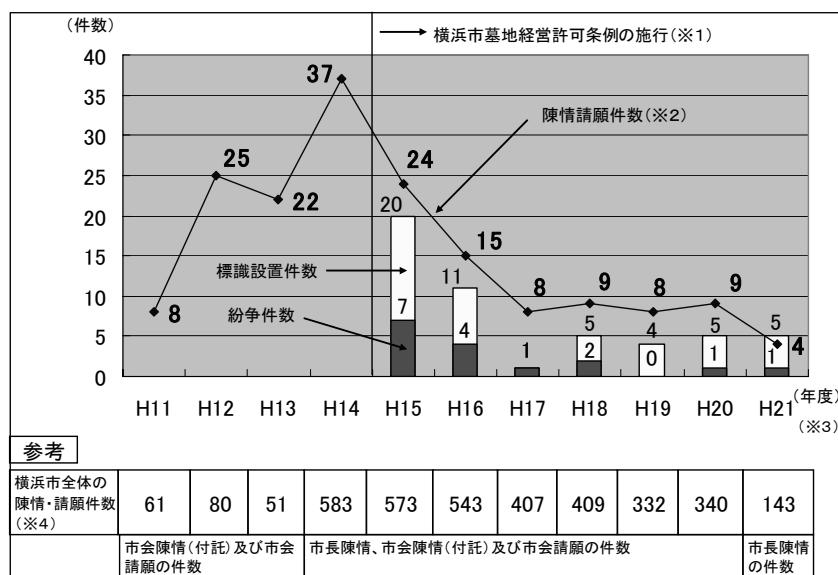
* 平成 21 年 12 月 31 日現在紛争が発生していない手続中の計画を含む。

紛争の考え方

次のいずれかに該当する墓地計画につき、「紛争発生あり」と判断する。

- ① 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第 16 条に規定する協議の申出がなされたもの
- ② 周辺住民から本市に対して当該墓地計画に係る陳情、請願等がなされたもの ※図 3 参照
- ③ ②に準ずるもの（周辺住民から本市又は事業者に対して文書提出があったもの 等）

図 3 横浜市内の墓地建設に対する陳情・請願件数及び標識設置・紛争件数の推移



※ 1 平成 15 年：横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の施行（4 月）

⇒ 計画の公開（標識設置、計画説明）及び紛争調整（協議、あっせん、調停）の手続きを規定。

※ 2 墓地建設に対する陳情・請願は、市長陳情、市会陳情（付託・付託外）及び市会請願の件数

※ 3 H21.12.31 現在

※ 4 市政概要、市政記録から引用

(3) 紛争が発生した墓地計画の状況

ア 新設計画と拡張計画による紛争発生率の比較

墓地計画の標識が設置された 51 件のうち、16 件（31%）で紛争が起こっている。新設墓地計画と拡張等墓地計画を区別して見ると、新設が 29 件中、紛争 15 件（52%）であり、これに対して拡張等は 22 件中 1 件（5%）となっている。

表 10 横浜市内の墓地計画に対する紛争の件数

（平成 15 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

種別	墓地計画件数	紛争件数 ^{※1}	紛争発生率
新設墓地計画	29	15	52%
拡張等墓地計画 ^{※2}	22	1	5%
合計	51	16	31%

※1 紛争件数は墓地計画件数の内数。

※2 既存墓地に隣接した計画。

イ 墓地の規模による紛争発生率の比較

新設墓地計画 29 件を墓地面積により紛争発生率を比較した。小規模な墓地計画は市街化区域内での計画もあるため、紛争発生率が 73% となっているが、墓地の規模に係わらず紛争が起きている。

表 11 横浜市内の新設墓地計画の墓地面積による比較表

（平成 15 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日）

墓地面積	新設墓地計画件数	紛争件数	紛争発生率
～2,999 m ²	11	8	73%
3,000 m ² ～9,999 m ²	16	6	38%
10,000 m ² ～	2	1	50%
合計	29	15	52%

※ 紛争件数は新設墓地計画件数の内数

ウ 周辺住民の主張と紛争期間

墓地建設に反対する周辺住民の主な主張としては、「墓地建設による周辺環境への影響」、「墓地の設置そのものに対する不快感」、「墓地の永続性、経営主体に対する不信感」などが挙げられる。

しかし、周辺住民が問題とする墓地の設置や経営主体に対する意見については、行政機関が審査時に、墓地計画の内容や経営主体の適格性の有無について判断して妥当性を決めるものとされている。そのため、墓地の設置そのものに対する不快感などについては、周辺住民と事業者間の協議によって解決しようとしても平行線となることがある。

横浜市墓地経営許可条例では、紛争解決の手続きとして「協議」、「あっせん」、「調停」が規定されている。「協議」は、平成21年12月末現在協議中のものを含め12件実施されているが、「協議」では紛争が解決されず「あっせん」が行われたものは5件、その内「調停」まで行われたものは3件ある。

現行の横浜市墓地経営許可条例では協議期間等の定めが無く、それぞれ要した期間は、表12のとおりである。

表12 協議・あっせん・調停の実績

(平成15年4月1日～平成21年12月31日)

	協議	あっせん	調停
件数	12件	5件	3件
期間	平均 23か月* (3か月～5年超)	1か月～5か月	3か月

* 協議中に中止した墓地計画(1件)は集計から除外。

第4章 現状を踏まえた課題整理と対応方策の検討

平成 19 年を基準とした墓地需要数の推計によると、平成 38 年（2026 年）までに約 94,000 区画の墓地整備が必要という結果が出ているが（P19「墓地需要数の推計」参照）、この需要数を満たしていくためには、公民が協力して墓地を供給していく必要がある。

1 横浜市における墓地の課題

(1) 未使用区画^{※1}や無縁化区画の増加

戦後の核家族化の進展、さらには少子化や非婚化によって、墓地の継承者が確保できず、墓地を取り巻く環境は大きく変化してきた。歴史の古い既存墓地では、返還等による未使用区画や無縁化区画も増加する傾向にある。

横浜市では、平成 18 年に開設した市営墓地メモリアルグリーンの一部において、墓地使用権は永年ではなく有期限化（継続更新可能）を導入しているが、既存の墓地においても、今後の新規募集分から、公平性や土地の有効活用の観点から循環利用^{※2}を検討していく必要がある。また、既に、横浜市営墓地である久保山、三ツ沢、日野公園墓地においては、今後の循環利用等を検討するため、平成 21 年度から未使用区画等の調査を順次進めているところである。

※1 未使用区画とは、返還区画または無縁整理を終えた区画で、現在未使用となっている区画。

※2 循環利用とは、無縁化区画の整理や墓地使用権の有期限化等により、墓地区画の再貸付を促進すること。

(2) 緑の保全と景観の創造

横浜市は、大都市でありながらまとまった樹林地・農地などがあり、都市の大きな魅力になっている。しかし、一度失われると回復が困難な緑地は、現実には毎年約 100 ヘクタール失われており、一方で平成 20 年度に実施した「横浜の緑に関する市民意識調査」では、緑の増加や維持を求める声が約 98% と極めて高くなっている。

おり、緑の保全と創造は緊急に取組まなければならない課題となっていた。

そのような状況を鑑み、平成 21 年 4 月からスタートしている「横浜みどりアップ計画」では、民有地として残存している多くの緑地を、横浜の魅力ある公益性の高い財産として位置付け、支援策を講じている。

また、市営墓地整備においては、市内最大の墓地面積で、豊富な緑地に囲まれた日野公園墓地に加えて、俣野公園と一体となった広い緑地面積を有するメモリアルグリーンの開設など、市民の要望を踏まえて、既存樹木や緑地の保全・拡充も視野に入れた整備に取り組んでいるところである。

一方、民営墓地においては、横浜市墓地経営許可条例で墓地面積に対して 30% 以上の緑地面積の確保が定められており、周辺環境との調和の観点から一定の成果が見られるが、今後は、市営・民営墓地ともに、新たに整備される墓地だけでなく既存の墓地についても、緑化等による環境整備を、これまで以上に進められるような方策を検討していくことも必要である。

2 市営墓地と民営墓地の特性及び課題

(1) 市営墓地の特性及び課題

ア 市営墓地の特性

墓地経営は公益的な役割を担っており、経営の安定性や永続性が担保された適切な経営が求められている。

市営墓地は経営の安定性等が担保された公共施設であり、また、市民の多様な墓地ニーズ、誰もが利用可能な公益性等を考慮した墓地整備が可能であり、墓地の形態によっては、比較的安価な墓地を提供することができる。

また、公園施設等との一体化により、周辺環境へ配慮した墓地整備が可能であり、幅広い市民の利用が期待できる公園、スポーツや文化施設等の併設や、良好

な緑地空間を創造していくこともできる。

イ 市営墓地の課題

平成 19 年度に実施した市民意識調査（参考資料 P70 参照）では、墓地の取得を希望している市民（24.7%）のうち約 6 割が市営墓地を希望しており、市営墓地に対する市民ニーズが高いことがうかがえる。

しかし、現在、市営墓地の使用者募集を行っているのは、平成 18 年に開設したメモリアルグリーン 1 か所のみであり、平成 25 年度で使用者募集が終了するため、それ以降は新たな市営墓地の使用者募集の予定はない状況である。そのため、市営墓地に対する市民ニーズにどのようにこたえていくのかが、大きな課題となっている。

一方では、市の財政状況は厳しく、新規に墓地整備を行うための財源確保も課題となっている。また、市営墓地を整備する場合、応募が非常に多いことや管理運営上の問題から、一定規模以上の墓地を整備することが期待されており、既存の市営墓地と同規模の墓地を設置する場合には、ある程度まとまった用地の確保が必要である。

また、既存の墓地については、緑地や駐車場が少ない、利用者が墓参しやすい環境になっていないなど、様々な課題を有しております、その解決にも時間がかかることが更に大きな課題となっている。

表 13 平成 21 年度メモリアルグリーン使用者募集 応募状況

納骨施設形態	使用年数	申込区分		募集数	応募数	振替後募集枠	抽選倍率	抽選の	
芝生型納骨施設	永年	遺骨保持	ア	457 区画	830 区画	457 区画	1.82	抽選	
		生前・改葬	イ	228 区画	6,122 区画	228 区画	26.8	抽選	
	30年	遺骨保持	ウ	260 区画	198 区画	198 区画	—	無抽選	
		生前・改葬	エ	130 区画	857 区画	192 区画	4.46	抽選	
小計				1,075 区画	8,007 区画	1,075 区画	残数：無し		
合葬式樹木型納骨施設	永年	1 体 分	遺骨保持	カ	60(60 体分)	31(31 体分)	31(31 体分)	— 無抽選	
		生 前	キ	40(40 体分)	105(105 体分)	69(69 体分)	1.52	抽選	
	2 体 分	遺骨保持	ク	60(120 体分)	53(106 体分)	53(106 体分)	—	無抽選	
		生 前	ケ	40(80 体分)	403(806 体分)	47(94 体分)	8.57	抽選	
小計				200(300 体分)	592(1,048 体分)	200(300 体分)	残数：無し		
合葬式慰靈碑型納骨施設	30年	1 体 分	サ	200(200 体分)	222(222 体分)	222(222 体)	—	無抽選	
		2 体 分	シ	500(1,000 体分)	403(806 体分)	489(978 体)	—	無抽選	
小計				700(1,200 体分)	625(1,028 体分)	711(1,200 体分)	残数：172 体		
合計				1,975	9,224	1,986			

※当初の募集数に対し、応募数が満たなかった申込区分の残り募集数は、同一の形態内で、募集数を超えた申込区分に振り替え。

※合葬式慰靈碑型納骨施設「シ：2 体分」から「サ：1 体分」へ振替を行うため、振替後募集枠が当初の募集枠よりも多くなっている。

(2) 民営墓地の特性及び課題

ア 民営墓地の特性

民営墓地には、宗旨宗派の指定がないいわゆる事業型墓地と、宗旨宗派が限定されているいわゆる檀家型墓地の2つの類型がある。使用者は希望に応じて、このいずれかを選択することができるうことになる。

また、区画面積や墓地の形状等に制約がなく、墓地のデザイン等に関する使用者の多様なニーズに対応できるほか、様々なサービスが提供可能な施設もある。

さらに、面等の条件がり合えば、原則として取得を希望した時に墓地の取得が可能であることも、民営墓地の特性のひとつといえる。

イ 民営墓地の課題

(7) 永続性・非営利性

墓地は公共的な都市施設であり、都市計画法に規定があることからみても、市民生活に必要な施設といえる。また、永続性及び非営利性が厳に求められることから、その経営主体については地方公共団体を基本とし、これによりがたい場合においても、宗教法人、公益法人に経営主体を限るべきとの国の見解が出ている。横浜市墓地経営許可条例においても、経営主体を地方公共団体、宗教法人及び公益法人の三者に限定している。

しかし、横浜市墓地経営許可条例施行以前の民営墓地の中には、経営許可を受けた経営者が主体となって墓地経営を行っていないために、墓地使用禁止命を受けた事例、経営主体内部での代表権争いなどにより使用者の保護に支をきたした事例、また、財務上の問題が発生し経営者の財団法人の設立許可を取りされたことで、永代管理料を既に支っている使用者が将来への不安を持つといった事例等が市内で発生している。

平成 15 年 4 月の横浜市墓地経営許可条例施行後については、墓地事業用地の自己所有化、自己資 率といった、主に財務面からの永続性・非営利性の確保、いわゆる「名義貸し」の防止を図っており、前述のような問題は現在までのところ発生していない。しかし、利用者保護の観点からも引き続きこのような問題の発生を防止する必要がある。

(イ) 立地の選定と紛争

横浜市には、市域の 4 分の 1 という、 都 の他の大都市と比べて大きい割合の市街化調整区域が存在している。都市計画法において、市街化調整区域には原則として建築物の建築が禁止されているが、墓地についてはその立地が制限されていない。加えて市街化調整区域は地価が比較的安価であるため、民間墓地事業者が事業型墓地の計画地として選定することが多い。市街化調整区域には住宅に近接する区域もあり、このような場所が事業型墓地の用地として選定されることにより、事業者と周辺住民との間であつれきが生じ、紛争になるケースがあることが課題となっている。

表 14 市営墓地と民営墓地の特性と課題

墓地形態	特性	課題
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・未使用区画や無縁化区画が増加傾向にある。 ・既存緑地の保全や新たな緑の創造について、一層の取組が求められている。 ・地域の景観との調和や特性を活かした整備、あるいは良好な緑地環境の形成といった観点からの整備が難しい。
市営墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズが比較的高い。 ・公共施設として整備するため、形態によって比較的安価な墓地を提供することが可能である。 ・経営の永続性が担保できる。 ・公益的な観点から、周辺環境へ配慮した墓地整備が可能である。 ・緑地、公園、スポーツ、文化施設等との併設により、幅広い市民の利用が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の市営墓地と同規模で設置をするのであれば、ある程度まとまった用地確保が必要である。 ・墓地を新規に整備する場合、財政状況が厳しく、財源を確保することが課題である。 ・既存墓地においては、緑地率が低いことや通路等の墓参環境を改することが課題である。
民営墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の設計（墓石等）の選幅が比較的広い。 ・宗教・宗派が限定されているものを選ぶことができる。 ・面積の広い墓地、個性的な墓地、緑の多い墓地など、多様なニーズに対応できる。 ・取得を希望した時に、墓地の取得が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性や永続性の担保が必要である。 ・斜面地や市街化調整区域等に造成する場合でも、規制することが難しいため、既存の樹林地の減少につながる傾向がある。 ・墓地整備の際は、事業者と周辺住民との間であつれが生じることがある。

3 市営墓地と民営墓地に期待される役割

(1) 市営墓地に期待される役割

ア 先導的なモデル墓地としての役割

市民の多様なニーズや周辺環境との調和、自然との共生に配慮した新形態墓地、
単身者や継承者のいない市民等を対象とした永代供養の合葬墓地、墓参者だけではなく
様々な人々が散策や憩いの場として利用できる公園型墓地など、横浜市における先導的なモデルとして「横浜らしい墓地」を整備していく必要がある。

また、「横浜らしい墓地」を整備しPRしていくことで、市民の墓地に対する
イメージの向上を図り、墓地が市民生活に欠かせない重要な都市施設であり、公
民を問わず継続的に整備していく必要があることを周知していくとともに、民間
事業者に対しても、目指すべきひとつのモデルとして普及啓発していく必要があ
る。

イ 市民の誰もが利用できる墓地

市民の多様なニーズに対して選択肢を提供することはもちろんであるが、公平・公共性の観点から、比較的安価で市民の誰もが利用できる墓地を提供することが重要である。そのためにも、市営墓地の拡充や新規供給をより一層進めいく取組みが求められる。

ウ 緑地の保全、創造

横浜市は「横浜みどりアップ計画」により緑地の保全、創造に取組んでいるところであり、墓地整備においても、年々減少傾向にある横浜市の緑地の保全、創造に貢献できる整備のあり方を検討していく必要がある。

既存墓地のうち久保山と三ツ沢については、その歴史的特性から緑地は極

少ない現状であり、今後はこの両墓地については特に、返還された区画等を利用して、緑化をはじめとした様々な環境改変を行っていく必要がある。

エ　近年増加している未使用区画の活用

公共施設である市営墓地については、できるだけ多くの市民が利用できるよう、既に保有している用地の活用や、未使用区画及び無縁化区画の整理を進めるとともに、今後整備する墓地については、墓地使用権の有期限化の検討や墓地の循環利用を促進し、市民ニーズを反映した市営墓地の適切な管理運営に務める必要がある。

オ　公園型市営墓地の整備の必要性

墓地は公園、緑地、広場等とともに公共空間の一つであり、都市計画で定めることも可能である。

平成 19 年度に行われた墓地に関する市民意識調査においても、「自然環境の保全」「自然に囲まれた明るい墓地」「公園の機能を持った墓地」等を望む意見が多数寄せられている。

のことからも、豊かな緑地に囲まれ明るい雰囲気を持った墓地が望まれていることが推察され、その方策の一つとして、公園型の市営墓地を整備することが重要であると考えられる。

(2) 民営墓地に期待される役割

社会経済情勢が大きく変化する中で、横浜市では市営墓地の量的な供給が難しい状況があり、これまで民営による墓地供給が進められてきた。

平成 20 年度時点において、横浜市における墓地経営許可件数の割合は民営墓地

が占めている状況である。今後も引き続き民営による墓地供給が必要であることから、市民の多様なニーズにこたえることができ、安定的な経営ができる民営墓地の供給を誘導する方策の検討が必要である。

ア 緑地の保全、創造による周辺環境との一層の調和

横浜市墓地経営許可条例では敷地面積の 30%以上の緑化が定められており、周辺環境との調和の観点から一定の成果が見られるが、今後、貴重な斜面緑地や既存樹林地が開発されることも想定され、そのような場合の緑地の保全策を新たに検討し、周辺環境との一層の調和が図れるようにしていくことが望まれる。

また、既存の墓地で、現条例の緑地率の基準を満たしていない墓地についても、返還された区画などのスペースを活用して積極的に緑化を行うなど、環境整備を推進していく必要がある。

イ 無縁化区画の循環利用

民営墓地についても、経営の合理化の防止及び限られた土地を有効活用するためには、無縁化の規制及び無縁化区画の整理を進める必要がある。今後、新たに設置される墓地については、無縁化区画を適切に循環利用できるように、改葬先となる合葬墓の設置が望まれる。

第5章 横浜市における墓地供給のあり方

1 横浜市における墓地整備のあり方

(1) 墓地供給のあり方

これまで研究会で議論してきたとおり、平成38年（2026年）までの横浜市の墓地需要数は約94,000区画であり、毎年5,000区画程度の計画的な供給が必要となるため、引き続き継続的な墓地供給が必要となっている。（P19「墓地需要数の推計」参照）

継続的に墓地供給を行っていくためには、民間事業者の協力を得て、引き続き民営墓地を中心に着実に供給を行っていくことが重要である。あわせて、事業者に対して、経営許可や構造設備の基準をさせることはもちろんのこと、よりも周辺環境との調和、景観への配慮といった環境価値を高める工夫についても、理解を求めていくべきである。

また、横浜市は、市民に対して、近年開設したメモリアルグリーン等の墓地を積極的にPRしながら、墓地のイメージ向上を図るとともに、墓地は市民生活に不可欠な都市施設であり計画的に供給していく必要性が高いことを、市民に十分に認識してもらう必要がある。

そのためには、市民に対して墓地の必要性についての説明を行い、墓地整備に対する理解を深めていく必要がある。

(2) 多様化するニーズへの対応

都市への人口集中が定着している中で、居住地からアクセス性の良いところで入手可能な墓地が求められており、同時に墓地取得用や維持管理の減が求められている。また、少子化や単身者の増加に伴い、家制度を前提とした墓地管理が困難になってきていることや、子供のいない夫婦や単身者を中心に、親族に世話をか

けたくないという理由から、継承を前提としない墓地を求める世代も現れてきている。こうしたことから、近年は「樹木葬」など、従来の墓地形態とはなる葬送の方法を選んで現れてきていること等、社会的な情勢や、個人のライフスタイルの変化や考え方の多様化といった様々な要素から、墓地に対するニーズも多様化していると考えられる。

このような、様々な要素から生まれるニーズに対応できるような墓地形態や供給の方策等について、公民の特性を踏まえた役割分担を基本に検討していくことが必要である。

(3) 墓地のバリアフリー化と防災空間としての活用

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や福祉のまちづくり条例は、建築物、公園及び公共交通インフラを対象としたもので、墓地は原則としてこれらの対象外となっている。しかし、墓地は都市計画法に定められた公共性を備えた都市施設であり、墓地の使用者の中にも高齢者、障害者等が含まれる。そこで、墓参道の幅を広げたり、管理棟へのアプローチを階段ではなくスロープにする、車いす使用者用の駐車場・トイレを設けること等による墓地のバリアフリー化が望まれる。

また、墓地が公益性の高い都市施設であることに鑑みれば、都市施設としての一定の役割を担わせることも検討の一環がある。例えば、墓地において、一定規模のまとまった広場や駐車場等のオープンスペースが確保でき、かつ災害時にはそこを避難場所として利用することが可能となれば、地域住民のための防災施設としての役割を期待することができる。

2 市民に望まれる市営墓地の実現に向けて

市民に望まれる市営墓地の整備を進めるにあたっては、墓地需要の増大、市民の墓地ニーズの多様化、継承者を必要としない市民の増加といった社会的な状況や、誰もが利用可能な墓地としての公益的な役割等を考慮し、短期的な対応と中長期的な対応を進めていく必要がある。

また、既存墓地については、墓地の環境価値が高まるよう周辺環境との調和に配慮した、緑化など環境改善を行っていくべきである。

(1) 短期的な対応

市営墓地に求められる緊急性の高い課題は、今後も増加が見込まれる墓地需要への対応である。ある程度まとまった土地の確保がすぐには厳しい状況の中で、考えられる具体的な方策としては、墓地の循環利用の促進と比較的狭い面積で多くの遺骨を納めることが可能な形態の墓地や、納骨堂の整備、を検討していくことが必要である。

(2) 中長期的な対応

緑地の多い「横浜らしさ」へとつながる、景観的な価値を高める墓地整備の推進が挙げられる。そのためには、多様な市民ニーズへの対応の視点、墓地利用者に限らず市民の誰もが利用できる公益性の視点、さらには、既存緑地の保全や新たな緑地の創造という視点が重要となる。

そのような視点を踏まえると、多様なニーズに対応できる形態で、大規模な墓地区画数を有し、市民の憩い場となるようなオープンスペースが併設され、豊かな緑地を活かした公園型墓地の整備が、ひとつ大きな方向性として考えられ、墓地としての役割に加え、多くの市民にとってかけがえのない大切な空間となることが、

横浜市における市営墓地の大きな役割と考える。

ただ、こうした市営墓地の実現に向けては、ある程度まとまった規模の用地確保が必要であることから、一定規模以上の公有地や工場跡地など、土地提供の動向を注視していく必要がある。また、公園型墓地の整備はすぐに実現することは難しいが、用地確保や空間創造のあり方について、市民や関係機関と継続的に協議を図りながら検討していくことが重要である。

また、実際に公園型の墓地計画を検討する段階においては、市民や行政、その他関係機関が協力・
した検討が必要であるが、墓地の計画や設計、施工、管理運営を担う事業者を、多様な専門家が参加する
画争によって決定したり、検討プロセスに市民参加を導入するなど、先進的な取り組みの
行により、全国に先けたモデル的墓地整備へと発展させることも期待できる。

3 民営墓地の適正な供給に向けて

(1) 墓地経営の安定性の確保

横浜市では先に述べたとおり、横浜市墓地経営許可条例において経営主体を地方公共団体、宗教法人及び公益法人の三者に限定しているほか、土地の自己所有化、総事業に係る自己資率といった主に財務面に係る基準などを設け、この確認を行うことで経営主体の適格性の確保や、宗教法人の名を以て実的に経営の実権を営利業が握る、いわゆる「名義貸し」の防止を図っている。また、墓地の永続性を確かなものとするために、財務面の基準について、現条例の改正も視野に入れ再整備を行っていく必要がある。

(2) 円滑な合意形成の促進

紛争が生じた場合には、許可申請を行う前に当事者間の話し合いが円滑かつ適正

な期間内で行われるよう、現行の手続きを見直すことが必要である。

例えば、協議・あっせん・調停について、当事者間の話し合いを義務化するとともに、適正な期間内で行われるように、話し合いの期間を有期限化するといった方策などが考えられる。そのためには、円滑に話し合いが行われるよう初期段階から積極的に行行政が関与する必要がある。

(3) 周辺環境との調和や緑の保全・創造

墓地を整備する場合、十分な緑地の確保や周辺環境への配慮を促すなど、紛争の起こりにくい整備のあり方を検討していくことが望まれる。

特に、既存樹林地を計画地とする墓地にあっては、より多くの緑地面積の確保を求めることも、紛争防止・解決に与する可能性がある。既に横浜市墓地経営許可条例では、市街化調整区域において1ヘクタール以上の墓地を設置する場合には、既存緑地の割合に応じた緑地面積の上セ基準があるが、例えば1ヘクタール未満の墓地を設置する場合にも、これを準用していくことも一つの方策と考えられる。

さらに、墓地整備のモデルや周辺環境に配慮した総合的な環境づくりの視点からのモデルプランが望まれており、民間事業者の地域や景観に対する意識、理解を求めていくことも重要である。

(4) 合葬墓の設置～多様なニーズへの対応や墓地の循環利用の促進

今後は、市営墓地と同様、土地の有効活用の観点から、無縁化区画の整理を進めることがますます重要になると考えられる。

そのため、今後新たに設置される墓地については、様々な形態の墓地の一つとして、また、将来墓地区画が無縁化した場合に適切に循環利用ができるように、あらかじめ合葬墓を設置しておくといった方策が重要である。

第6章 今後の墓地供給に向けて

1 将来を見据えた適切な墓地供給

平成 38 年（2026 年）までの墓地需要を満たすためには、公民が特性を活かしながら、着実に墓地供給を進めていくことが よりも重要と考える。

市民に対しては、墓地が市民生活に欠かせない重要な都市施設であり、公民を問わず継続的に供給していく必要があることを周知し、墓地に対する理解を深め、これまでのマイナスイメージの意識や見方を変えていく取り組みも必要である。

また、将来的な課題としては、墓地の供給が過多となることがないように、墓地需要の動向を注意していく必要がある。

2 紛争解決に向けた取り組み

横浜市では、墓地等の経営が支 なく行われ、市民生活における墓地等と周辺環境との調和を目的とした、横浜市墓地経営許可条例を平成 15 年 4 月から施行しているが、当該条例の施行後においても、墓地整備計画に際して周辺住民と事業者との間で、紛争が発生している事例が見受けられる。

こうした状況下で新たな墓地供給を考えた場合、現状として、市による量的な供給が難しいこともあって、引き続き民営墓地を中心に供給を進めなければならない状況であり、市民ニーズにこたえていくためにも、横浜市は、民間事業者が安定的な経営で民営墓地の供給が行えるように、指導していくことが求められる。

そのためには、緑地保全や周辺環境との調和などに配慮しながら、現行の横浜市墓地経営許可条例の基準や当事者間の話し合い手続きのあり方について、見直していくことも必要になってくる。

3 循環利用の促進

市営墓地については、今後の墓地需要や多様な墓地形態に対するニーズに対応するため、墓地使用権の有期限化や墓地の循環利用を促進し、市民ニーズにこたえていく必要がある。

また、民営墓地についても、市営墓地と同様に循環利用を促進する必要がある。

4 多様化する市民ニーズへの対応

家族観の変化やライフスタイルの多様化などが進む中で、葬送の考え方や墓地の形態も多様化してきていることから、横浜市では、社会情勢等の変化も見ながら、市民の墓地に対する考え方やニーズを定期的に把握し、墓地整備へ反映していくことが求められる。

今後の墓地整備にあたっては、多様なニーズに対応できるような墓地形態や供給方策等について、公民が持つ特性と役割を基本に検討していくとともに、周辺環境との調和が保てるように、整備後の維持管理のあり方についても検討していく必要がある。

5 横浜らしい墓地の実現に向けて

墓地は従来、墓石だらけの「墓地」とした場所といったイメージで捉えられてきたが、多くの緑で囲まれ、墓参環境の改善を図ることなどにより、市民の墓地に対する印象が変わり、環境価値の高いものとすることが可能となる。

海外の事例として、特にヨーロッパでは多くの国で公園型墓地が普及しており、市民の憩いの場となる公園として管理され、周辺環境との調和が図られた環境価値の高い空間が形成されており、周辺の市民だけでなく、ウィーン中央墓地（オーストリア）のように、毎年多くの観光客が訪問する名所になっている墓地もある。国内でも、横浜市のメモリアルグリーン、東京都の多摩山墓地などは公園墓地として緑も多く、墓

参環境等にも れており、周辺住民に親しまれている。

今後の横浜市における墓地供給に向けては、豊かな緑に囲まれた、市民の憩いの場となっているメモリアルグリーンのような墓地の供給が、横浜らしい墓地の方向性として考えられる。

そのため、横浜市では特に公園型市営墓地の整備について、早期に整備着手できるように、横浜市全体で実現へ向けた調整を進めていくことが必要である。また、計画にあたっては、景観、緑、バリアフリー、快適性、といった多様な面から、市民に親しまれ され続ける、新たな墓地観を形成していくことを、基本的なコンセプトとして進めていくことが重要である。

さらに、横浜市墓地経営許可条例の見直しと併せて、周辺環境に配慮した総合的環境づくりの視点からモデルプランを作ることによって、民間事業者に対して景観・防災等に対する意識、理解の向上を図っていく必要がある。

当研究会としては、今後の墓地供給について、墓地とその周辺の環境価値を高めることを目指して、総 的にその方策について考え方を述べてきたが、368 万市民のための安定した墓地供給の実現に向けて、公民が一体となって、その特性を活かしながら取り組んでいくことを、強く期待するものである。

【参考文献】

- (1) 「増加する墓地需要と樹木葬による自　再生」池邊このみ（ニッセイ基礎研　P
2008年5月）
- (2) いま、この日本の家族　絆のゆくえ　上真　・　木　　・　森謙二・　辺　樹
(　文堂　2010年5月)
- (3) 「世界の葬送事情」　シルバー新報　小谷みどり（2009年5月、6月）
- (4) 「死者祭祀の実態」　第一生命経済研究所ライフデザインレポート　小谷みどり（2010
年4月）
- (5) 「海外墓地事例レポート」小谷みどり、森謙二
- (6) 「少子高齢時代の墓を考える～継承者不在と墓の多様化」　立法と調査 287　　小林美
(参議院常任委員会調査室・特別調査室　2008年10月)
- (7) 「葬送の個人化のゆくえ－日本型家族の解体と葬送」　家族社会学研究 第 22 卷第 1
2010年　森謙二（日本家族社会学会　2010年4月）
- (8) 墓と葬送の現在－祖先祭祀から葬送の自由へ－　森謙二（東京堂出版　2000年7
月）
- (9) 墓園・　場　管理・運営の実務　墓園・　場実務研究会（新日本法規）
- (10) お骨のゆくえ－火葬大国ニッポンの技術－　横田睦（平　社新書　2000年7月）
- (11) スペシ　ル「無縁社会～　無縁死　3万2千人の　」（　　　　2010年1月
31日放送）
- (12) 横浜市　人口のあゆみ　2010　（横浜市　2010年）
- (13) 横浜市墓地に関する市民意識調査　（横浜市　2007年度実施）
- (14) 横浜市の人口～平成 21 年中の人口動態と平成 22 年1月1日現在の年齢別人口～
(横浜市　2010年)

横浜市墓地問題研究会

報告書 参考資料

1 横浜市墓地問題研究会の概要

(1) 横浜市墓地問題研究会設置要綱

制定 平成 21 年 8 月 1 日 健環第 1259 (局長決)

(目的)

第 1 条 少子・高齢化、核家族化の進展など社会状況が変化している中で、将来を見えた今後の本市墓地供給のあり方や方向性を調査・研究するため、横浜市墓地問題研究会（以下、「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 研究会は、次の事について研究する

- (1) 墓地に関する本市の現状
- (2) 本市における墓地のあり方
- (3) その他必要な事

(組織)

第 3 条 研究会は 委員 15 人以内をもって組する。

2 研究会の委員は、学識経験者、弁護士、マスコミ関係者等の有識者から選定し、市長が委する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもってあてる。
- 3 委員長は、会務を総理し、研究会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 研究会の会議は、委員長が集する。

- 2 研究会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可同数の場合は、委員長がこれを決する。

(委員の代理)

第 7 条 委員の代理は、原則として認めないこととする。

(会議の公開)

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1) 第 31 条の規定により、研究会の会議については一般に公開するものとする。ただし、委員の承 があれば、会議の一部または全部を非公開とすることもできる。

(事務局の設置)

第 9 条 研究会の事務局は、健康福祉局健康安全部環境施設課に置く。

(委任)

第 10 条 この要 に定めるほか、研究会の組 及び運営に関し必要な事 は、委員長が委員会に諮って定める。

則

(施行期日)

この要 は 平成 21 年 8 月 1 日から適用する

(経過措置)

この要 施行後の最初の研究会の 集は、健康福祉局長が行うものとする

(2) 委員名簿

平成 22 年 7 月 13 日 現在 (五十音順、敬称略)

氏 名	所 属	分 野 等
イケベ 池邊 このみ	株式会社ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 上席主任研究員	都市計画・街づくり
オオシマ 大島 正寿	横浜綜合法律事務所	弁護士
オオハラ 大原 一興	横浜国立大学大学院教授	建築学
キタムラ 北村 喜宣	上智大学法学部教授 放送大学客員教授	行政法
コタニ 小谷 みどり	株式会社 第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 主任研究員	死生学、葬送問題
センダ 仙田 満	放送大学教養学部教授 元日本建築学会会長	環境建築学
タキタ 滝田 祥子	横浜市立大学国際総合科学部准教授	文化社会学、多文化 社会論
タシロ 田代 洋一	横浜国立大学経済学部名誉教授 大妻女子大学社会情報学部教授	経済システム
ナカジマ 中島 邦雄	前メモリアルグリーン第三者評価委員会委員長 前横浜市墓地等設置紛争調停委員会会長	墓地紛争調停委員
フジヅカ 藤塚 正人	神奈川新聞統合編集局報道部長 (編集センター長兼整理部長)	マスコミ関係
モリ 森 謙二	茨城キリスト教大学文学部教授	法社会学、社会学、 民俗学
ヨコタ 横田 瞳	社団法人 全日本墓園協会 主任研究員	墓地関係

(3) 検討経過

日 程		会 議 名 等	主 な 内 容
21 年	8月 6日	第1回研究会	1 研究会の目的・今後の進め方 2 市営墓地の沿革と現状 3 墓地の許可状況等について
	10月 21日	第2回研究会	1 墓地需要数の設定方法 2 墓地整備に係る公民の役割分担 3 公園型市営墓地の整備について
	11月 20日	第3回研究会	視察 横浜市営メモリアルグリーン 藤沢市営大庭台墓園 民営墓地
	12月 16日	第4回研究会	1 海外における墓地事例 2 緑地の保全 3 市街化調整区域の土地利用
22 年	2月 1日	第5回研究会	1 横浜市墓地等の経営の許可等の関する条例と現状説明 2 横浜らしい墓地について
	3月 30日	第6回研究会	1 民営墓地について 2 横浜らしい墓地について（続） 3 報告書素案の検討
	5月 24日	第7回研究会	報告内容の検討
	7月 13日	第8回研究会	報告内容の検討

2 平成元年の横浜市墓地問題研究会の取組み

(1) 墓地問題研究会の設置とその背景

平成元年の横浜市墓地問題研究会は、横浜市長から諮問を受け、「市民の墓地需要が顕著な状況にある。今、多様化している市民意識と供給動向を踏まえ、墓地等施設に係る行政推進の方向性を調査研究するため」17名からなる委員構成（会長：田美氏）で設置された。

報告書では平成元年時点での横浜市の墓地問題の背景として以下の点があげられている。

ア 人口の急激な増加・都市化の進展

横浜市の人口は、平成元年3月末現在、316万人に達し、東京23区に次ぐ大都市に成長した。そして平成12年までに369万人に達すると見込まれた。

イ 転入住民の定住化傾向

昭和63年の横浜市市民意識調査では、7割の市民から「横浜市に住み続ける」と回答があった。市民の定住化志向は増加する傾向にあり、この傾向は、市民が都市における生活基盤を確立していくとともに、墓地需要を増大させる要因となっていた。

ウ 核家族化の進行

当時の横浜市は、少人数の家族が独立して生計を立てる個人的な色彩の強い世帯構成であった。このような核家族化の進行は、1家族1墓所という傾向とあいまって、都市における墓地不足をきたす大きな要因となる。

エ 高齢者の増加

横浜市の高齢（65歳以上）人口は、昭和60年には20万人、昭和63年では24万人に達し、高齢化社会へ進むと考えられた。高齢化社会の将来にい、今後の死亡者数の急激な増加も予想され、墓地問題を深なものとしていた。

オ 価値観の多様化

ライフスタイルの変化に伴い、墓地に対する市民の考えもこれまでの「先祖代々の墓」から「自分の墓」という個人を中心とした考えが現れてきた。このような考え方から、「自分が入る」お墓の形態も様々なもの望まれるようになり、市民の墓地に対するニーズも多様化してきた。

カ 地価の高騰や土地の利用規制等による適地不足

都市においては、急激な人口増加と市街化の進展により、地価が高騰し、土地取得が非常に困難となっていた。また、墓地の新たな設置には、規制条件に適合する環境や規模を備えた広大な敷地は必要となる状況がある。

(2) 検討の経緯

以上のような横浜市の墓地問題の背景を踏まえながら、平成元年の横浜市墓地問題研究会では、昭和 63 年（1988 年）7 月から平成元年 10 月まで 6 回にわたり審議を行なった。審議を通じ、墓地に関する横浜市の現況、横浜市における墓地のあり方、その他について調査、研究、検討が行なわれ、「これから市民墓園の基本的な理念とそのあり方」を提言している。報告書は平成元年 11 月に公表された。

平成元年の横浜市墓地問題研究会の審議経緯

開催回、開催日時	討議内容等
第 1 回 昭和 63 年 7 月 21 日	<ul style="list-style-type: none">・横浜市における墓地の許可状況について・市営墓地の沿革を現況について・墓地に関する市民意識調査結果について・配布資料説明・応答
第 2 回（施設見学） 昭和 63 年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">（見学施設等）・横 市営公園墓地・横浜市久保山靈堂
第 3 回 昭和 63 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">・墓地実態調査報告・都市における墓地のあり方について「墓地形態」を中心にして・応答
第 4 回 平成元年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none">・今後の墓地の供給体制について・応答
第 5 回 平成元年 4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none">・都市計画的見地から見た墓地、納骨堂について・横浜市の緑地行政の現状について・靈園・墓所などの形態について・第 4 回研究会までの討議内容・応答
第 6 回 平成元年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none">・研究会報告書（案）の説明・研究会報告書（案）に対する討議

(3) 墓地問題研究会（平成元年）報告書の概要

ア 公営墓地と民営墓地のあり方

(墓地整備の基本的方向)

- ・民営墓地が環境保全の観点から、緑地機能等を果たすと考えられる場合は、らかの規制 和 置等も配慮する必要がある。
- ・公民で協力し合い、それぞれの特性を活かしつつ、都市施設としての墓地を整備していくことが必要。

(公民の役割分担)

- ・近年の人口増加、核家族化、価値観の多様化等により、人々の寺院との関係が薄ってきたことが要 となり、市民は公営墓地に 存せ るを得ない状況にある。
- ・今後、市民ニーズは大きく以下の3つの方向性へ進むと考えられる。
 - ①都心から離れたスポーツ施設や文化施設を併設した新形態の多目的公園墓地への志向
 - ②利 性、経済性の面から居住地の近くに納骨できる立体集合型墓地への志向
 - ③面積も広く自分の 好を生かせる高負担型墓地への志向
- ・①②については行政主導で検討していく必要があり、③については民営墓地での対応を期待する。

イ 今後の墓地整備のあり方

(短期的対策)

- ・敷地面積が少なく、構造的に遺骨収容能力の大きい納骨堂（靈堂）等を早急に建設する必要がある。
- ・納骨堂（靈堂）は従来から一時収蔵的な施設として運営されてきたが、 久的な施設への とそれに応じたシステムの構築、構造や設備の検討が求められる。
- ・納骨堂（靈堂）建設にあたっては、土地の有効利用を図ることが可能な立体集合型とし、付帯施設としては、同じく土地の有効活用の観点から、壁面墓地、合葬型墓地を啓発的なモデル施設として設ける必要がある。

(長期的対策)

- ・増大する市民の墓地需要と多様なニーズに応えるため、土地の効率的な活用が図れる立体集合型の壁面墓地、納骨堂、合葬型墓地等から構成される複合的な市民墓地の建設を検討していく必要がある。
- ・市民墓地は墓参者の利用に限らず、都市施設と併設し、地域社会と共に存できる多目的・複合的な施設として整備していく必要があり、そのためにも、 と緑豊かな憩いの場となるものである。
- ・隣接する県や市町村との 協力により、広域 での市民墓地の確保に努める。
- ・市民墓地の経営及び管理運営体制の効率化の推進と使用料・管理料の受益者負担の検討が必要である。

(具体的に検討すべき立体集合型墓地の形態)

墓地の形態	整備の方向性
①地上納骨堂	・空間とゆとり、緑等に囲まれた安らぎの場として整備。
②地下納骨堂	・空間とゆとり、緑等に囲まれたコミュニティ広場として整備することが必要。
③壁面墓地方式	・空間とゆとり、緑等に囲まれた安らぎの場として整備。
集合型平面墓地	・土地の集約化を図った集合型の平面墓地壁面墓地方式に準ずる。

ウ 既存墓地への対応

(既存墓地の活用)

- ・既存墓地の利用状況の把握と効率的な土地利用を図る必要がある。
- ・市民ニーズへの早急な対応の観点から、無縁墓地の整理等により生じた土地を有效地に活用し、緑地化などの環境整備を図ることが必要。
- ・市内の既存墓地内において一定のまとまった土地を確保・拡張し、市民に受け入れられる立体集合型の壁面墓地、納骨堂等の建設を検討していくことも必要。

(無縁墓地の慰霊)

- ・高齢化や核家族化の進行等により、身の無い単身者が増加しており、無縁化の傾向が強まっている。
- ・現行制度では、継承者のない墓地は無縁墓地として整理され、遺骨は合墓地に納められ慰霊されているが、慰霊の方法や遺骨を納める施設については、かつて横浜に生活した先人たちと市民との有縁を示すシンボルとなるような市民記念碑をつくり、行政の任で合同で慰霊していく方法も検討すべき。

エ 提言の具体化に向けて

(構想委員会の設置)

- ・供給すべき公営墓地の形態、規模、運営方法等についての検討と調整を行うため、関係部局等を構成員とする構想委員会の設置を要望。

(調査の実施)

- ・墓地の需要動向、市民ニーズの把握のために、必要に応じた実態調査および意識調査を行うことを要望。

3 横浜市墓地に関する市民意識調査（平成19年度実施）にみる市民の墓地ニーズ

（1）調査の概要

（目的）

- ・市民の墓地に対する意識の変化を踏まえ、横浜市が整備すべき墓地の規模、形態等を把握し、今後の墓地行政の参考とすることを目的に実施された。

（調査対象）

- ・横浜市に在住の20歳以上の方個人を対象とした。

（調査方法）

- ・送配布、送回収により、平成20年の2月中～3月中で行われた。

（回収状況）

- ・配布数…5,000
- ・回収数…1,660
- ・回収率…33.2%

（2）調査結果（抜粋）

ア 墓地の取得について

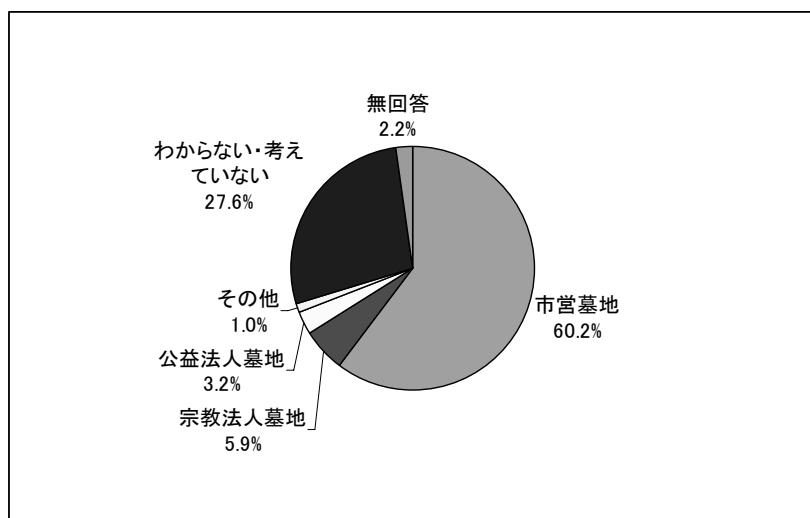
希望する…24.7%（410）【ア】

希望しない…75.3%（1,250）【イ】

イ 取得を希望する墓地の種類について（410）【ア】

取得希望者のうち、6割以上が市営墓地の取得を希望している。

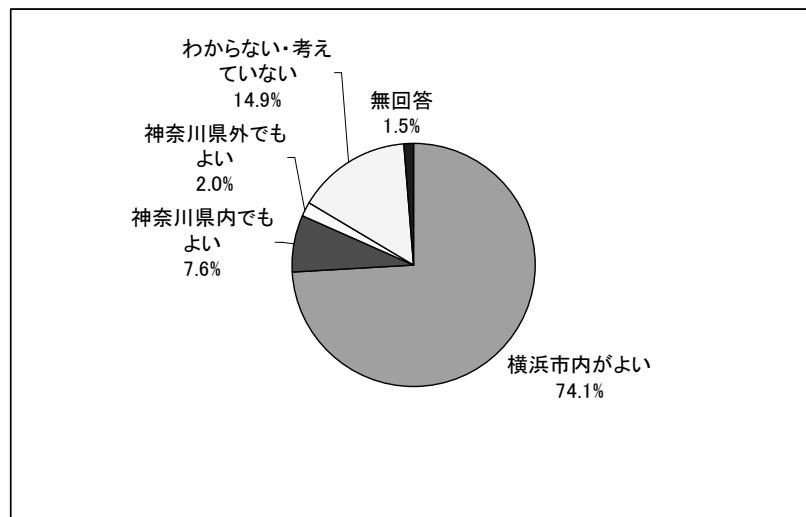
墓地取得希望者のうち取得したい墓地の種類



ウ 取得を希望する地域について（410）【ア】

取得希望者のうち、7割以上が横浜市内を希望している。

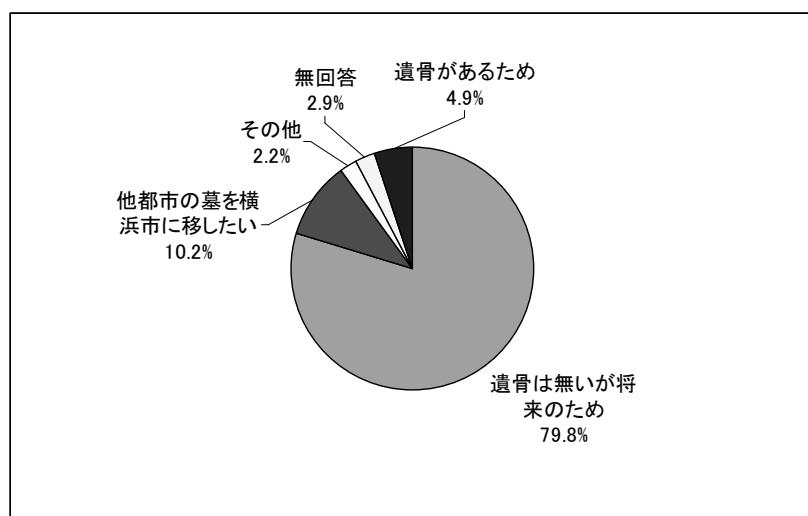
墓地取得希望者のうち取得したい墓地の地域



エ 取得を希望する理由について（410）【ア】

将来のための取得希望が8割近くを占める。

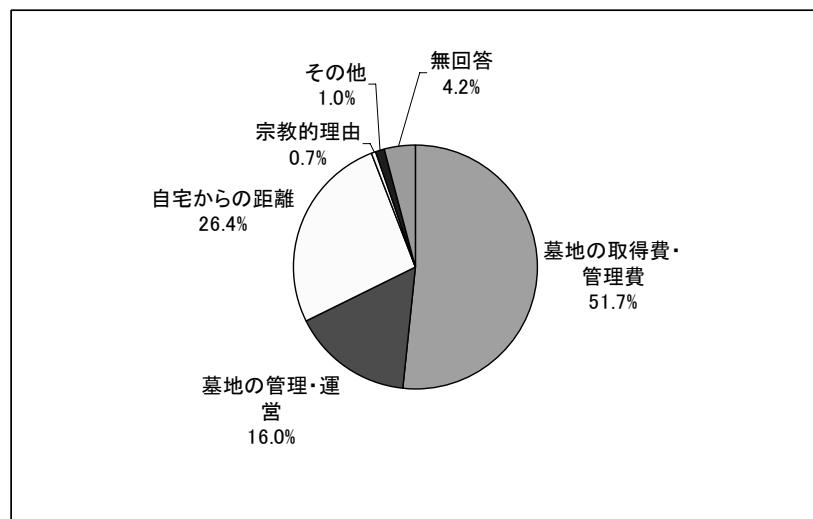
墓地取得希望者のうち取得したい理由



才 取得するにあたり重視すること（410）【ア】

墓地の取得と管理にかかる用を最も重視する傾向が見られる。

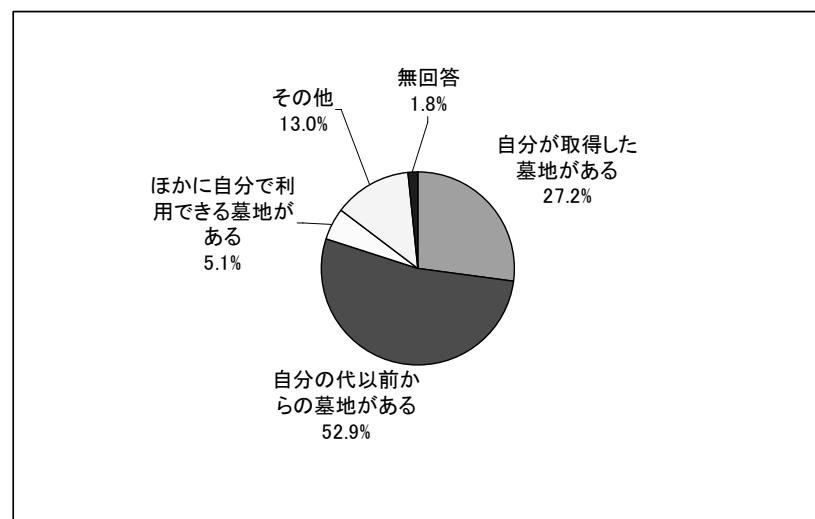
墓地取得にあたって重視したいこと



力 墓地を希望しない理由について（1,250）【イ】

8割以上の人々が、既に自分が利用できる墓がある。

墓地を希望しない理由

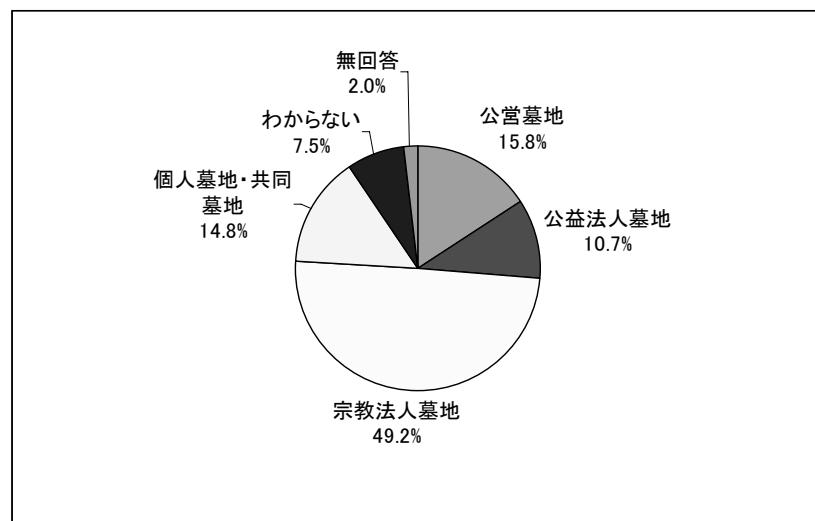


キ 取得済み、あるいは利用可能な墓地の種類について（1,065）

(カのうち、取得済み、あるいは利用可能な墓がある人を対象)

宗教法人墓地が半数近くを占める。

取得済み、あるいは利用可能な墓地の種類

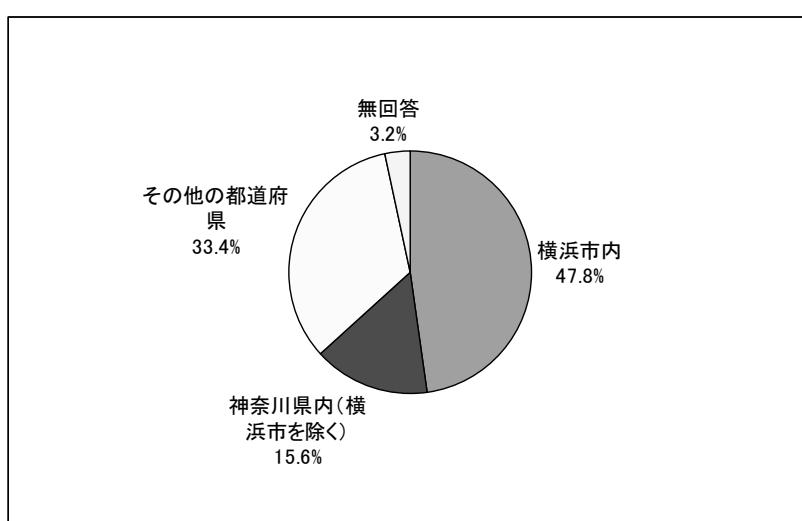


ク 取得済み、あるいは利用可能な墓地がある地域について（1,065）

(カのうち、取得済み、あるいは利用可能な墓がある人を対象)

横浜市内が最も多く、半数近くを占める。

取得済み、あるいは利用可能な墓地がある地域



(3) 結果を踏まえた横浜市の墓地整備の方向性

平成 19 年度のアンケート結果をみると、横浜市民の約 4 人に 1 人が墓地の取得を希望しており、そのうちの 6 割以上が市営墓地を希望しています。これには市営墓地に対する永続性の期待と墓地取得・管理の安さが背景にあることが要のひとつとして考えられます。

場所については、横浜市内を希望する意見が最も多い状況であり、自宅からの離を重視する傾向が見られます。

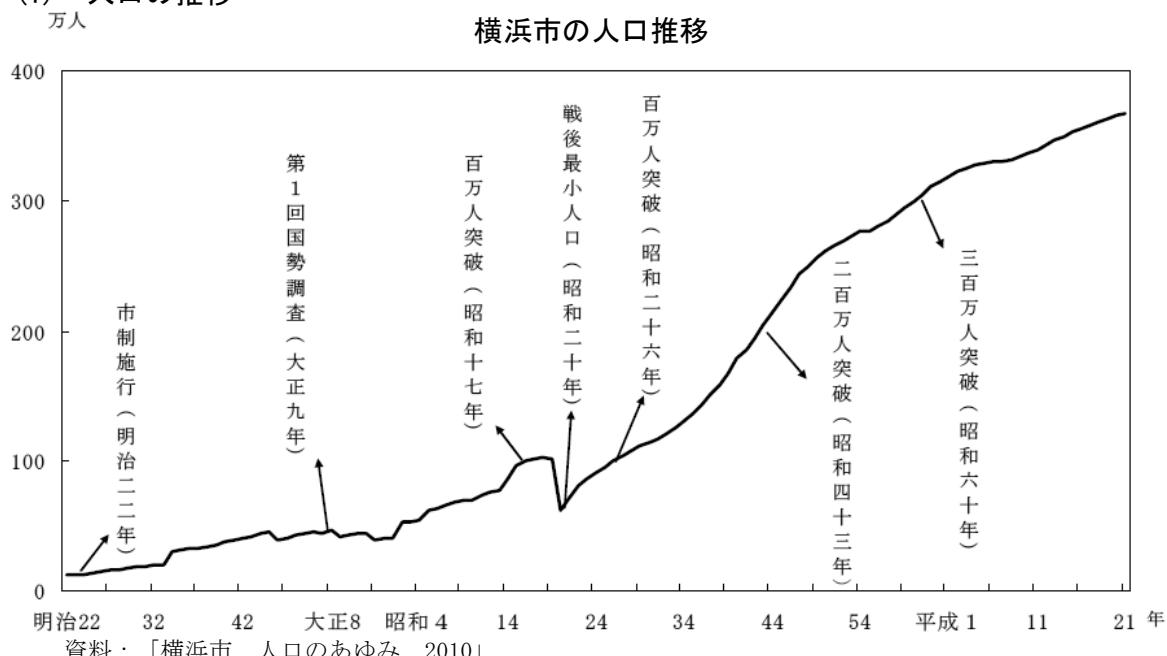
以上のような結果から、できる限り横浜市内において土地を確保し、市営墓地の整備を積極的に整備することが求められますが、今まで整備してきたものと同規模の市営墓地を整備するにあたっては、広大な用地を必要とするため、未利用となっている大規模な国有地や、まとまりのある民有地など、適地を確保することが大きな課題となります。

(4) 過去の調査との主要項目比較一覧

主な問項目		14年度(市)	6年度(県)	62年度(県)
自宅からの離	2時間以内で行きりできる	41.1%	45.5%	40.5%
	半日で行きりできる	26.4%	29.5%	34.7%
	自宅の近隣	21.3%	—	—
	考えていない	8.6%	8.0%	3.3%
取得希望形態	日本の伝統的なお墓	37.7%	51.7%	69.2%
	芝生型のお墓	28.7%	21.4%	16.8%
	壁面墓地	4.1%	8.2%	—
	納骨堂	4.9%	2.8%	1.4%
	合葬式	18.0%	9.0%	—
取得希望用	5万円未満	12.1%	—	51.2%
	1万円未満	26.4%	39.9%	18.2%
	1万円以上3万円未満	12.0%	36.7%	6.1%
	3万円以上	24.9%	5.4%	—
	考えてない	18.9%	12.4%	19.4%
取得希望面積	1m ² くらい	12.1%	—	—
	2m ² くらい	26.4%	22.0%	—
	3m ² くらい	12.0%	28.9%	—
	お骨が収まればよい	24.9%	17.8%	—
	わからない	18.9%	8.8%	—
公営開発形態	伝統的なお墓	16.3%	26.3%	—
	芝生型なお墓	19.0%	—	—
	壁面式や合葬式	42.3%	60.9%	—
	わからない	12.9%	6.0%	—
	その他	3.8%	1.4%	—
有期限化	反対	14.1%	19.8%	—
	やむを得ない	57.4%	58.9%	—
	積極的に成	13.6%	12.0%	—
	わからない	8.6%	4.6%	—
	その他	2.0%	0.6%	—
散骨	散骨したいと考えている	10.6%	11.6%	—
	考え方は理解できる	51.8%	49.5%	—
	反対だが、家族に希望者がいれば散骨したい	11.4%	—	—
	家族に希望者がいても散骨しない	12.8%	23.6%	—
	わからない	8.0%	10.8%	—
	その他	2.5%	2.0%	—
	自分一人でよい	4.8%	—	—
墓地埋蔵囲	夫婦でよい	13.9%	—	—
	親子2代でよい	8.7%	—	—
	親子3代でよい	15.6%	—	—
	先祖代々がよい	49.5%	—	—
	気のあった人等でよい	1.6%	—	—

4 横浜市における人口動態等に関するデータ

(1) 人口の推移



年 次	面 積 (km ²)	世帯数	人 口			女100人 につき男	1世帯 あたり人 員	人 口 密 度 (人/km ²)
			総数	男	女			
明治22(1889)	5.40	27,209	121,985	65,934	56,051	117.6	4.48	22,590
34(1901)	24.80	54,674	299,202	164,520	134,682	122.2	5.47	12,065
44(1911)	36.71	87,918	444,039	242,917	201,122	120.8	5.05	12,096
大正 9(1920)	37.03	95,243	422,938	224,046	198,892	112.6	4.44	11,421
14(1925)	37.03	95,377	405,888	214,341	191,547	111.9	4.26	10,961
昭和 2(1927)	133.88	124,249	529,300	278,300	251,000	110.9	4.26	3,954
5(1930)	133.88	135,929	620,306	321,415	298,891	107.5	4.56	4,633
10(1935)	135.63	148,545	704,290	360,363	343,927	104.8	4.74	5,193
15(1940)	400.97	198,410	968,091	503,199	464,892	108.2	4.88	2,414
20(1945)	400.97	142,074	624,994	318,145	306,849	103.7	4.40	1,559
22(1947)	400.97	177,892	814,379	417,193	397,186	105.0	4.58	2,031
25(1950)	408.66	210,454	951,189	480,242	470,947	102.0	4.52	2,328
30(1955)	405.56	255,833	1,143,687	579,774	563,913	102.8	4.47	2,820
35(1960)	405.60	343,533	1,375,710	700,727	674,983	103.8	4.00	3,392
40(1965)	412.94	481,943	1,788,915	927,970	860,945	107.8	3.71	4,332
45(1970)	417.63	643,262	2,238,264	1,160,455	1,077,809	107.7	3.48	5,359
50(1975)	421.46	796,463	2,621,771	1,349,001	1,272,770	106.0	3.29	6,221
55(1980)	426.72	925,282	2,773,674	1,417,015	1,356,659	104.4	3.00	6,500
60(1985)	430.75	1,027,090	2,992,926	1,532,758	1,460,168	105.0	2.91	6,948
平成 2(1990)	435.25	1,170,032	3,220,331	1,651,527	1,568,804	105.3	2.75	7,399
7(1995)	435.89	1,261,330	3,307,136	1,685,332	1,621,804	103.9	2.62	7,587
12(2000)	437.12	1,370,346	3,426,651	1,735,392	1,691,259	102.6	2.50	7,839
17(2005)	437.38	1,478,104	3,579,628	1,803,579	1,776,049	101.6	2.42	8,184
21(2009)	434.98	1,577,579	3,671,776	1,842,613	1,829,163	100.7	2.33	8,441

注) 1 明治22年～44年は戸数人口（各年12月31日現在）

2 大正9年～平成17年は国勢調査（各年10月1日現在）。ただし、昭和2年は推計人口調査（10月1日現在）、昭和20年は人口調査（11月1日現在）による。

3 平成21年は推計人口（10月1日現在）

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

出生数・死亡数及び自然増加率の推移

年 次	出生数	死亡数	自然増加数	比率(人口1,000人につき)				自然増加率(%)
				出生	死亡	出生 (全国)	死亡 (全国)	
昭和 22 年 (1947)	27,529	10,498	17,031	33.80	12.89	34.3	14.6	2.21
23 (1948)	26,058	7,922	18,136	30.32	9.22	33.5	11.9	2.19
24 (1949)	27,176	7,699	19,417	29.80	8.44	33.0	11.6	2.22
25 (1950)	24,063	7,083	16,980	25.30	7.45	28.1	10.9	1.84
26 (1951)	22,008	6,755	15,253	21.97	6.74	25.3	9.9	1.58
27 (1952)	20,400	5,986	14,414	19.63	5.76	23.4	8.9	1.42
28 (1953)	19,922	6,543	13,379	18.46	6.06	21.5	8.9	1.28
29 (1954)	19,537	6,418	13,119	17.53	5.76	20.0	8.2	1.20
30 (1955)	19,118	6,412	12,706	16.72	5.61	19.4	7.8	1.13
31 (1956)	18,717	6,076	12,641	15.94	5.17	18.4	8.0	1.10
32 (1957)	19,736	6,711	13,025	16.29	5.54	17.2	8.3	1.10
33 (1958)	21,303	6,367	14,936	16.99	5.08	18.0	7.4	1.22
34 (1959)	22,220	6,126	16,094	17.07	4.71	17.5	7.4	1.27
35 (1960)	23,272	6,000	17,272	16.92	4.36	17.2	7.6	1.32
36 (1961)	24,710	5,404	19,306	17.19	3.76	16.9	7.4	1.39
37 (1962)	26,647	5,674	20,973	17.60	3.75	17.0	7.5	1.44
38 (1963)	28,617	5,537	23,080	18.00	3.48	17.3	7.0	1.51
39 (1964)	32,374	5,517	26,857	19.31	3.29	17.7	6.9	1.67
40 (1965)	37,213	6,769	30,444	20.80	3.78	18.6	7.1	1.80
41 (1966)	29,197	6,185	23,012	15.70	3.33	13.7	6.8	1.27
42 (1967)	40,433	6,729	33,704	20.79	3.46	19.4	6.8	1.80
43 (1968)	42,433	7,309	35,124	20.72	3.57	18.6	6.8	1.79
44 (1969)	44,114	7,134	36,980	20.58	3.33	18.5	6.8	1.79
45 (1970)	47,622	7,867	39,755	21.28	3.51	18.8	6.9	1.83
46 (1971)	50,490	8,741	41,749	21.55	3.73	19.2	6.6	1.85
47 (1972)	53,562	9,386	44,176	22.01	3.86	19.3	6.5	1.87
48 (1973)	53,504	9,759	43,745	21.44	3.91	19.4	6.6	1.79
49 (1974)	52,394	10,322	42,072	20.45	4.03	18.6	6.5	1.67
50 (1975)	47,353	10,308	37,045	18.06	3.93	17.1	6.3	1.44
51 (1976)	46,322	10,319	36,003	17.42	3.88	16.3	6.3	1.37
52 (1977)	43,758	10,607	33,151	16.24	3.94	15.5	6.1	1.24
53 (1978)	41,625	10,930	30,695	15.25	4.00	14.9	6.1	1.13
54 (1979)	40,306	10,983	29,323	14.59	3.97	14.2	6.0	1.07
55 (1980)	37,977	11,683	26,294	13.69	4.21	13.6	6.2	0.95
56 (1981)	37,493	12,023	25,470	13.36	4.28	13.0	6.1	0.92
57 (1982)	36,381	12,042	24,339	12.77	4.23	12.8	6.0	0.86
58 (1983)	37,179	12,915	24,264	12.85	4.46	12.7	6.2	0.85
59 (1984)	36,466	13,033	23,433	12.39	4.43	12.5	6.2	0.81
60 (1985)	36,063	13,225	22,838	12.05	4.42	11.9	6.3	0.77
61 (1986)	34,461	13,596	20,865	11.30	4.46	11.4	6.2	0.69
62 (1987)	34,773	13,802	20,971	11.18	4.44	11.1	6.2	0.69
63 (1988)	35,321	14,754	20,567	11.21	4.68	10.8	6.5	0.66
平成 元 (1989)	32,774	14,596	18,178	10.27	4.57	10.2	6.4	0.58
2 (1990)	32,746	15,728	17,018	10.17	4.88	10.0	6.7	0.53
3 (1991)	33,651	16,490	17,161	10.35	5.07	9.9	6.7	0.53
4 (1992)	32,896	17,013	15,883	10.05	5.20	9.8	6.9	0.49
5 (1993)	32,692	17,465	15,227	9.94	5.31	9.6	7.1	0.46
6 (1994)	34,617	17,557	17,060	10.49	5.32	10.0	7.1	0.52
7 (1995)	32,899	18,863	14,036	9.95	5.70	9.6	7.4	0.42
8 (1996)	33,567	18,487	15,080	10.11	5.57	9.7	7.2	0.46
9 (1997)	33,273	18,923	14,350	9.96	5.67	9.5	7.3	0.43
10 (1998)	34,547	20,155	14,392	10.25	5.98	9.6	7.5	0.43
11 (1999)	33,676	20,444	13,232	9.93	6.03	9.4	7.8	0.39
12 (2000)	34,295	20,363	13,932	10.01	5.94	9.5	7.7	0.41
13 (2001)	33,722	20,693	13,029	9.74	5.98	9.3	7.7	0.38
14 (2002)	33,699	21,293	12,406	9.64	6.09	9.2	7.8	0.36
15 (2003)	33,271	21,748	11,523	9.43	6.17	8.9	8.0	0.33
16 (2004)	33,238	22,511	10,727	9.35	6.33	8.8	8.2	0.30
17 (2005)	31,722	23,478	8,244	8.86	6.56	8.4	8.6	0.23
18 (2006)	33,023	23,777	9,246	9.17	6.60	8.7	8.6	0.26
19 (2007)	33,122	24,634	8,488	9.13	6.79	8.6	8.8	0.24
20 (2008)	32,694	25,552	7,142	8.95	7.00	8.7	9.1	0.20

注) 1 自然増加率は各年1月1日現在の人口を基準としている。

2 比率は各年10月1日現在の人口を基準としている。

3 全国の出生・死亡の比率は、人口動態統計月報（厚生労働省）による。

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

配偶関係別、男女別、人口及び割合の推移（15歳以上）

年 次		配偶関係別人口						配偶関係別割合(%)					
		総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別		
男	大正 9 年 (1920)	156,845	61,554	85,430	6,885	2,976	100.0	39.2	54.5	4.4	1.9		
	14 (1925)	146,555	52,038	84,761	7,129	2,627	100.0	35.5	57.8	4.9	1.8		
	昭和 5 (1930)	214,788	79,860	123,309	9,142	2,477	100.1	37.2	57.4	4.3	1.2		
	10 (1935)	238,778	92,635	133,056	9,866	3,221	100.0	38.8	55.7	4.1	1.3		
	15 (1940)	332,461	138,560	177,361		16,540	100.0	41.7	53.3		5.0		
	25 (1950)	321,308	126,545	180,374	11,571	2,805	100.0	39.4	56.1	3.6	0.9		
	30 (1955)	401,041	164,165	220,288	12,230	4,338	100.0	40.9	54.9	3.0	1.1		
	35 (1960)	514,027	212,006	283,970	12,679	5,299	100.0	41.2	55.2	2.5	1.0		
	40 (1965)	717,986	296,208	400,615	13,645	7,071	100.0	41.3	55.8	1.9	1.0		
	45 (1970)	888,836	339,385	526,733	14,095	8,265	100.0	38.2	59.3	1.6	0.9		
	50 (1975)	1,007,951	336,289	644,901	16,352	9,847	100.0	33.4	64.0	1.6	1.0		
	55 (1980)	1,072,805	347,375	687,999	16,940	13,316	100.0	32.4	64.1	1.6	1.2		
	60 (1985)	1,209,220	421,828	741,066	19,992	19,633	100.0	34.9	61.3	1.7	1.6		
	平成 2 (1990)	1,355,640	497,269	798,679	22,515	23,730	100.0	36.7	58.9	1.7	1.8		
	7 (1995)	1,431,232	522,684	835,423	26,338	29,681	100.0	36.5	58.4	1.8	2.1		
	12 (2000)	1,484,181	521,674	869,399	30,144	37,944	100.0	35.1	58.6	2.0	2.6		
	17 (2005)	1,534,757	521,405	904,322	33,710	45,315	100.0	34.0	58.9	2.2	3.0		
女	大正 9 年 (1920)	134,245	30,405	83,845	16,909	3,086	100.0	22.6	62.5	12.6	2.3		
	14 (1925)	125,772	24,981	82,319	16,119	2,353	100.0	19.9	65.5	12.8	1.9		
	昭和 5 (1930)	194,501	46,038	121,869	23,924	2,670	100.1	23.7	62.7	12.3	1.4		
	10 (1935)	224,135	59,916	132,851	27,813	3,555	100.0	26.7	59.3	12.4	1.6		
	15 (1940)	303,349	84,408	176,620		42,321	100.0	27.8	58.2		14.0		
	25 (1950)	317,160	88,306	177,925	45,121	5,782	100.0	27.8	56.1	14.2	1.8		
	30 (1955)	392,523	114,147	218,898	51,297	8,148	100.0	29.1	55.8	13.1	2.1		
	35 (1960)	496,675	145,174	282,695	58,199	10,537	100.0	29.2	56.9	11.7	2.1		
	40 (1965)	659,614	186,194	394,622	66,483	11,884	100.0	28.2	59.8	10.1	1.8		
	45 (1970)	818,489	202,610	522,764	77,404	15,592	100.0	24.8	63.9	9.5	1.9		
	50 (1975)	948,427	202,562	641,900	85,940	17,776	100.0	21.4	67.7	9.1	1.9		
	55 (1980)	1,031,526	226,171	688,001	91,902	22,506	100.0	21.9	66.7	8.9	2.2		
	60 (1985)	1,153,079	274,957	740,089	104,903	30,303	100.0	23.8	64.2	9.1	2.6		
	平成 2 (1990)	1,296,129	338,462	797,779	114,056	35,629	100.0	26.1	61.6	8.8	2.7		
	7 (1995)	1,381,136	362,778	836,313	128,634	44,039	100.0	26.3	60.6	9.3	3.2		
	12 (2000)	1,456,023	373,787	871,672	140,533	55,597	100.0	25.7	59.9	9.7	3.8		
	17 (2005)	1,528,730	377,487	907,803	156,486	69,589	100.0	24.7	59.4	10.2	4.6		

- 注) 1 国勢調査による。
 2 昭和25年以降総数には配偶関係「不詳」を含む。
 3 昭和15年の死別には離別を含む。

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

世帯の家族類型別一般世帯の比較

家族類型	一般世帯数				構成比 (%)			
	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年
総 数	773,761	1,017,512	1,251,392	1,443,350	100.0	100.0	100.0	100.0
親族世帯	658,844	769,833	894,645	997,072	85.1	75.7	71.5	69.1
核家族世帯	560,468	664,353	794,317	905,635	72.4	65.3	63.5	62.7
夫婦のみ	98,996	133,503	220,073	299,081	12.8	13.1	17.6	20.7
夫婦と子供	420,112	471,064	490,744	494,934	54.3	46.3	39.2	34.3
男親と子供	6,400	9,721	14,047	18,065	0.8	1.0	1.1	1.3
女親と子供	34,960	50,065	69,453	93,555	4.5	4.9	5.6	6.5
その他の親族世帯	98,376	105,480	100,328	91,437	12.7	10.4	8.0	6.3
非親族世帯	1,992	2,653	4,674	9,942	0.3	0.3	0.4	0.7
単独世帯	112,925	245,026	352,073	436,336	14.6	24.1	28.1	30.2

注) 昭和50年の一般世帯は、普通世帯である。

資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

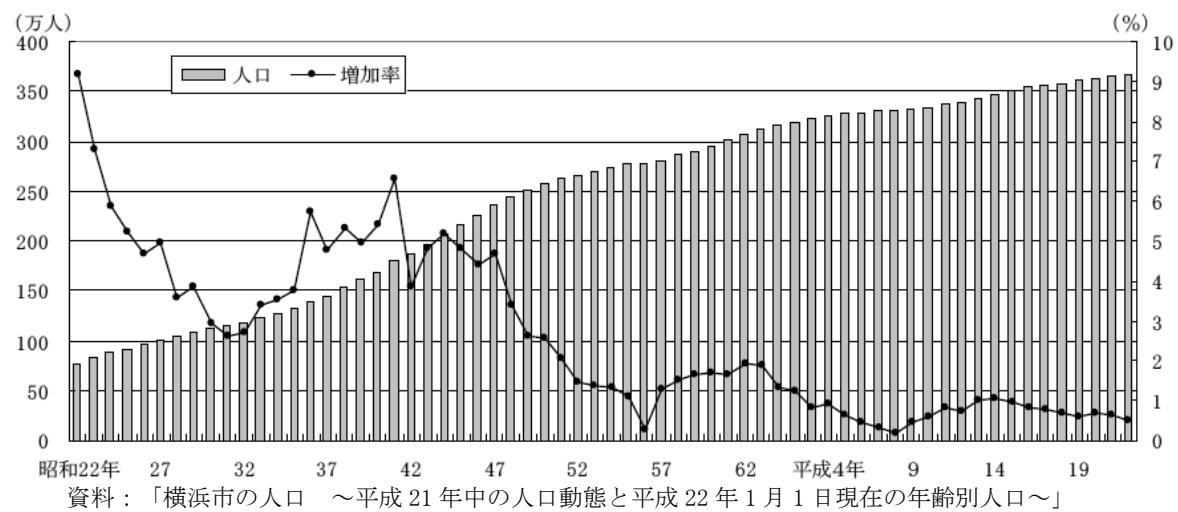
高齢夫婦世帯数及び高齢者単身世帯数

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯	849,062	1,017,512	1,149,740	1,251,392	1,353,526	1,443,350
夫婦のみの世帯	109,949	133,503	173,321	220,073	263,177	299,081
単独世帯	140,452	245,026	304,313	352,073	399,019	436,336
高齢夫婦世帯						
世帯数	19,978	29,978	45,941	68,493	96,440	124,331
増加率		50.1	53.2	49.1	40.8	28.9
(一般世帯に占める割合)	(2.4)	(2.9)	(4.0)	(5.5)	(7.1)	(8.6)
(夫婦のみの世帯に占める割合)	(18.2)	(22.5)	(26.5)	(31.1)	(36.6)	(41.6)
高齢単身世帯						
世帯数	14,373	20,322	31,262	47,448	73,990	97,621
増加率		41.4	53.8	51.8	55.9	31.9
(一般世帯に占める割合)	(1.7)	(2.0)	(2.7)	(3.8)	(5.5)	(6.8)
(単独世帯に占める割合)	(10.2)	(8.3)	(10.3)	(13.5)	(18.5)	(22.4)
男	3,719	5,002	7,403	12,289	22,370	30,536
増加率		34.5	48.0	66.0	82.0	36.5
女性	10,654	15,320	23,859	35,159	51,620	67,085
増加率		43.8	55.7	47.4	46.8	30.0
性別比	34.9	32.7	31.0	35.0	43.3	45.5

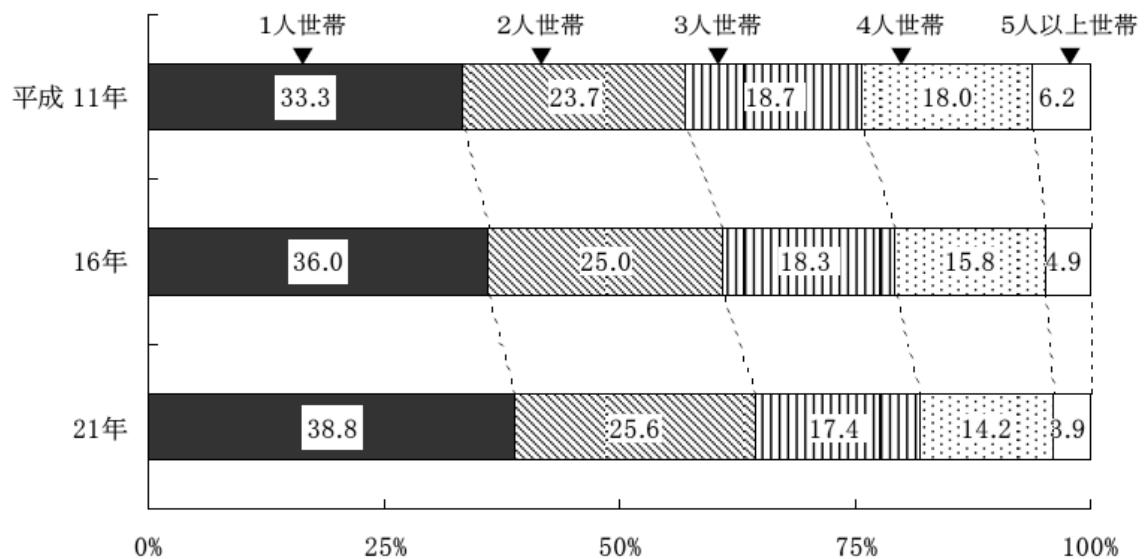
資料：「横浜市 人口のあゆみ 2010」

(2) 人口動態

人口増加の推移（昭和 22 年～平成 22 年）



世帯人口別世帯数の割合（平成 11 年・16 年・21 年）

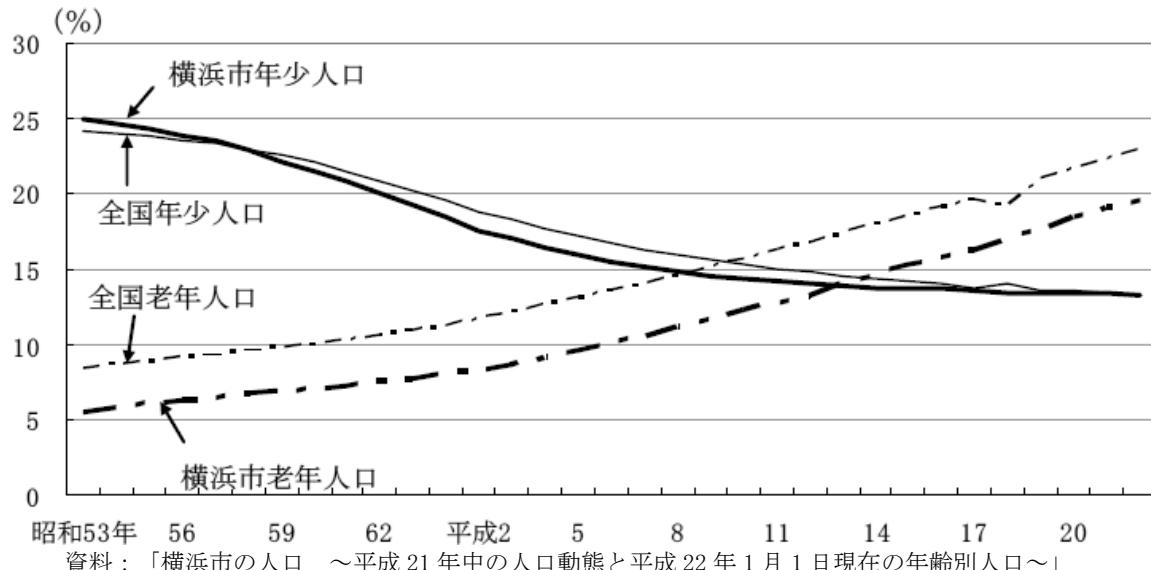


注) 数値は、各年 9 月 30 日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を集計したものである。

資料：「横浜市の人口～平成 21 年中の人口動態と平成 22 年 1 月 1 日現在の年齢別人口～」

(3) 年齢別人口

年少人口と老人人口の割合の推移（昭和 53 年～平成 22 年）



資料：「横浜市の人口～平成 21 年中の人口動態と平成 22 年 1 月 1 日現在の年齢別人口～」

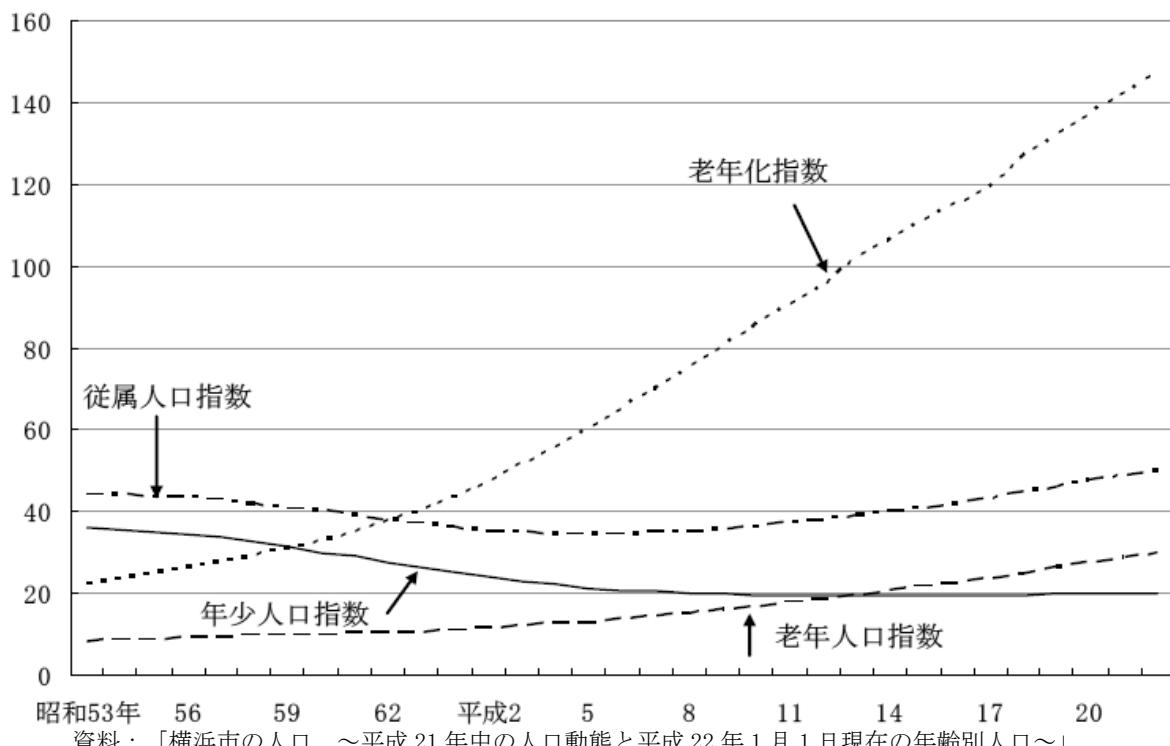
年齢（3区分）別人口の推移（昭和 53 年～平成 22 年）

年 次	人 口				割合 (%)			増 減			
	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和22年	814,379	261,084	527,405	25,890	32.1	64.8	3.2
25年	951,189	312,659	605,886	32,582	32.9	63.7	3.4	136,810	51,575	78,481	6,692
30年	1,143,687	350,098	749,689	43,875	30.6	65.6	3.8	192,498	37,439	143,803	11,293
35年	1,375,710	365,008	953,827	56,875	26.5	69.3	4.1	232,023	14,910	204,138	13,000
40年	1,788,915	411,315	1,302,221	75,379	23.0	72.8	4.2	413,205	46,307	348,394	18,504
45年	2,238,264	530,939	1,606,628	100,697	23.7	71.8	4.5	449,349	119,624	304,407	25,318
50年	2,621,771	663,517	1,823,622	132,756	25.3	69.6	5.1	383,507	132,578	216,994	32,059
55年	2,773,674	666,549	1,931,040	173,291	24.0	69.6	6.2	151,903	3,032	107,418	40,535
60年	2,992,926	627,834	2,144,889	217,410	21.0	71.7	7.3	219,252	△38,715	213,849	44,119
平成 2年	3,220,331	551,426	2,373,769	278,000	17.1	73.7	8.6	227,405	△76,408	228,880	60,590
7年	3,307,136	491,340	2,447,608	364,760	14.9	74.0	11.0	86,805	△60,086	73,839	86,760
12年	3,426,651	474,656	2,463,151	477,053	13.9	71.9	13.9	119,515	△16,684	15,543	112,293
17年	3,579,628	481,960	2,459,648	603,839	13.5	68.7	16.9	152,977	7,304	△ 3,503	126,786
18年	3,584,923	482,489	2,457,963	610,290	13.5	68.6	17.0	25,056	529	△ 1,685	6,451
19年	3,606,797	485,251	2,447,424	639,941	13.5	67.9	17.7	21,874	2,762	△10,539	29,651
20年	3,631,236	488,344	2,440,227	668,484	13.4	67.2	18.4	24,439	3,093	△ 7,197	28,543
21年	3,654,427	489,798	2,433,459	696,989	13.4	66.6	19.1	23,191	1,454	△ 6,768	28,505
22年	3,672,789	489,910	2,427,143	721,555	13.3	66.1	19.6	18,362	112	△ 6,316	24,566

注) 昭和22年～平成17年は「国勢調査」（10月1日現在）、平成18年以降は「推計人口」（1月1日現在）による。平成18年の数値は、平成17年国勢調査結果（確定値）に基づき推計したものであり、人口ニュースなどで公表した推計人口とは一致しない。また、総数には「年齢不詳」を含む。

資料：「横浜市の人口～平成 21 年中の人口動態と平成 22 年 1 月 1 日現在の年齢別人口～」

年齢構造指数の推移（昭和 53 年～平成 22 年）



年齢構造指数及び平均年齢の推移（昭和 22 年～平成 22 年）

年次	横 浜 市					全 国				
	年少人口 指 数	老年人口 指 数	従属人口 指 数	老年化 指 数	平均年齢 (歳)	年少人口 指 数	老年人口 指 数	従属人口 指 数	老年化 指 数	平均年齢 (歳)
昭和22年	49.5	4.9	54.4	9.9
25年	51.6	5.4	57.0	10.4	26.4	59.4	8.3	67.7	13.9	26.6
30年	46.7	5.9	52.6	12.5	27.4	54.6	8.7	63.3	15.9	27.6
35年	38.3	6.0	44.2	15.6	28.5	47.0	8.9	55.9	19.0	29.0
40年	31.6	5.8	37.4	18.3	29.1	37.9	9.2	47.1	24.4	30.3
45年	33.0	6.3	39.3	19.0	29.5	34.9	10.3	45.1	29.4	31.5
50年	36.4	7.3	43.7	20.0	30.3	35.9	11.7	47.6	32.6	32.5
55年	34.5	9.0	43.5	26.0	32.2	34.9	13.5	48.4	38.7	33.9
60年	29.3	10.1	39.4	34.6	34.0	31.6	15.1	46.7	47.9	35.7
平成 2 年	23.2	11.7	34.9	50.4	36.0	26.2	17.3	43.5	66.2	37.6
7年	20.1	14.9	35.0	74.2	38.2	23.0	20.9	43.9	91.2	39.6
12年	19.3	19.4	38.6	100.5	40.1	21.4	25.5	46.9	119.1	41.4
17年	19.6	24.5	44.1	125.3	41.9	20.8	30.5	51.4	146.5	43.3
18年	19.6	24.8	44.5	126.5	41.93	20.7	30.5	51.2	147.3	...
19年	19.8	26.1	46.0	131.9	42.25	20.8	32.1	52.9	154.0	...
20年	20.0	27.4	47.4	136.9	42.54	20.8	33.3	54.2	159.8	...
21年	20.1	28.6	48.8	142.3	42.83	20.9	34.6	55.5	165.3	...
22年	20.2	29.7	49.9	147.3	43.12	20.9	35.8	56.6	171.4	...

注) 昭和22年～平成17年は「国勢調査」(10月1日現在)、平成18年以降は「推計人口」(1月1日現在)による。ただし、平成22年の全国は「人口推計月報」の概算値

資料：「横浜市の人口～平成 21 年中の人団動態と平成 22 年 1 月 1 日現在の年齢別人口～」

5 関係法令等

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

制 定 昭和 23 年 5 月 31 日 法律第 48

最終改正 平成 18 年 6 月 7 日 法律第 53

第 1 章 総則

第 1 条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、つ公生その他公共の福祉の見地から、支なく行われることを目的とする。

第 2 条 この法律で「埋葬」とは、死体（4 月以上の死）を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

- 2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。
- 3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墓に移し、又は埋蔵し、しくは収蔵した焼骨を、他の墓又は納骨堂に移すことをいう。
- 4 この法律で「墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。
- 5 この法律で「墓地」とは、墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。
- 6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。
- 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第 2 章 埋葬、火葬及び改葬

第 3 条 埋葬又は火葬は、他の法に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後 24 時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。し、7 月に満たない死産のときは、この限りでない。

- 4 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。
- 2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第 5 条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、生労働省で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前 の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡 しくは死産の 出を受理し、死亡の報告 しくは死産の通知を受け、又は の 長から死亡 しくは死産に関する 海日 の 本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

第 6 条及び第 7 条 除

第 8 条 市町村長が、第 5 条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を 付しなければならない。

第 9 条 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前 の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その 用に関しては、行 病人及び行 死亡人取 法（明治 32 年法律第 93 ）の規定を準用する。

第 3 章 墓地、納骨堂及び火葬場

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前 の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂 しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂 しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第 11 条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 ）第 59 条 の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 ）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 置法（昭和 50 年法律第 67 ）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前 の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

第 12 条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本 、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に け出なければならぬ。

第 13 条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを んではならない。

第 14 条 墓地の管理者は、第 8 条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第 8 条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第 8 条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第 15 条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省 の定めるところにより、図面、簿又は書類等を備えなければならない。

2 前 の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前 に規定する図面、 簿又は書類等のを んではならない。

第 16 条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、5 年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省 の定める事 を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第 17 条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月 5 日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第 18 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該 員に、火葬場に立ち入り、その施設、 簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂 しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該 員が前 の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証 を 帯し、 つ関係人の請求があるときは、これを 示しなければならない。

第 19 条 都道府県知事は、公 生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂 しくは火葬場の施設の整備改 、又はその全部 しくは一部の使用の制限 しくは禁止を命じ、又は第 10 条の規定による許可を取り すことができる。

第 3 章の 2 雜則

第 19 条の 2 第 18 条及び前条（第 10 条の規定による許可を取り す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 ）第 5 条第 1 の規定に基づく政 で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と み替えるものとする。

第 19 条の 3 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政 で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 ）第 252 条の 19 第 1 の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 の中核市（以下「中核市」という。）においては、政 の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

第 4 章 罰則

第 20 条 の 一に該当する者は、これを 6 月以下の 役又は 5,000 円以下の に する。

- (1) 第 10 条の規定に違反した者
- (2) 第 19 条に規定する命 に違反した者

第 21 条 の 一に該当する者は、これを千円以下の 又は しくは 科料に する。

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 又は第 12 条から第 17 条までの規定に違反 した者
- (2) 第 18 条の規定による当該 員の立入検査を み、 げ、 しくは 避し た者、又は同条の規定による報告をせず、 しくは の報告をした者

第 22 条 法人の代表者又は法人 しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行 をしたときは、行 者を する外、その法人又は人に対しても 本条の を科する。

則

第 23 条 この法律は、昭和 23 年 6 月 1 日から、これを施行する。

第 24 条 日本国 法施行の際現に効力を有する命 の規定の効力等に関する法律（昭和 22 年法律第 72 ）第 1 条の 4 により法律に改められた の命 は、これを廃止する。

墓地及埋葬取 規則（明治 17 年 政 布達第 25 ）

墓地及埋葬取 規則に違背する者 分方（明治 17 年 政 達第 82 ）

埋火葬の認許等に関する件（昭和 22 年 生省 第 9 ）

第 25 条 この法律施行前になした違反行 の については、なお従前の例による。

第 26 条 この法律施行の際現に従前の命 の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第 27 条 従前の命 の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後 3 月以内に第 10 条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許 の 分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第 28 条 この法律施行の際現に従前の命 の規定に基いて市町村長より受けた埋葬、改葬 しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

則 （昭和 29 年 5 月 20 日法律第 120 ）

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

則 （昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 ）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 ）の施行の日から施行する。

則（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 ）

1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この 則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政 の 分、この法律の施行前にされた申請に係る行政 の不作 その他この法律の施行前に生じた事 についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を げない。

3 この法律の施行前に提起された 願、審査の請求、 議の申立てその他の不申立て（以下「 願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた 願等の 決、決定その他の 分（以下「 決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された 願等につきこの法律の施行後にされる 決等にさらに不 がある場合の 願等についても、同様とする。

4 前 に規定する 願等で、この法律の施行後は行政不 審査法による不 申立てをすることがこととなる 分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不 審査法による不 申立てとみなす。

5 第 3 の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、 議の申立てその他の不 申立ての 決等については、行政不 審査法による不 申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政 の 分で、この法律による改正前の規定により 願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不 審査法による不 申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行 対する 則の適用については、なお従前の例による。

9 前 8 に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過 置は、政で定める。

則（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 ）

この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

則（昭和 45 年 4 月 1 日法律第 12 ）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 この法律の施行前にした行 対する 則の適用については、なお従前の例による。

則 (昭和 50 年 7 月 16 日法律第 67)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない 囲内において政 で定める日から施行する。

則 (昭和 58 年 12 月 10 日法律第 83)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の に掲げる規定は、それぞれ当該 に定める日から施行する。

- 1 第 13 条、第 15 条、第 17 条及び第 18 条の規定 びに第 24 条の規定 (取法第 29 条の改正規定を除く。) びに 則第 3 条及び第 15 条の規定 昭和 59 年 1 月 1 日

(再審査請求に係る経過措置)

第 15 条 第 13 条、第 16 条又は第 20 条の規定の施行前にされた行政 の 分に係るこれらの規定による改正前の墓地、埋葬等に関する法律第 19 条の 4、興行場法第 7 条の 3 又はへい 理場等に関する法律第 9 条の 3 の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 16 条 この法律の施行前にした行 及び 則第 3 条、第 5 条第 5 、第 8 条第 2 、第 9 条又は第 10 条の規定により従前の例によることとされる場合における第 17 条、第 22 条、第 36 条、第 37 条又は第 39 条の規定の施行後にした行 対する 則の適用については、なお従前の例による。

則 (平成 2 年 6 月 29 日法律第 62)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない 囲内において政 で定める日から施行する。

則 (平成 6 年 6 月 29 日法律第 49)

(施行期日)

- 1 この法律中、第 1 章の規定及び次 の規定は地方自治法の一部を改正する法律 (平成 6 年法律第 48) 中地方自治法 (昭和 22 年法律第 67) 第 2 編第 12 章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日から施行する。

則 (平成 6 年 7 月 1 日法律第 84)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中 子保健法第 18 条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成 7 年 1 月 1 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定 びに第 21 条中 生保護法第 22 条の改正規定（「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第 30 条の改正規定 びに 則第 3 条から第 11 条まで、 則第 23 条から第 37 条まで及び 則第 39 条の規定 びに 則第 41 条中 生省設置法第 6 条の改正規定（「 生保護相 所の設置を認可し、及び」を る部分に限る。）は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第 13 条 この法律（ 則第 1 条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の 分その他の行（以下この条において「 分等の行 」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行（以下この条において「申請等の行」という。）に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、 則第 5 条から第 10 条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命 を含む。）の経過 置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた 分等の行 又は申請等の行 とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 14 条 この法律の施行前にした行 及びこの法律の 則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行 に対する 則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 15 条 この 則に規定するもののほか、この法律の施行に い必要な経過 置は政 で定める。

則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160)

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

則 (平成 18 年 6 月 7 日法律第 53)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の に掲げる規定は、当該 に定める日から施行する。

- 1 第 195 条第 2 、第 196 条第 1 及び第 2 、第 199 条の 3 第 1 及び第 4 、第 252 条の 17、第 252 条の 22 第 1 びに第 252 条の 23 の改正規定 びに則第 4 条、第 6 条、第 8 条から第 10 条まで及び第 50 条の規定 公布の日
- 2 第 96 条第 1 の改正規定、第 条の次に 1 条を加える改正規定 びに第 101 条、第 102 条第 4 及び第 5 、第 109 条、第 109 条の 2、第 110 条、第 121 条、第 123 条、第 130 条第 3 、第 138 条、第 179 条第 1 、第 207 条、第 225 条、第 231 条の 2、第 234 条第 3 及び第 5 、第 237 条第 3 、第 238 条第 1 、第 238 条の 2 第 2 、第 238 条の 4、第 238 条の 5、第 263 条の 3 びに第 314 条第 1 の改正規定 びに 則第 22 条及び第 32 条の規定、 則第 37 条中地方公営 業法（昭和 27 年法律第 292 ）第 33 条第 3 の改正規定、 則第 47 条中 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 ） 則第 2 条第 6 の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 5 条の 29 の改正規定 びに 則第 51 条中市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 ）第 47 条の改正規定 公布の日から起算して 1 年を超えない 囲内において政 で定める日

(2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

制 定 昭和 23 年 7 月 13 日 生省 第 24

最終改正 平成 20 年 5 月 2 日 生労働省 第 106

墓地、埋葬等に関する法律施行規則を次のように定める。

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48。以下「法」という。）第 5 条第 1 の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、死産の本籍、住所、氏名）
- (2) 死亡者の性別（死産の場合は、死産の性別）
- (3) 死亡者の出生年月日（死産の場合は、死産の月数）
- (4) 死産（感染の予防及び感染の者に対する措置）に関する法律（平成 10 年法律第 114）第 6 条第 2 から第 4 まで及び第 7 に規定する感染、同条第 8 に規定する感染のうち同法第 7 条に規定する政令により当該感染について同法第 30 条の規定が準用されるもの並びに同法第 6 条第 9 に規定する感染、その他の別）
- (5) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (6) 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- (7) 埋葬又は火葬場所
- (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続

第 2 条 法第 5 条第 1 の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第 2 に規定する市町村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、死産の本籍、住所及び氏名）
- (2) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (3) 埋葬又は火葬の場所
- (4) 埋葬又は火葬の年月日
- (5) 改葬の理由
- (6) 改葬の場所

- (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続 及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者
(以下「墓地使用者等」という。)との関係
- 2 前 の申請書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。
- (1) 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬 しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
 - (2) 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承 書
又はこれに対 することができる 判の 本
 - (3) その他市町村長が特に必要と認める書類

第3条 死亡者の縁故者がない 墓又は納骨堂(以下「無縁 墓等」という。)に埋葬し、又は埋蔵し、 しくは収蔵された死体(4月以上の死 を含む。以下同じ。)又は焼骨の改葬の許可に係る前条第1 の申請書には、同条第2 の規定にかかわらず、同 第1 に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を 付しなければならない。

- (1) 無縁 墓等の写真及び位置図
- (2) 死亡者の本 及び氏名 びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁 墓 等に関する権利を有する者に対し1年以内に申し出るべき旨を、 報に掲載 し、かつ、無縁 墓等の見やすい場所に設置された立 に1年間掲示して、 公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- (3) 前 に規定する 報の写し及び立 の写真
- (4) その他市町村長が特に必要と認める書類

第4条 法第8条に規定する埋葬許可証は別記様式第1 又は第2 、改葬許可 証は別記様式第3 、火葬許可証は別記様式第4 又は第5 によらなければな らない。

第5条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委 託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証す る書類を、これに 付しなければならない。

- 2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者 に、前 に規定する書類を提出しなければならない。
- 3 前2 の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第1 中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火

葬」とみ替えるものとする。

第6条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の数を記載した図面を備えなければならない。

第7条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した簿を備えなければならない。

(1) 墓地使用者等の住所及び氏名

(2) 第1条第1項、第2項及び第5項に掲げる事項に埋葬しくは埋蔵又は収蔵の年月日

(3) 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続縁及び墓地使用者等との関係に改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前に規定する簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した簿を備えなければならない。

(1) 火葬を求めた者の住所及び氏名

(2) 第1条第1項、第2項及び第5項に掲げる事項に火葬の年月日

第8条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、名し、印をし、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

第9条 法第17条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第6号、火葬状況の報告は別記様式第7号により、これを行わなければならない。

第10条 法第18条第1項の規定による当該員の権を行う者を、環境生

視員と称し、同条第2項の規定によりその帯する証は、別に定める。

則

この省略は、公布の日から、これを施行する。

則 (昭和25年4月1日 生省 第13号)

この省略は、公布の日から施行する。

則 (昭和 31 年 9 月 22 日 生省 第 41)

この省 は、公布の日から施行する。

則 (昭和 45 年 4 月 1 日 生省 第 12)

この省 は、公布の日から施行する。

則 (昭和 52 年 1 月 18 日 生省 第 1)

(施行期日)

1 この省 は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

則 (昭和 58 年 12 月 23 日 生省 第 45)

1 この省 は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

則 (平成元年 3 月 24 日 生省 第 10)

1 この省 は、公布の日から施行する。

2 この省 の施行の際この省 による改正前の様式（以下「 様式」という。）
により使用されている書類は、この省 による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省 の施行の際現にある 様式による用 及び板については、当分の間、
これを取り って使用することができる。

4 この省 による改正後の省 の規定にかかわらず、この省 により改正された
規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当
分の間、なお従前の例による。

則 (平成 10 年 12 月 28 日 大蔵省・生省・農林 産省・通 産業省
第 1)

(施行期日)

第 1 条 この省 は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

則 (平成 11 年 1 月 11 日 生省 第 4)

(施行期日)

1 この省 は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省 の施行の際現にあるこの省 による改正前の様式による用 について
は、当分の間、これを取り って使用することができる。

則 (平成 11 年 3 月 29 日 生省 第 29)

(施行期日)

1 この省 は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定に
については、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省 の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この省 の施行の際現にあるこの省 による改正前の様式（以下「 様式」という。）により使用されている書類は、この省 による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省 の施行の際現にある 様式による用 については、当分の間、これを取り って使用することができる。

則 （平成 15 年 10 月 30 日 生労働省 第 167 ）

(施行期日)

- 1 この省 は、感 の予防及び感 の 者に対する に関する法律及び検法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 145 ）の施行の日から施行する。
則 （平成 19 年 3 月 30 日 生労働省 第 50 ）
この省 は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
則 （平成 20 年 5 月 2 日 生労働省 第 106 ）

(施行期日)

第 1 条 この省 は、感 の予防及び感 の 者に対する に関する法律及び検 法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(様式に関する経過 置)

第 2 条 この省 の施行の際現にあるこの省 による改正前の様式（次 において「 様式」という。）により使用されている書類は、この省 による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省 の施行の際現にある 様式による用 については、当分の間、これを取り って使用することができる。

(3) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例

制 定 平成 14 年 12 月 25 日条例第 57

最終改正 平成 20 年 9 月 25 日条例第 46

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 3 条)

第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準(第 4 条 第 12 条)

第 3 章 計画の公開(第 13 条・第 14 条)

第 4 章 周辺住民との協議(第 15 条・第 16 条)

第 5 章 あっせん(第 17 条・第 18 条)

第 6 章 調停(第 19 条 第 29 条)

第 7 章 経営管理(第 30 条・第 31 条)

第 8 章 雜則(第 32 条 第 36 条)

則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48)。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準、手續等を定めることにより、墓地等の経営が支なく行われ、市民生活における墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(計画策定上の配慮事項)

第 3 条 法第 10 条第 1 の許可を受けて墓地等を経営しようとする者、同条第 2

の許可を受けて墓地の区域又は納骨堂 しくは火葬場の施設を変更しようとする者及び次条第 2 の許可を受けて墓地内の 墓を設ける区域又は 墓の数を変更しようとする者は、当該墓地等に係る計画の策定に当たっては、都市計画法(昭和 43 年法律第 100)第 11 条の規定に基づき定められた都市計画施設の整備の げにならないよう努めなければならない。

第 2 章 墓地等の経営の許可等の手続及び基準

(墓地等の経営の許可等)

- 第 4 条 法第 10 条第 1 しくは第 2 又は次の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 2 墓地内の 墓を設ける区域又は 墓の数を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
 - 3 市長は、第 1 の規定による申請が第 6 条から第 11 条までの規定に適合する場合でなければ、法第 10 条第 1 しくは第 2 又は前の許可をすることができない。
 - 4 市長は、法第 10 条第 1 しくは第 2 又は第 2 の許可に公 生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

- 第 5 条 法第 11 条第 1 又は第 2 の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、 やかに、その旨を市長に け出なければならない。

(墓地等の経営主体)

- 第 6 条 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126)第 4 条第 2 に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)で、主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの

(平 20 条例 46 ・一部改正)

(墓地等の敷地)

第7条 墓地等の敷地は、当該墓地等を経営しようとする者が、自ら所有する土地でなければならない。ただし、地方公共団体が墓地等を経営する場合又は市長が特に理由があると認める場合は、この限りでない。

(墓地の設置場所)

第8条 墓地の設置場所は、当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き、学、公園又は住宅の敷地から墓地の敷地の境界線までの平離が110メートル以上であり、高で、かつ、料をするおそれのない土地でなければならない。

(墓地の構造設備基準)

第9条 墓地の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公生その他公共の福祉の見地から支がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲は、又は密植した樹木のをめぐらし、外部と区画すること。
- (2) 都市計画法第7条第2に規定する市街化区域に墓地を設置する場合及び同条第3に規定する市街化調整区域に面積が10,000平方メートル未満の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の30パーセント以上の、同に規定する市街化調整区域に面積が10,000平方メートル以上の墓地を設置する場合は当該墓地の面積の35パーセント(当該墓地を設置しようとする区域に、既に当該墓地の面積の50パーセント以上に相当する面積の緑地がある場合は40パーセント)以上の緑地を、規則で定める基準に従い、設けること。
- (3) 墓の数に0.05をじて得た数以上の数の自動車を収容できる駐車場を設けること。
- (4) 面積が3,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の駐車場の出入口が、幅員4.5メートル以上の道路(道路法(昭和27年法律第180)第3条第2から第4までに規定する道路をいう。)に接していること。
- (5) コンクリート、石、れんが等で築造し、又は小石を敷いた1メートル以上の幅員を有する通路を設けること。
- (6) 路その他の施設が、流等を有効に出すとともに、その出によって墓地の区域内及びその周辺の地域にいつ等による害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適当に配置されていること。
- (7) 管理事務所、給設備、み集積設備及び所を設けること。

(納骨堂の構造設備基準)

第 10 条 納骨堂の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公 生その他公共の福祉の見地から支 がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 納骨設備は、不 料を用いること。
- (2) 出入口及び納骨 置は、施 ができる構造とすること。
- (3) 管理事務所を設けること。

(火葬場の構造設備基準)

第 11 条 火葬場の構造設備基準は、次のとおりとする。ただし、市長が、土地の形状その他特別の事由により、公 生その他公共の福祉の見地から支 がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 周囲は、高さ 1.8 メートル以上の 又は密植した樹木の をめぐらし、外 部と区画すること。
- (2) 事務室、収骨室、死体安置室、灰置場、客用 憇所及び 所を設けること。
- (3) 火葬 には、大気 、 気及び 音を防止するための十分な能力を有す る設備を設けること。
- (4) 死体安置室内には、 設備及び 設備を設け、かつ、その出入口は、施 ができる構造とすること。
- (5) 灰置場の建物の出入口は、施 ができる構造とすること。

(工事の完了検査等)

第 12 条 法第 10 条第 1 しくは第 2 又は第 4 条第 2 の許可(墓地等の廃止 の許可を除く。)を受けた者は、当該許可に う工事が完了したときは、規則で定めるところにより市長の検査を受け、当該墓地等が第 7 条から前条までに規定する構造設備基準等に適合していることの確認を受けなければならない。

2 前 の検査を受けた者は、同 の確認を受けた後でなければ、当該墓地等を使 用させてはならない。

第 3 章 計画の公開

(標識の設置)

第 13 条 第 4 条第 1 の規定により申請しようとする者(墓地等の廃止の許可を申

請しようとする者を除く。以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ、墓地等の敷地の境界線からの 平離が 110 メートル以内の 囲において、住所を有する者、土地又は建物を所有する者及び規則で定める者(以下「周辺住民」という。)に墓地等の設置等の計画について周知を図るため、規則で定めるところにより、見やすい場所に標識を設置しなければならない。

- 2 設置等予定者は、前 の規定により標識を設置したときは、 やかに、その旨を市長に け出なければならない。

(計画の説明)

第 14 条 設置等予定者は、前条第 1 の規定により標識を設置した後、規則で定めるところにより、当該墓地等の設置等の計画について周辺住民に説明しなければならない。

- 2 設置等予定者は、前 の規定により説明を行ったときは、 やかに、その概要を市長に報告しなければならない。

第 4 章 周辺住民との協議

(自主的解決)

第 15 条 設置等予定者及び周辺住民は、墓地等の設置等に際して紛争が生じた場合は、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めなければならない。

(周辺住民との協議)

第 16 条 設置等予定者は、周辺住民から、規則で定める期間内に、次に掲げる事について協議の申出があったときは、これに応じなければならない。

- (1) 墓地等についての公 生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事
- (3) 墓地等の建設工事の方法等に関する事

- 2 設置等予定者は、前 の規定により協議を行ったときは、 やかに、その概要を市長に報告しなければならない。

第5章 あっせん

(あっせん)

第17条 市長は、前条第1 第1 及び第2 に掲げる事についての紛争にあっては設置等予定者及び周辺住民の方から、同第3 に掲げる事についての紛争にあっては設置等予定者、第4条第1 の規定により申請した者、法第10条第1 しくは第2 又は第4条第2 の許可を受けた者のうちいずれかの者及び周辺住民(以下「紛争当事者」という。)の方から調整の申出があったときは、あっせんを行う。

- 2 市長は、紛争当事者の方から、前条第1 に掲げる事についての紛争の調整の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、あっせんを行う。
- 3 前2 の申出は、当該申出により調整を求める紛争が、前条第1 第1 及び第2 に掲げる事に係るものであるときは第4条第1 の規定による申請を行う前までに、前条第1 第3 に掲げる事に係るものであるときは第12条第1 の規定による市長の検査を受ける前までに行わなければならない。
- 4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し意見をくため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 市長は、紛争当事者間をあっせんし、方の主張の要点を確かめ、紛争が公正に解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打切り)

第18条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんをち切ることができる。

第6章 調停

(横浜市墓地等設置紛争調停委員会)

- 第19条 市長の属機関として、横浜市に横浜市墓地等設置紛争調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の付託に応じ調停を行うとともに、市長の諮問に応じ墓地等の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する事について調査審議する。
 - 3 委員会は、前の諮問に關する事その他墓地等の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する事について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 20 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組 する。

2 委員は、法律、都市計画又は環境の保全に関する学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 21 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第 22 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補 し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その 務を代理する。

(小委員会)

第 23 条 委員会に付託された調停は、3 人以上の委員から成る調停小委員会(以下「小委員会」という。)を設けて行う。

2 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから、事件 とに、会長が指名する。

3 小委員会は、小委員会の委員の互選によって委員長を定め、委員長の指 により調停を行う。

4 小委員会は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し意見をくため出席を求め、及び必要な資料の提出を求めることができる。

(調停の申出)

第 24 条 市長は、紛争当事者の 方から、第 16 条第 1 に掲げる事 についての調停の申出があったときは、委員会の調停に付することができる。

2 市長は、紛争当事者の方から、第 16 条第 1 に掲げる事 についての調停の申出があった場合において、相当な理由があると認めるときは、他の紛争当事者に対して、調停に付することに合意するよう 告することができる。

3 第 17 条第 3 の規定は、前 2 の申出について準用する。

(調停前の措置)

第 25 条 小委員会は、調停前に、紛争当事者に対し、調停の内容となる事の実現を不能にし、又はしく困難にする行の制限その他調停のために必要と認めることをとることを告することができる。

(調停案の受諾の勧告)

第 26 条 小委員会は、必要に応じ、調停案を作成し、紛争当事者に対して、期間を定めて、その受を告することができる。

2 前の調停案は、小委員会の委員の過半数の意見で作成しなければならない。

(調停の打ち切り)

第 27 条 小委員会は、調停に係る紛争について紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、小委員会の委員全員の意見をもって、調停を打ち切ることができる。

2 前条第 1 の規定による告がされた場合において、指定された期間内に紛争当事者の方から受する旨の申出がなかったときは、当該紛争当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(調停の非公開)

第 28 条 委員会及び小委員会の行う調停は、公開しない。

(調停終了の報告)

第 29 条 小委員会は、調停が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前の規定により報告を受けたときは、その結果を市長に報告するものとする。

第 7 章 経営管理

(帳簿の作成等)

第 30 条 宗教法人が宗教法人法第 6 条第 1 に規定する公益事業として経営する墓地及び公益法人が経営する墓地(以下「事業型墓地」という。)を設置する者は、当該事業型墓地の経営に係る 1 会計年度の収入のが規則で定めるを超える場

合は、当該事業型墓地の経営に関する当該年度の財産目録、収支計算書、貸 対照表及び事業報告書を作成し、当該年度終了後 4 月以内に、公認会計士又は 査法人による 査を受けた上で、それらの写しを市長に提出しなければならない。

(契約内容の基準)

第 31 条 事業型墓地、宗教法人が宗教法人法第 6 条第 1 に規定する公益事業として経営する納骨堂及び公益法人が経営する納骨堂の使用に係る契約の内容は、使用者の権利義務を明確にする等のため、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

第 8 章 雜則

(勧告)

第 32 条 市長は、第 13 条第 1 、第 14 条第 1 、第 16 条第 1 又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、 条 に定める 置をとるよう 告することができる。

2 市長は、第 12 条第 2 の規定に違反している者に対して、期限を定めて、同の規定を するよう 告することができる。

(公表)

第 33 条 市長は、前条の規定により 告を受けた者が、正当な理由なく当該 告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前 の規定により公表しようとするときは、当該 告を受けた者に対し、あらかじめ、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(立入調査)

第 34 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その 員に、墓地又は 納骨堂に立ち入り、その施設、 簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前 の規定により立入調査をする 員は、その身分を示す証明書を 帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 の規定による立入調査の権限は、 査のために認められたものと解してはならない。

(管理者の遵守事項)

第 35 条 法第 12 条の規定により置かれた墓地等の管理者は、次に掲げる事 をしなければならない。

- (1) 墓地等を に保持し、除及び 理を らないこと。
- (2) 火葬場における残骨は、 に うこと。

(委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事 は、規則で定める。

則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 章から第 6 章までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の第 4 条第 1 の規定による法第 10 条第 1 の許可の申請に係る墓地等について適用し、施行日前の同 の許可の申請に係る墓地等及びこの条例の施行の際現に存する墓地等については、なお従前の例による。

3 前 の規定にかかわらず、施行日前の法第 10 条第 1 の許可の申請に係る墓地及びこの条例の施行の際現に存する墓地(以下「既存墓地」という。)で施行日以後に当該既存墓地内の 墓の数を変更しようとするものについては、第 2 章から第 6 章まで(第 6 条から第 8 条まで びに第 9 条第 2 から第 4 まで及び第 7 を除く。)の規定を適用する。

4 第 2 の規定にかかわらず、既存墓地で施行日以後に当該既存墓地の区域を変更しようとするものについては、当該変更しようとする区域(面積が増加する部分の区域に限る。)を法第 10 条第 1 の許可を受けて墓地を設置しようとする区域とみなして第 2 章から第 6 章まで(第 6 条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 9 条第 4 中「面積」とあるのは、「面積(平成 15 年 4 月 1 日から当該墓地の区域を変更しようとするまでの間に法第 10 条第 2 の許可を受けて既に墓地の区域を変更している場合は、当該変更した墓地の区域(面積が増加した部分の区域に限る。)の面積と当該変更しようとする墓地の区域(面積が増加する部分の区域に限る。)の面積とを合計した面積)」とする。

5 第 30 条の規定は、施行日以後に開始する宗教法人又は公益法人の会計年度に係る 簿について適用する。

6 第 31 条の規定は、施行日以後に 結する事業型墓地、宗教法人が宗教法人法第

6条第1に規定する公益事業として経営する納骨堂及び公益法人が経営する納骨堂の使用に係る契約について適用する。

則(平成20年9月条例第46)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する墓地に係るこの条例による改正後の横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第30条及び第31条の規定の適用については、これらの規定に規定する公益法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50)第42条第1に規定する特例財団法人を含むものとする。

(4) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

制 定 平成 15 年 3 月 25 日規則第 21

最終改正 平成 20 年 11 月 28 日規則第 104

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則をここに公布する。

横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

(趣旨)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 。以下「法」という。)及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 。以下「条例」という。)の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和 23 年 生省 第 24 。以下「省」という。)に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(墓地等の経営の許可等)

第 3 条 法第 10 条第 1 の許可を受けようとする者は墓地等経営許可申請書(第 1 様式)を、同条第 2 又は条例第 4 条第 2 の許可を受けようとする者は墓地区域等変更許可申請書(第 2 様式)を市長に提出しなければならない。

2 前 の申請書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の 付を省略することができる。

(1) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の敷地の境界線からの 平 離が 200 メートル以内の区域に存する道路、学 、公園及び住宅の 位置 びにこれらの施設(道路を除く。)から墓地等の敷地の境界線までの 平 離を示した見取図

(2) 墓地等の敷地に係る不動産 記法(平成 16 年法律第 123)第 119 条第 1 に規定する 記事 証明書及び同法第 14 条第 1 の地図

(3) 墓地等の設計図

(4) 申請理由を記載した書類

(5) 申請しようとする者が条例第 6 条第 2 に規定する宗教法人(以下「宗教

法人」という。)である場合は、当該宗教法人の 記事 証明書及び規則
びに当該宗教法人において当該墓地等の経営等を決定したことを証する書類

- (6) 申請しようとする者が条例第 6 条第 3 に規定する公益法人(以下「公益
法人」という。)である場合は、当該公益法人の 記事 証明書及び定
びに当該公益法人において当該墓地等の経営等を決定したことを証する書類
- (7) 墓地等の設置に係る資 計画及び墓地等の管理運営方法を記載した書類
- (8) 条例第 30 条に規定する墓地を設置しようとする場合は、公認会計士又は
査法人による 査を受けた開始貸 対照表
- (9) その他市長が必要と認める書類

(平 20 規則 104・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第 4 条 条例第 5 条の規定による 出は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止) 出書
(第 3 様式)により行わなければならない。

2 前 の 出書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。ただし、市長
が認めるときは、一部の書類の 付を省略することができる。

- (1) 都市計画事業の認可 しくは承認又は土地区画整理事業 しくは住宅街区
整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類
- (2) 墓地又は火葬場の設計図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(緑地の配置基準)

第 5 条 条例第 9 条第 2 に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の敷地の境界線に接し、その内側に、帯状に配置すること。
- (2) 緑地 20 平方メートルにつき高さが 3 メートル以上の樹木を 1 本以上、高
さが 1 メートル以上 3 メートル未満の樹木を 2 本以上、高さが 1 メートル
未満の樹木を 15 本以上植えること。

(墓地等の構造設備基準等適合確認)

第 6 条 条例第 12 条第 1 の確認を受けようとする者は、工事が完了した日から
10 日以内に、墓地等構造設備基準等適合確認申請書(第 4 様式)を市長に提出
しなければならない。

(規則で定める周辺住民)

第7条 条例第13条第1の規則で定める者は、墓地等の敷地の境界線からの平離が110メートル以内の囲において住所を有する者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67)第260条の2第1に規定する団体とする。

(標識の設置)

第8条 条例第13条第1の標識は、第5様式とする。

- 2 前の標識は、墓地等の敷地が道路に接する部分(2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。
- 3 第1の標識は、条例第4条第1の規定により申請しようとする日(以下「申請予定年月日」という。)前120日までに設置するとともに、当該墓地等の工事に係る条例第12条第1の確認を受ける日まで去してはならない。
- 4 条例第4条第1の規定により申請しようとする者(墓地等の廃止の許可を申請しようとする者を除く。以下「設置等予定者」という。)は、第1の標識について、等のため容にしない方法で設置するとともに、記載事が不明にならないよう維持管理しなければならない。

(標識を設置した旨の届出)

第9条 条例第13条第2の規定による出は、標識設置出書(第6様式)により行わなければならない。

- 2 前の出書には、次に掲げる書類を付しなければならない。
 - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
 - (2) 標識及びその付近の写真

(計画説明)

第10条 条例第14条第1の規定による説明(以下「計画説明」という。)は、申請予定年月日前90日までに、次に掲げる事について行うものとする。

- (1) 設置等予定者の名称
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の規模及び構造設備の概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 申請予定年月日

- (6) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日
 - (7) 工事の方法及び安全対策の概要
 - (8) 条例第 16 条第 1 の規定に基づく協議の申出の期限及び方法
- 2 設置等予定者は、計画説明の方法を周知させるため、あらかじめ必要な 置を講ずるとともに、計画説明を行おうとする日の前日までに、前 に掲げる事を記載した書類を配付しなければならない。

(計画説明の概要報告)

第 11 条 条例第 14 条第 2 の規定による報告は、計画説明概要報告書(第 7 様式)により行わなければならない。

- 2 前 の報告書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。
- (1) 計画説明で使用した資料
 - (2) 墓地等の敷地の境界線からの 平 離が 110 メートル以内の 囲において、住所を有する者、土地又は建物を所有する者及び第 7 条に規定する者(以下「周辺住民」という。)に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(周辺住民との協議)

第 12 条 条例第 16 条第 1 の規則で定める期間は、条例第 13 条第 1 の規定により標識を設置したときから条例第 4 条第 1 の規定による申請を行う前までとする。

- 2 条例第 16 条第 2 の規定による報告は、協議概要報告書(第 8 様式)により行わなければならない。
- 3 前 の報告書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。
- (1) 協議で使用した資料
 - (2) 協議した周辺住民の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (3) 協議の結果合意した事 がある場合は、当該合意した事 を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(あっせんの申出)

第 13 条 条例第 17 条第 1 又は第 2 の規定による申出は、あっせん申出書(第 9 様式)により行わなければならない。

(調停の申出)

第 14 条 条例第 24 条第 1 又は第 2 の規定による申出は、調停申出書(第 10 様式)により行わなければならない。

(あっせん又は調停の出席者)

第 15 条 設置等予定者、条例第 4 条第 1 の規定により申請した者、法第 10 条第 1 しくは第 2 又は条例第 4 条第 2 の許可を受けた者のうちいずれかの者及び周辺住民(以下「紛争当事者」という。)以外の者は、市長が行うあっせん又は条例第 23 条第 1 に規定する調停小委員会が行う調停に出席することができない。ただし、市長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りでない。

- 2 市長は、あっせん又は調停の手続のため必要があると認めるときは、紛争当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる 1 人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。
- 3 紛争当事者は、前 の規定により代表者を選定したときは、代表者選定 出書(第 11 様式)を市長に提出しなければならない。

(帳簿を作成すべき収入の額)

第 16 条 条例第 30 条に規定する規則で定める は、80,000,000 円とする。

(事業報告書の記載事項)

第 17 条 条例第 30 条に規定する事業報告書には、次に掲げる事 を記載しなければならない。

- (1) 墓地を設置する者の名称
- (2) 墓地の名称及び所在地
- (3) 当該会計年度において使用に係る契約を 結した 墓の数及び当該 墓の区域の面積
- (4) 当該会計年度において使用に係る契約を解除した 墓の数及び当該 墓の区域の面積
- (5) 当該会計年度の末日において使用に係る契約を 結していない 墓の数及び当該 墓の区域の面積
- (6) その他市長が必要と認める事

(契約内容の基準)

第 18 条 条例第 31 条に規定する規則で定める基準は、別表_____に掲げる墓地又は納骨堂の区分に従い、それぞれ同表_____に掲げるとおりとする。

(立入調査員証)

第 19 条 条例第 34 条第 2 に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第 12 様式)とする。

(申請事項の変更の届出)

第 20 条 墓地等を設置する者は、その名称、事務所の所在地、代表者の氏名、墓地等の名称又は墓地等の管理者に変更があったときは、やかに、申請事変更届出書(第 13 様式)を市長に提出しなければならない。

(書類の経由)

第 21 条 法、省、条例及びこの規則の定めるところにより市長に提出する書類は、省 第 1 条に規定する埋葬又は火葬の許可の申請書、省 第 2 条に規定する改葬の許可の申請書、条例第 30 条に規定する書類及び第 13 条から第 15 条までに規定する書類を除き、正副 2 通とし、所管の福祉保健センター長を経由しなければならない。

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事は、健康福祉局長が定める。

(平 18 規則 84・一部改正)

則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律施行 則の廃止)

2 墓地、埋葬等に関する法律施行 則(昭和 31 年 10 月横浜市規則第 84)は、廃止する。

則(平成 18 年 3 月規則第 84)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決理の過程にある事案の理については、なお従前の例による。

則(平成 20 年 11 月規則第 104)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

別表 (第 18 条)

墓地又は納骨堂の区分	契約内容の基準
契約に基づき使用権を設定し、当該使用権を承継することができる墓地又は納骨堂	<p>契約に、次に掲げる事が含まれていること。</p> <p>1 契約の目的に関する事</p> <p>2 設定した使用権の内容に関する事</p> <p>3 使用料に関する事</p> <p>4 使用に当たっての経営者と使用者の任分担に関する事</p> <p>5 管理料に関する事</p> <p>6 契約の更新に関する事（当該使用権の存続期間が定められている場合に限る。）</p> <p>7 使用者の地位の承継があった場合の出に関する事</p> <p>8 契約の解除 びに契約を解除した場合の使用料及び管理料の取 いに関する事</p> <p>9 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取 いに関する事</p>
契約に基づき委託を受けて焼骨の埋蔵等及び管理が行われる墓地又は納骨堂	<p>契約に、次に掲げる事が含まれていること。</p> <p>1 契約の目的に関する事</p> <p>2 委託事務の内容に関する事</p> <p>3 委託料に関する事</p> <p>4 契約の解除 びに契約を解除した場合の委託料の取 いに関する事</p> <p>5 契約の終了及び契約の終了後における死体、焼骨、墓石等の取 いに関する事</p>

(様式略)

(5) 横浜市墓地及び霊堂に関する条例

制 定 平成 5年 3月 29日条例第 14

最終改正 平成 19年 9月 28日条例第 52

横浜市墓地及び霊堂に関する条例をここに公布する。

横浜市墓地及び霊堂に関する条例

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 。以下「法」という。)の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵 びに祭しを行うための施設として、横浜市に墓地及び霊堂を置く。

2 墓地及び霊堂の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(墳墓地等)

第 2 条 埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵を行うため、日野公園墓地に 墓地(法第 2 条第 4 の 墓を設けるために区画した土地をいう。以下同じ。) びに壁面式 納骨施設及び合葬式納骨施設を、メモリアルグリーンに芝生型納骨施設、合葬式 樹木型納骨施設及び合葬式慰靈碑型納骨施設を、その他の墓地に 墓地を置く。

2 久保山霊堂に焼骨の収蔵を行うための家族納骨壇及び焼骨短期保管施設 びに 祭しを行うための式場を置く。

(平 17 条例 102 ・一部改正)

(墓地及び霊堂の使用資格)

第 3 条 墓地及び霊堂(式場を除く。)を使用しようとする者(第 9 条の規定により 使用権を承継する者を除く。次 において同じ。)は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 横浜市内に住所を有すること。
 - (2) 祭しを主宰する者であること(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期 保管施設を使用する場合に限る。)。
- 2 前 の規定にかかわらず、根岸外国人墓地を使用しようとする者は、外国の国 を有する者でなければならない。
- 3 前 2 の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認めた者については、

この限りでない。

(平 17 条例 102・一部改正)

(使用許可)

第 4 条 墓地及び靈堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。

2 市長は、前 の許可に墓地及び靈堂の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長は、式場の使用が次のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 精堂又はその周辺における をし、又は公益を害するおそれがあるとき。

(2) 精堂の設置の目的に反するとき。

(3) 精堂の管理上支 があるとき。

4 市長は、第 1 の規定により許可をしたときは使用許可証を、前 の規定により許可をしないこととしたときは使用不許可通知書を付する。

5 前 に定めるもののほか、使用許可に関し必要な事 は、規則で定める。

(平 13 条例 54・一部改正)

(使用料)

第 5 条 前条第 1 の許可を受けた者又は第 9 条の規定により使用権を承継した者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める の使用料を納付しなければならない。

2 横浜市内に住所を有しない者が前条第 1 の許可を受けた場合の使用料のは、前に規定する使用料の の 5 割増しとする。

3 前 2 の使用料は、前納とする。

(平 17 条例 102・一部改正)

(管理料)

第 5 条の 2 久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地(墓地に限る。)又はメモリアルグリーンの使用者は、別表第 3 に定める の管理料を納付しなければならない。

2 管理料の納付方法は、規則で定める。

(平 17 条例 102・ 加、平 19 条例 52・一部改正)

(使用料等の減免)

第 6 条 市長は、公益上の必要があると認める場合その他規則で定める場合は、使用料又は管理料の全部又は一部を 除することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

(使用料等の不返還)

第 7 条 既納の使用料及び管理料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

(管理上の措置等)

第 8 条 市長は、管理上必要があると認める場合は、使用者に対し、その使用について制限を課し、 しくは条件を付し、又は適當な 置を探らせることができる。

2 使用者が前 の 置を探らない場合は、市長は、自らこれを 行し、その 用を徴収することができる。

(転貸等の禁止)

第 8 条の 2 使用者は、次条に定める場合を除き、墓地又は靈堂を他の者に貸し、又はその使用する権利(以下「使用権」という。)を他の者に してはならない。

(平 17 条例 102・ 加)

(使用権の承継)

第 9 条 使用権(合葬式納骨施設、合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰靈碑型納骨施設に係る使用権を除く。)は、使用者が死亡した場合その他必要があると認められる場合は、当該使用者に代わって祭しを主宰する者が、市長の許可を得て承継することができる。

(平 17 条例 102・一部改正)

(届出)

第 10 条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、 やかにその旨を市長にけ出なければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 墓地又は靈堂を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第 11 条 使用者は、前条第 1 に該当するとき、又は第 9 条の使用権の承継があったときは、使用許可証の書えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失したとき、又は書きしたときは、やかにその再付を受けなければならない。

3 使用者は、前 2 の規定に基づき使用許可証の書え又は再付を受ける場合は、1 件につき 300 円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第 12 条 墓地に係る使用権は、使用者が死亡し、又は使用者の所在が不明となつた後 10 年を経過し、かつ、承継者がいないときは、する。

(使用許可の取消し)

第 13 条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、墓地又は靈堂の使用許可を取りすことができる。

- (1) 第 4 条第 3 のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (3) 使用料を納付しないとき。
- (4) 久保山墓地、三ツ沢墓地 しくは日野公園墓地の墓地又は芝生型納骨施設の使用者が、管理料を 5 年間納付しないとき。
- (5) 墓地、壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者が、使用許可を受けた日から 1 年以内に埋葬又は焼骨の埋蔵 しくは収蔵を行わないとき。ただし、墓碑又はこれに類するものを設けたときは、この限りでない。
- (6) 焼骨短期保管施設の使用者が、使用許可を受けた日から 6 月以内に焼骨の収蔵を行わないとき。
- (7) 法又はこの条例 しくはこの条例に基づく規則 しくは命に違反したとき。
- (8) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平 13 条例 54・平 17 条例 102・平 19 条例 52・一部改正)

(使用場所の返還)

第 14 条 使用者は、墓地又は靈堂を使用する必要がなくなったとき、使用権がしたとき、使用許可を取りされたとき、又は使用許可期間が満了したときは、

直ちにその使用場所を原状に回復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、原状に回復することを要しない。

- 2 前に規定する返還義務を有する者が使用場所を返還しない場合は、市長は、必要な置を探ることができる。この場合において、市長は、当該置に要した用を徴収することができる。

(碑石、形像等の建設)

第 15 条 墓地に碑石、形等を建設するために特に市長の許可を受けた者は、埋葬又は焼骨の埋蔵以外の目的で墓地を使用することができる。

- 2 碑石、形等の設置場所の使用許可手続、使用料等については、墓地の例による。

(墓地又は靈堂の利用の禁止等)

第 16 条 市長(メモリアルグリーンにあっては、第 19 条第 1 に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))は、次に掲げる場合においては、墓地しくは靈堂を保全し、又はその利用者のを防止するため、墓地又は靈堂の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 墓地又は靈堂に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (2) 墓地又は靈堂の施設の その他の事由により利用ができると認められる場合
- (3) 前 2 以外の場合において墓地又は靈堂の管理上必要がある場合

(平 17 条例 102・加)

(行為の禁止)

第 17 条 人も墓地及び靈堂において次に掲げる行をしてはならない。

- (1) 、の類を し、又は すること。
- (2) 木を 採し、しくは植物を採取し、又はこれらを つけること。
- (3) みその他の 物を て、その他不 生な行 をすること。
- (4) 土地を り起こし、土石の類を採集し、その他土地の形 を変更すること
(第 4 条第 1 又は第 15 条第 1 の規定に基づく許可に係るものを除く。)。
- (5) 土地及び物件を つけ、しくは し、又は原状を変更すること。
- (6) 居住すること。
- (7) 工作物を設けること(第 4 条第 1 又は第 15 条第 1 の規定に基づく許可

に係るものと除く。)。

- (8) 土石、木 等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (11) のおそれのある行 又は他人の となるような行 をすること。
- (12) 前 のほか、墓地及び霊堂の利用及び管理に支 のある行 をすること。

(平 17 条例 102・ 加)

(行為の制限)

第 18 条 墓地又は霊堂において、次に掲げる行 をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物 の 、募 その他これらに類する行 をすること。
 - (2) 業として広告写真又は 画の 影その他これらに類する行 をすること。
 - (3) 指定された場所以外の場所へ車両等を り入れ、又は め置くこと。
 - (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (5) 前 のほか、市長が墓地又は霊堂の管理上特に必要があると認めて禁止する行
- 2 前 の許可を受けた者は、許可を受けた事 を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める なものであるときは、この限りでない。
- 3 市長は、第 1 に掲げる行 が墓地又は霊堂の利用に支 を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公益及び を害するおそれがないと認められる場合に限り、前 2 の許可をすることができる。
- 4 市長は、第 1 又は第 2 の許可に、墓地又は霊堂の管理のため必要な 囲内で条件を付けることができる。

(平 17 条例 102・ 加)

(指定管理者の指定等)

第 19 条 次に掲げるメモリアルグリーンの管理に関する業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67)第 244 条の 2 第 3 の規定により、指定管理者(同 に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) メモリアルグリーンの施設及び設備の維持管理に関すること。

(2) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前 の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、メモリアルグリーンの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 102・ 加)

(指定管理者の指定等の公告)

第 20 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り したときは、 なく、その旨を公告しなければならない。

(平 17 条例 102・ 加)

(過料)

第 21 条 次のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に する。

- (1) 第 16 条の規定に基づく墓地又は靈堂の利用の禁止又は制限に違反して墓地又は靈堂を利用した者
- (2) 第 17 条の規定に違反して同条 に掲げる行 をした者
- (3) 第 18 条第 1 又は第 2 の規定に違反して同条第 1 に掲げる行 をした者

(平 17 条例 102・ 加)

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事 は、規則で定める。

(平 17 条例 102・ 第 16 条 下)

則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 (壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分に限る。)及び第 13 条第 4 (壁面式納骨施設に係る部分に限る。)の規定 びに別表第 2 の規定中壁面式納骨施設及び

合葬式納骨施設に係る部分は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年 12 月規則第 124 により第 2 条第 1 (壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分に限る。) 及び第 13 条第 4 (壁面式納骨施設に係る部分に限る。) の規定 びに別表第 2 の規定中壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設に係る部分は、同年同月 15 日から施行)

(横浜市墓地条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横浜市墓地条例(昭和 27 年 3 月横浜市条例第 14)

(2) 横浜市靈堂条例(昭和 31 年 3 月横浜市条例第 4)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前 の規定による廃止前の横浜市墓地条例(以下「墓地条例」という。)の規定により墓地の使用許可を受け、又は同 の規定による廃止前の横浜市靈堂条例(以下「 精堂条例」という。)の規定により靈堂の使用承認を受けている者は、第 4 条第 1 の規定による許可を受けたものとみなす。

4 第 5 条第 1 及び第 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる墓地及び靈堂の使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行われた 墓地条例の規定による墓地の使用許可又は 精堂条例の規定による靈堂の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

5 第 11 条の規定は、施行日以後に行われる使用許可証の書 え又は再 付の申請に係る手数料について適用し、同日前に行われた 墓地条例の規定による墓地の使用許可証の書 え しくは再 付の申請又は 精堂条例の規定による靈堂の使用承認証の書 え しくは再 付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

則(平成 5 年 10 月条例第 66)

この条例は、平成 5 年 10 月 18 日から施行する。

則(平成 13 年 12 月条例第 54)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市墓地及び靈堂に関する条例第 4 条第 2 から第 4 まで びに第 13 条第 1 及び第 8 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る墓地及び靈堂の使用の許可について適用し、同日前の申請に係る墓地及び靈堂の使用の許可については、なお従前の例による。

則(平成 17 年 9 月条例第 102)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1 の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定、第6条及び第7条の改正規定、第8条の次に1条を加える改正規定、第9条の改正規定、第13条中第3 をり、第4 を第3 とし、同 の次に1 を加える改正規定、別表第1 及び別表第2 の改正規定びに別表第2 の次に1 表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成18年8月規則第112 により同年9月1日から施行)

則(平成19年9月条例第52)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1(第1条第2)

名称	位置
久保山墓地	横浜市西区
三ツ沢墓地	横浜市神奈川区
日野公園墓地	横浜市港南区
メモリアルグリーン	横浜市戸塚区
上大 墓地	横浜市港南区
根岸墓地	横浜市中区
田奈墓地	横浜市緑区
台墓地	横浜市西区
城郷墓地	横浜市神奈川区
根岸外国人墓地	横浜市中区
久保山靈堂	横浜市西区

別表第2(第5条第1項)

種別	単位	使用料
墓地	1平方メートルにつき	83,000円
壁面式納骨施設	1基につき 10年間	220,000円
合葬式納骨施設	1体につき 永年	65,000円
芝生型納骨施設	1区画につき 永年	900,000円
	1区画につき 30年間	450,000円
合葬式樹木型納骨施設	1体につき 永年	140,000円
合葬式慰靈碑型納骨施設	1体につき 30年間	60,000円
家族納骨壇	1基につき 5年間	60,000円
	1基につき 10年間	120,000円
焼骨短期保管施設	1体につき 1年間	3,000円
大式場	通 、告別式又はこれに 準ずるもの	1時間につき 10,000円
小式場	通 、告別式又はこれに 準ずるもの	1時間につき 4,000円
	その他	1時間につき 1,000円

別表第3(第5条の2第1項)

種別	単位	管理料
墓地	1区画につき 1年間	5,000
芝生型納骨施設	1区画につき 1年間	8,000
合葬式樹木型納骨施設	1体につき 永年	60,000
合葬式慰靈碑型納骨施設	1体につき 30年間	30,000

(6) 横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則

制 定 平成 5 年 3 月 29 日 規則第 24

最終改正 平成 20 年 11 月 28 日 規則第 104

横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市墓地及び靈堂に関する条例(平成5年3月横浜市条例第14。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事 を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第4条第1 の規定により墓地及び靈堂(式場を除く。以下「 墓地等」 という。)の使用許可を受けようとする者は、墓地靈堂使用許可申請書(第1 様式)に、次に掲げる書類を 付して、提出しなければならない。

- (1) 住所を証する書類
- (2) 祭しを主宰することを証する書類(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。)
- 2 前 の規定にかかわらず、根岸外国人墓地の使用許可を受けようとする者は、前 の申請書に、国 を証する書類を 付して、提出しなければならない。
- 3 条例第4条第1 の規定により式場の使用許可を受けようとする者は、住所を証する書類を提示し、靈堂式場使用許可申請書(第2 様式)を提出しなければならない。
- 4 墓地等の使用は、1人につき1 所とする。
- 5 前 の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(平17規則127・一部改正)

(使用許可証及び使用不許可通知書)

第3条 条例第4条第4 に規定する使用許可証は、 墓地等については墓地靈堂使用許可証(第3 様式。以下「使用許可証」という。)とし、式場については靈堂式場使用許可証(第4 様式)とする。

- 2 条例第4条第4 に規定する使用不許可通知書は、靈堂式場使用不許可通知書(第4 様式の2)とする。

(平13規則107・一部改正)

(使用許可期間)

第4条 墓地等の使用許可期間は、次のとおりとする。

- (1) 墓地 永年
- (2) 壁面式納骨施設 10年間
- (3) 合葬式納骨施設 永年
- (4) 芝生型納骨施設 30年間又は永年
- (5) 合葬式樹木型納骨施設 永年
- (6) 合葬式慰靈碑型納骨施設 30年間
- (7) 家族納骨壇 5年間又は10年間
- (8) 燃骨短期保管施設 1年間

2 前 第2、第4、第6、第7 及び第8 に掲げる施設(使用許可期間が永年の場合を除く。)については、使用許可期間を更新することができる。

3 式場は、引き続き3日以上使用することができない。

(平18規則116・一部改正)

(使用許可期間の更新)

第5条 前条第2 の規定により使用許可期間を更新しようとする者は、使用許可期間の満了日の前1 月以内に手続を行わなければならない。

2 前 の規定により手続を行う場合は、第2条第1 の墓地霊堂使用許可申請書に使用許可証及び住所を証する書類を えて、提出しなければならない。

(領収書)

第5条の2 錄機により使用料(条例第5条第1 に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。)又は手数料を 収したときは、 収書(第4様式の3)を納付者に 付する。

(平6規則21・ 加、平13規則107・一部改正)

(管理料の納付方法)

第5条の3 久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の 墓地に係る管理料は、年度 とに市長が指定した期日までに納入通知書により、又は管理事務所の 口において納付しなければならない。

2 芝生型納骨施設に係る管理料は、年度 とに市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない。

3 合葬式樹木型納骨施設及び合葬式慰靈碑型納骨施設に係る管理料は、前納とする。

(平18規則116・ 加、平20規則16・平20規則79・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 条例第6条に規定する規則で定める場合は、使用料の 除にあっては第1 又は第3 に掲げる場合とし、管理料の 除にあっては第2 又は第3 に掲げる場合とする。

- (1) 条例第4条第1 の規定による市長の許可(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用の許可に限る。)を受けた者又は条例第9条の規定により使用権(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用権に限る。)を承継した者が、使用料の 除を申請する際現に生活保護法(昭和25年法律第144)による保護を受けている場合
 - (2) 条例第4条第1 の規定による市長の許可(久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の 墓地に係る使用の許可に限る。)を受けた者又は条例第9条の規定により使用権(久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の 墓地に係る使用権に限る。)を承継した者が、管理料の 除を申請する際現に生活保護法による保護を受けている場合
 - (3) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 前 第1 又は第2 の場合における使用料又は管理料の減 は、使用料又は当該年度分の管理料の2分の1とする。
- 3 第1 第3 の場合における使用料又は管理料の減 は、その都度市長が定める。
- 4 条例第6条の規定により使用料又は管理料の 除を受けようとする者は、 使用料 管理料 減 申請書(第5 様式)に使用料又は管理料の 除を受けようとする事由を証する書類を えて、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前 の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、 使用料 管理料 減 承認 不承認 決定通知書(第6 様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(平17規則52・平17規則127・平18規則116・平20規則16・一部改正)

(使用料等の返還)

第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、使用料の返還にあっては次に掲げる場合とし、管理料の返還にあっては第4 に掲げる場合とする。

- (1) 壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者(条例第4条第1 の規定による市長の許可を受けた者又は条例第9条の規定により使用権を承継した者をいう。以下同じ。)が、使用許期間内に使用を廃止したとき。
- (2) 使用者の めに することのできない事由により使用許可を受けた壁面式納骨施設、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は式場を使用することができなくなつたとき。
- (3) 芝生型納骨施設の使用者が、使用許可を受けた日から5年以内に使用を廃

止したとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

- 2 前 第1 の場合における使用料の返還 は、既納の使用料の 使用許可期間の年数をもって除して得た に、使用を廃止した日(この場合において、使用した期間が1年未満であるとき、又は1年未満の 数があるときは、これを1年として計算する。)以後の使用許可期間を じて得た の2分の1とする。
- 3 第1 第2 の場合における使用料の返還 は、その都度市長が定める。
- 4 第1 第3 の場合における使用料の返還 は、既納の使用料の2分の1とする。
- 5 第1 第4 の場合における使用料又は管理料の返還 は、その都度市長が定める。

(平17規則52・平17規則127・平18規則116・平20規則16・一部改正)

(使用料等の返還手続)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、 使用料 管理料 返還申請書(第7 様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前 の規定による申請があった場合は、使用料又は管理料の返還に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1 の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、 使用料 管理料 返還 承認 不承認 決定通知書(第8 様式)により申請者にその旨を通知しなければならない。
- 4 前 の通知を受けた者は、 使用料 管理料 返還請求書(第9 様式)により、 やかに市長に使用料又は管理料の返還を請求するものとする。

(平20規則16・一部改正)

(墳墓地等の移転)

第9条 市長は、条例第8条第1 の規定により 墓地等の移 を命ずる場合は、使用者に対しあらかじめ通知するものとする。この場合において、市長は、他の墓地等を供し、相当と認める移 料を補 するものとする。

(使用権の承継)

第10条 条例第9条の規定により使用権を承継しようとする者は、墓地靈堂 使用権承継許可 使用許可証書 え 使用許可証再 付申請書(第10 様式)に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原 を証する書類を えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

(平17規則127・一部改正)

(使用許可証の書換え等)

第11条 条例第11条第1 の規定により使用許可証の書えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2 の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は、前条の申請書を市長に提出しなければならない。

(平17規則127・一部改正)

(焼骨の引取り)

第12条 条例第14条第1 の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1ヶ月以内に墓地靈堂返還出書(第11 様式)に使用許可証を添て提出し、市長が特別の事情があると認める場合を除いては、焼骨を引き取らなければならない。

(平20規則16・一部改正)

(焼骨に対する措置等)

第13条 壁面式納骨施設、芝生型納骨施設(使用許可期間が30年間の場合に限る。)、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第1 に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2 の規定に基づき改葬することができる。

2 前 の規定により改葬された焼骨は、使用者に返還しない。

3 前条に規定する期間が経過した後、第1 の規定による改葬が行われる前に焼骨を引き取ろうとする者は、当該焼骨の保管に係る費用として1体につき1,000円を納付しなければならない。

4 合葬式慰靈碑型納骨施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかったときは、市長は、条例第14条第2 の規定に基づき合同埋蔵することができる。

5 前 の規定により合同埋蔵された焼骨は、使用者に返還しない。

(平18規則116・一部改正)

(使用上の義務)

第14条 使用者は、施設を にし、他に 又は を及ぼしてはならない。

2 使用者は、その使用について 員の指示に従わなければならない。

(使用面積等)

第15条 墓地の使用面積は、20平方メートル以内とする。

- 2 墓地の増加使用は、市長が埋葬又は埋蔵の 地がないと認め、かつ、従前から使用している 墓地と1区画をなすことができる場合に限り、前 に規定する面積の 囲内において許可する。

(工作物等の設置)

- 第16条 墓地の使用者は、囲 その他これに類する設備によって、使用する 墓地の区画を明らかにしなければならない。
- 2 芝生型納骨施設の使用者は、市長があらかじめ設置した墓標に故人の氏名等を表示した 属板等を設置することによって、使用する芝生型納骨施設を明らかにしなければならない。
- 3 墓地、壁面式納骨施設又は芝生型納骨施設の使用者は、工作物その他の設備の建設、改 、 去又は移 をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行出書(第12 様式)に設計書及び図面を えて提出し、工事終了後に市長の確認を受けなければならない。

(平18規則116・一部改正)

(工作物等の制限)

- 第17条 墓地に設置する工作物その他の設備は、次の に掲げる制限を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 墓碑又はこれに類する設備は、高さ(地盤面から設備の最高部までをいう。以下同じ。)3メートル以下とする。
- (2) 土設備は、高さ0.7メートル以下とする。
- (3) 周囲設備は、高さ1.5メートル以下とする。
- 2 壁面式納骨施設に工作物を設置する場合は、市長が定める大きさの 囲内で、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。
- 3 芝生型納骨施設に 属板等を設置する場合は、市長が定める大きさ及び方法に従い、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。

(平18規則116・一部改正)

(埋葬等の届出)

- 第18条 墓地等の使用者は、埋葬、焼骨の埋蔵 しくは収蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ墓地靈堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬 出書(第13 様式)に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48)第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を えて、市長に提出しなければならない。

(メモリアルグリーンの休園日等)

- 第18条の2 メモリアルグリーンの 園日は、1月1日及び12月31日とする。
- 2 メモリアルグリーンの開園時間は、 前9時から 後4時までとする。ただし、
4月1日から9月30日までにあっては、 前9時から 後5時までとする。
- 3 市長は、前2 の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、 園日
に開園し、 しくは 園日以外の日に 時に 園し、又は開園時間を変更するこ
とができる。

(平18規則116・ 加)

(久保山靈堂の休館日等)

- 第19条 久保山靈堂の 日は、次のとおりとする。
- (1) 国民の 日に関する法律(昭和23年法律第178)に規定する 日
- (2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- 2 久保山靈堂の開 時間は、 前9時から 後5時までとする。ただし、式場の利
用時間は、 前9時から 後9時までとする。
- 3 市長は、前2 の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、 日
に開 し、 しくは 日以外の日に 時に し、又は開 時間 しくは式場
の利用時間を変更することができる。

(平18規則116・一部改正)

(行為の許可申請手続)

- 第20条 条例第18条第1 の規定により行 の許可を受けようとする者は墓地靈堂
内行 許可申請書(第14 様式)を、同条第2 の規定により許可を受けた事 の
変更の許可を受けようとする者は墓地靈堂内行 許可事 変更許可申請書(第15
様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。
- 2 前 の申請書には、次に掲げる書類を 付しなければならない。
- (1) 物 の その他これに類する行 をしようとする場合には、 目、
価 、 時間及び収支の概算等の計画を記載した書類
- (2) 募 その他これに類する行 をしようとする場合には、募 意書及び募
計画書
- (3) 業として広告写真又は 画の 影その他これらに類する行 をしようとする
場合には、 影に従事する人員、 影のため持ち込む物 及び機 、使用
場所 びに現場 任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類
- (4) 前3 以外の行 をしようとする場合には、市長の指示する書類
- (5) 許可を受けた事 を変更しようとする場合において、前 の 付書類の
変更を必要とする場合には、当該変更に係る書類
- 3 条例第18条第2 ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要の

ない事 は、次に掲げるものとする。

- (1) 物 の その他これに類する行 をする場合において、 目等の類のものへの変更
- (2) 業として広告写真又は 画の 影その他これらに類する行 をする場合において、 影のための人員の な変更
(平17規則127・ 加)

(指定管理者の公募)

第21条 市長は、条例第19条第2 の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平17規則127・ 加)

(指定申請書の提出等)

第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第16 様式)を市長に提出しなければならない。

2 前 の申請書には、条例第19条第3 に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を 付しなければならない。

- (1) 定 、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の 記事 証明書
- (3) 前 の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書 びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) メモリアルグリーンの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則127・ 加、平20規則16・平20規則104・一部改正)

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事 は、健康福祉局長が定める。

(平17規則127・ 第20条 下、平18規則84・一部改正)

則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、この規則中条例第2条第1 に規定する壁面式納骨施設及び合葬式納骨施設の使用に関する規定は、条例 第1 ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(横浜市墓地条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 横浜市墓地条例施行規則(昭和27年4月横浜市規則第28)
- (2) 横浜市靈堂条例施行規則(昭和32年12月横浜市規則第77)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に前 の規定による廃止前の横浜市墓地条例施行規則(以下「 墓地規則」という。)の規定により 付された墓地使用許可証又は同の規定による廃止前の横浜市靈堂条例施行規則(以下「 靈堂規則」という。)の規定により 付された靈堂使用承認証は、第3条に規定する使用許可証又は靈堂式場使用許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際 墓地規則又は 靈堂規則の規定によりなされた手続その他の行 は、この規則の相当規定によりなされた手續その他の行 とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に 墓地規則及び 靈堂規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。
則(平成6年3月規則第21)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

則(平成6年3月規則第41)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の 中略 規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適 正の上使用することができる。

則(平成10年5月規則第47)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則、地方公営 業法の財務規定等を適用する事業に係る給与支出事務の特例に関する規則及び横浜市立大学 学部 属 病院規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。

則(平成13年12月規則第107)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。

則(平成17年3月規則第52)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正後の横浜市 場条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市 場条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。

則(平成17年9月規則第127)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則第6条の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた者の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。

則(平成18年3月規則第84)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決 理の過程にある事案の 理については、なお従前の例による。

則(平成18年8月規則第116)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適 正の上使用することができる。

則(平成20年3月規則第16)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市墓地及び霊堂に関する

条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適正の上使用することができる。

則(平成20年7月規則第79)

この規則は、公布の日から施行する。

則(平成20年11月規則第104)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市地域ケアプラザ条例施行規則、第2条の規定による改正前の生活保護法施行 則、第3条の規定による改正前の横浜市地域生活支援サービス 及び高 地域生活支援サービス の支給等に関する規則、第5条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則、第13条の規定による改正前の横浜市 生検査所条例施行規則、第14条の規定による改正前の 法施行 則及び第16条の規定による改正前の横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適正の上使用することができる。

(様式略)

6 その他

横浜市営墓地年表

年 次	横浜市営墓地関係	国 等 の 動 向
明治 4 年 (1871 年)		戸 法改正、宗門人別 、寺請制度を廃止
明治 6 年 (1873 年)		墓地の設置及び取 の制限に関する件 政 達
明治 7 年 (1874 年)	久保山墓地開設 ※ 東京府は 引内での埋葬を禁止し、 山、深川、 戸に共同墓地を設置	
明治 17 年 (1884 年)		自葬の解禁 内務 口達 墓地及び埋葬取 規則 政 布達 墓地及び埋葬取 規則施行方法 目 標準 内務省達
明治 22 年 (1889 年)		横浜市政施行
明治 35 年 (1902 年)	根岸外国人墓地開設	
明治 41 年 (1908 年)	三ツ沢墓地開設	
大正 13 年 (1924 年)		納骨堂取 規則 察
昭和 7 年 (1932 年)		墓地及埋葬取 規則
昭和 11 年 (1933 年)	日野公園墓地開設	横浜市日野墓地使用条例
昭和 22 年 (1947 年)		民法改正に う家制度廃止
昭和 23 年 (1948 年)		墓地、埋葬等に関する法律 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
昭和 27 年 (1952 年)		横浜市共葬墓地条例 横浜市共葬墓地条例施行規則
昭和 30 年 (1955 年)		横浜市靈堂条例
昭和 31 年 (1956 年)		墓地、埋葬等に関する法律施行 則 横浜市靈堂条例施行規則
昭和 32 年 (1957 年)	久保山靈堂開設	
昭和 56 年 (1981 年)		横浜市墓地条例 横浜市墓地条例施行規則
平成 5 年 (1993 年)	日野公園墓地合葬式・壁面式開設	横浜市墓地及び靈堂に関する条例 横浜市墓地及び靈堂に関する条例施行規則
平成 15 年 (2003 年)		横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例
平成 18 年 (2006 年)	メモリアルグリーン開設	